

平成21年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成21年6月17日（水曜日）

議事日程第1号

平成21年6月17日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 議案第74号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 第5 議案第75号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
 - 第6 議案第76号 物品の取得について
 - 第7 議案第77号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第3号）
 - 第8 議案第79号 平成21年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）
 - 第9 議案第80号 平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）
 - 第10 議案第81号 平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
 - 第11 議案第82号 平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
-

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤進
総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木充	管財課長	伊勢均
税務課長	小林孝一	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校教育課長	辻正英
学校給食センター所長	木村学	峰浜町民サービス課長	金平嘉孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

これより平成21年6月8峰町議会定例会を開会します。

議員の皆様にお知らせいたします。6月10日に町長から提出された、議案第73号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第78号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の2議案については、11日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。

八峰町議会会議規則第20条では、会議の議題となる前においては議長の許可を得なければならないと規定しており、当職は、議会運営委員の皆さんとも協議の上、この撤回の申し出を許可することにいたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る6月10日、議長同席のもと全委員出席し、議会運営委員会を開き、6月1日付で議長から諮問のあった、平成21年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から19日までの3日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りいたしました日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日から19日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から19日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成21年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、新年度に入ってはや3カ月となりますが、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

最初に、防災関係について報告申し上げます。

今年は、これまでのところ住宅・原野とも火災がなく、この状態を維持して無火災を達成したいものと思っております。

今シーズン初の山菜採り遭難が14日午後に発生、男鹿市の方が春秋林道終点近くで沢

に入って遭難したものの、夕方までに県警へりによって無事救出されたところであり
ます。

次に、先般の臨時議会でも報告のとおり、4月上旬の北朝鮮のミサイル発射への対応
や新型インフルエンザの発生・拡大など、国・県を初め各自治体の危機管理が問われ、
当町でも体制整備と備蓄品の確保などに取り組んだところでもあります。

次に、日本海中部地震・津波の発生から26年目となる今年は、5月24日に水沢地区で
防災訓練と水防訓練を実施したところです。

また、6月7日には大久保岱地区で県の指導による町では初めてとなる土砂災害防災
訓練を実施し、避難訓練などを実施したところでもあります。参加された両地区住民や消
防団の皆様には感謝申し上げます。

次に、選挙関係についてご報告いたします。

4月12日に秋田県知事選挙が施行され、前回は上回る69.59%の投票率でした。

また、新町になって初めての改選となる農業委員会委員選挙は昨日告示されましたが、
定員と同じ13名の立候補で、無競争となったところです。

なお、峰浜地区の投票所は今回の農業委員選挙から3カ所を減じて5カ所となり、全
町で8投票所体制となりましたので、ご報告いたします。

次に、新庁舎関係の工事の進捗についてご報告いたします。

先月25日の全協でご説明のとおり、新庁舎の建設は5月29日の工期を目前にして、建
設工事のうち給排水設備工事を請け負っている大東施設工業株式会社が倒産しました。
その後、工事の出来高検査を6月5日に実施しましたが、衛生及び給湯設備等の取り付
けや自動制御設備等の調整が行われておらず、工事請負額5,767万200円に対する出来高
額は5,235万3,000円で、出来高率は90.8%となっております。

未施工分の工事等については町直営で施工する準備を進めており、建築工事、電気設
備工事及び現在進められている外構工事との調整を図りながら、工期を延長して7月中
には新庁舎を完成させたいと思っております

また、昨年度の臨時交付金事業である防災備蓄倉庫も昨日発注されたところであり
ます。

次に、ふるさと会について申し上げます。

今年11月22日に設立総会を予定している八峰町関東ふるさと会の今年度第1回役員会
が5月23日、東京都内で開催されております。第1回目の役員会ということで担当課長

が出席し、合併協議の進行状況を確認させていただくと共に、町の支援の考え方をお伝えしてきたところです。

当日の役員会には、東京八森会、関東峰浜ふるさと会の会長、幹事長を含め8人が出席し、前回からの持ち越し案件や会則について協議したほか、設立総会まで時間が迫ってきたことから、今後、スピードを上げて詰めの作業を行っていくことが確認されました。

また、役員会では、八峰町の物産販売、きりたんぼの食材提供などの要望があり、それぞれ予算措置していることや人員の手配をしている旨を伝えてまいりました。

あわせて、設立総会には議会の皆様全員が参加する計画であることも伝えてまいりましたので、よろしくお願いいたします。

次に、定額給付金の状況について申し上げます。

金融機関への振り込みについては月2回、現金支給についてはその都度支給してきましたが、4月16日の支給開始以来、順調に推移しております。

当初、転居先不明で5件の申請書の返送がありましたが、確認作業の結果、5件とも連絡が取れ、支給手続も終了しております。

第5回目の支給となる5月20日締め切り、6月18日振り込み予定分までの状況について申し上げますと、支給対象世帯3,177世帯のうち3,130世帯が申請を終了し、残る世帯は47世帯となっております。

残る方々には、電話連絡するなど漏れなく給付できるよう努力しているところであります。

次に、新エネルギー・重点ビジョン策定事業について申し上げます。

当町では、平成19年度に新エネルギーの導入促進の指針となる「八峰町新エネルギービジョン」を独立行政法人・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の支援を受け策定しております。

このビジョンでは新エネの「導入促進」がメインとなっておりますが、これをもう一歩前進させて、木質バイオマス・菜種・BDFに焦点を絞って事業化提案や事業導入を想定した「重点ビジョン策定事業」をNEDOに申請しておりました。

このたび内示をいただき今定例会に関係予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事業内容・趣旨につきましては、先の議会全員協議会で説明したとおりであります。

森林資源等の木質バイオマスや菜種、廃食油の未利用資源を活用した新たな産業興し・起業化提案を想定した計画づくりを行うものであります。

次に、春の全町一斉清掃について申し上げます。

4月19日は天候に恵まれ、早朝からたくさんの町民の皆様が参加してくださいました。例年のように八森地区においては側溝の泥上げや地域周辺の清掃を、峰浜地区では道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトル等、拾い集めたところです。

集められたごみは、燃えるごみが約1,050キロ、燃えないごみが約1,220キロで、昨年と比べると、燃えるごみが約700キロの減、燃えないごみも1,970キロの大幅減となっておりますが、不法投棄された自動車のタイヤなどの粗大ごみも多く、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加いただいた町民の皆様には感謝を申し上げますと共に、7月11日は八森地区の海岸清掃も行うこととしておりますので、町民多数のご協力をお願いしたいと思います。

次に、乳幼児医療費の無料化について申し上げます。

零歳から6歳までの乳幼児に対する医療費助成についてですが、県の補助制度を活用しながら、被保険者の窓口負担相当額に対して県と町がそれぞれ2分の1を補助し、乳幼児医療費に係る経済的負担を軽減してきております。

しかしながら、現在の制度では一定の所得を超えた場合、補助の対象外となる所得制限が設けられ、市町村民税所得割課税世帯の乳幼児の場合は医療機関窓口で一部負担が発生する内容となっております。

このため、町独自の子育て支援対策として8月1日の福祉医療費受給者証の更新に合わせ、所得制限の撤廃や医療機関窓口での一部負担への補助を実施するため、八峰町福祉医療費支給要綱を改正し、乳幼児医療費の窓口負担の無料化を図ってまいりたいと考えております。

今議会に関連予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、新型インフルエンザへの対応について申し上げます。

4月28日、庁内に新型インフルエンザ危機管理連絡室を設置し、情報の収集や町民への情報提供に努めると共に、八森保健センター内に発熱相談センターを設置して町民からの相談に対する体制整備を図ったところです。

その後、国内での発症者が確認されたことを受け、5月18日に八峰町新型インフルエ

ンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザが蔓延となった場合等に備えると共に、国や県の行動計画に沿った八峰町新型インフルエンザ対策行動計画の策定を進めているところです。

現在、新型インフルエンザの国内発症患者は拡大傾向にあります。幸いにも弱毒性で季節性インフルエンザと類似し、治療薬のタミフルなども効果があることが判明しておりますが、警戒を怠ることなく情報収集に努め、町民の皆様に最新情報を提供すると共に、相談などの対応を実施してまいります。

なお、八峰町発熱相談センターについては土日や祝日も開設してまいりましたが、現在の状況を踏まえ、町では6月15日からは平日の勤務時間のみの対応とし、時間外は能代保健所へ連絡するよう周知を図ったところであります。

新型インフルエンザの流行について公表されている情報では、今回の流行はインフルエンザウイルスの特性から夏季には小康状態になり、秋・冬には第2波の流行が予測されており、状況に応じて発熱相談センター再設置等、必要な対応をしてまいります。

次に、緊急雇用対策事業について申し上げます。

初めに、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業についてであります。本事業は、厳しい雇用情勢への対応として県が造成した基金を原資に行う事業であり、本町においては、ふるさと雇用事業として6事業、緊急雇用創出事業として12事業が採択となり、4月22日から4月27日にかけてそれぞれの募集团体において面接試験が行われ、早いところでは5月1日から雇用がスタートしております。

本事業により合計で41人が新たに雇用の機会を得ることになりますが、ハローワークへの本町登録者数は5月現在で188人と依然として厳しい雇用情勢にあることから、今後も県基金事業の積極的な活用を努めてまいりたいと考えております。

また、5月13日開催の議会臨時会において設置した八峰町雇用創出基金を積極的に活用し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るために「八峰町雇用創出活動支援事業補助金交付要綱」を定め、町内の事業者等が行う雇用創出活動事業に財政支援をすることとし、本定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、プレミアム付商品券について申し上げます。

個人消費の拡大によって地域商業の活性化を図ろうと、白神八峰商工会からプレミアム率20%で1世帯の限度額5万円の地域商品券、総額6,000万円が4月20日から販売されました。

初日の販売額は1,090万円と好調なスタートとなりましたが、5月に入ってから1日に多くて74万円、少ない日は5万円と販売額が低迷したことから、5月15日からは、八峰町民は1世帯50万円まで、町外の方は1世帯10万円までと購入対象者及び購入限度額を拡充させたところ、5月19日をもって完売となりました。町外の方への販売額は、137万円であったと報告を受けております。

今後についてであります。商品券の利用期間が10月19日までとなっていることから早期の利用をお願いすると共に、住民の消費意欲の向上と地域商業の活性化を図るため、第2弾プレミアム商品券の発行を検討したいと考えております。

次に、これまで開催した各種のイベントについて申し上げます。

秋田県水と緑の森づくり税を活用した事業として、4月11日に「キノコ植菌体験教室」を、5月24日に「ニツ森自然観察会」を開催しました。

キノコ植菌体験教室は天候に恵まれ約40人の参加者が、シイタケとナメコの植菌作業に心地よい汗を流しておりました。

また、ニツ森自然観察会には35人が参加しました。当日は、雨模様で山頂から白神山地を望むことはできませんでしたが、参加者は山頂付近を彩る満開のミネザクラをバックに記念写真を撮影し、残雪を抱えた白神山地の遅い春を満喫していました。

八峰町観光協会主催の桜まつりは、4月22日から5月6日まで御所の台ふれあいパークで開催されました。今年は、公園内のほとんどの桜の花芽が野鳥のウソに食べられるという被害もあり、4月22日と29日のイベントは例年より少なめの観客となりましたが、後半は好天が続いたことから、家族連れなど多くの観光客が訪れていました。

期間中の観光客は4,800人程度と推計しております。

八峰町地域活性化講演会「白神の麓でアルパカを」と題して、5月23日、あきた白神体験センターで開催しました。講演会には約50人が参加し、アルパカという動物の育て方や毛の利用法、ビジネスの可能性と展開などについて、アメリカコロラド州在住のシュガーマン夫妻を講師に迎え、講演と実演が行われました。

アルパカについては、今後、那須高原への視察研修も予定していることから、その結果も踏まえて、本町の観光振興に結びつくかどうか検討したいと考えております。

なお、6月20日から7月5日まで、ポンポコ山公園を会場に八峰町観光協会主催の「ラベンダー祭り」が開催されることになっており、ラベンダーの刈り取り体験やラベンダーグッズの販売など、町の自然や資源を活用したイベント事業で大いに当町をPR

してまいりたいと考えております。

次に、第三セクターの経営状況等について報告いたします。

株式会社ポンポコ山の株主総会は5月15日に開催され、3万3,372円の損失を計上した第12期決算報告などが承認されたほか、同日付で会社の解散が決定され、現在、清算事務が行われております。

ポンポコ山公園のリニューアルにつきましては、昨年度、検討委員会を設置し、「ポンポコ山公園改修計画」を作成しておりますので、本計画をたたき台に、各方面からの意見も取り入れ、本年度から改修工事に着手する予定であります。

八峰町の南側の玄関口として、親子を初め様々な年齢層の方々に親しまれる公園にしたいと考えております。

ハタハタの里観光事業株式会社の株主総会は5月28日に開催され、リニューアル2年目を迎えた平成20年度は、原油高に伴う燃料費の高騰等、取り巻く経済環境は非常に厳しい状況でありましたが、入浴者数は15万1,221人と15万人台をクリアしており、400万円を町に寄附した後の当期純利益は380万円余りとなっております。

しかし、経済環境の悪化などを要因に飲食部門が大きく落ち込んでいることから、なお一層の営業努力と経営の効率化に役職員一同取り組んでいくこととしております。

次に、農作業の進捗状況について申し上げます。

今年も降雪量の不足と共に4月中の降雨量も少なく、昨年のように水不足が心配されましたが、5月10日から3日間まとまった雨が降り、水不足は解消され代かき作業も順調に進み、田植えも平年並みに行われ、5月下旬にはほぼ終了しました。

4月25日夜、最大瞬間風速24メートルの強風により、育苗中のハウス10棟に被害がありました。幸い苗には被害がありませんでした。

また、5月13日から3日間、強いやませと共に低温となり、そのころ田植えした苗に一部白枯れが見られましたが、その後、好天が続く苗も回復し順調に生育しています。

今後も県、農協と連携して「あぜ道情報」の配付やあぜ道相談等を実施し、稲作の栽培指導に努めてまいります。

さらに、5月14日に降雹がありましたが、梨の果実はまだ小さかったため幸い被害がなく、果樹農家は出来秋を目指して摘果作業等に精を出しております。

次に、「八峰町菜の花プロジェクト」について申し上げます。

3月2日の議会全員協議会で「企画書」を配付して説明いたしました。再度、事業

の概要について説明いたします。この事業は3つの目標を掲げ、平成23年度までの3年にわたって実施するものです。

目標の1つ目は、菜の花の特性を生かして農業と観光の振興を図り、地域の活性化を目指すことです。

目標の2つ目は、昨年度から取り組んでいる廃食用油回収活用プロジェクトと連携し、資源循環型システムの構築を図るものです。

3つ目の目標は、多数の町民がこのプロジェクトに参加することによって地球温暖化防止に関心を持ってもらうことです。

菜種の試験栽培ですが、昨年8月18日に全農家に「菜種展示圃設置協力者募集」のチラシを配付し、申し込みのあった農家に対して8月28日に説明会を開催し、事業内容について説明しました。

その結果、11戸の農家から賛同をいただき4ヘクタールの展示圃を設置し、9月中旬に播種してもらいました。生育調査を行い追肥や害虫防除などを指導し、農家から肥培管理に努めてもらい、越冬した菜種は現在順調に生育し、7月に収穫できる見込みです。

収穫作業は、ソバ用コンバインを所有している農家に菜種用アタッチメントを装着し、刈り取りを行ってもらうことにしています。菜種の乾燥は、当初、天日乾燥を想定していましたが、NPO法人あきた菜の花ネットワークから、菜種は収穫後、乾燥が不十分だと発熱して品質が低下するので、乾燥機を利用した方がよいとアドバイスを受け、6月補正に乾燥機と水分計の購入費や燃料費、消耗品費を予算計上しましたので、よろしく願い申し上げます。

菜種の収穫から乾燥、搾油、菜種油の製造までについては、町でも初めての取り組みですので、今月中に職員を菜種の先進地である小坂町に派遣して研修させることにしています。

プロジェクトの一環事業として、6月11日には峰栄館で菜の花講演会を開催しました。講演会に先駆けて、午前中に25人が参加し「菜の花油の旬料理教室」を、午後からは「菜種の搾油、BDF（バイオディーゼル燃料）精製実演」と講演を行いました。講演会には50人が参加し、本町外林出身で秋田県立大学生物資源科学部長の佐藤了先生から「今なぜ菜の花プロジェクトか」と題して講演をいただいたほか、同大学のお二人の先生から「菜の花から始める地域活性化事例に学ぶ」、「廃食用油を効率的に利用し尽くす方法」と題して、プロジェクトを推進する上で大変参考になるお話をしていただきま

した。

次に、産直施設「おらほの館」の増改築工事について申し上げます。

峰浜産地形成促進施設「おらほの館」は、生産者の顔が見える農産物の直売や地産地消を推進し、農業所得の向上を図るため、平成10年度に国の補助事業を活用して1億6,000万円余りを投じて建設しました。現在では、生産者の情報交換の場になっているほか、地域内外からの交流にも効果を発揮し、町の活性化に大きく貢献しております。

平成20年度の売上高は1億1,000万円余りで、平成15年度以降6年連続で1億円を突破し、産直会の会員1人当たりの売上高も200万円余りとなっております。

開設時に比べ、売上高、入客数とも2倍となりました。取り扱い数量が増えたことから野菜の販売や搬入、事務に支障を来しているため、野菜直売コーナーや研修室、事務室、準備室など計53平方メートルの増改築を行う計画です。

この増改築に要する経費は平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金を充当し、実施設計が出来次第、工事に着手し、今年中の完成を目指しております。

今回の補正予算に関連事業費を計上しましたので、よろしくお願いいたします。

また、5月11日、「おらほの館」施設利用組合と峰浜産直会の定例総会が開催され、観光バスの立ち寄りが減り入客数が前年度よりも落ち込んではいないが、より生産に力を入れ自慢の商品を売り込んでいくほか、惣菜部門の充実とエコファーマーの取得にも取り組み、今年度も1億円以上の売り上げを目指すことを確認しました。

また、総会后、峰浜産直会と食堂部から20年度の売り上げ収益から町に64万円の寄附があり、町では皆さんの善意を有効に使わせていただくことにしております。

次に、このほかの農業関係事業の進捗状況を報告いたします。

まず、秋田県では数年前から稲作の低コスト生産対策として水稻直播栽培の拡大に取り組んでいますが、本町でも今年初めて峰浜地区の農業生産法人がこの栽培に取り組みました。

5月13日に50アールの水田に播種機で播かれたコーテング種子は、10日後に発芽し、田植機による移植苗より草丈が短いながらも順調に生育しています。

今後も県、農協と連携を図りながら、この水稻直播栽培の普及に努めてまいります。

次に、新規事業の町単独農業農村整備事業についてご説明いたします。

事業規模が小さいため、国や県の補助事業の対象とならない事業主体に対して町が補助金を交付し、農地や農業施設の整備を支援するもので、23年度までの3年間実施する

ものです。

今年度の実施状況については、町広報に事業内容を掲載し募集したところ、4団体から事業の申し込みがありました。事業内容は用水路の改良工事などで、いずれの団体も稲の収穫後に工事を実施する計画で、総事業費は645万円、補助金交付見込みは309万円です。町の補助金は当初で600万円予算措置しており、まだ余裕があることから2回目の募集を9月ごろに行う予定であります。

次に、19年度に町からJ A秋田やまもとに移行した米の生産調整業務は、順調に推移しています。今年の水稲作付目標面積1,182ヘクタールに対して、農家から提出された水稲生産実施計画書を集計したところ、作付見込み面積は1,170ヘクタールで12ヘクタールの余裕があり、市町村間調整で三種町に5ヘクタール譲渡する旨、県知事に報告しました。前期の転作現地確認は6月8日から26日まで実施します。

今年度から自己保全管理の草刈りをしていない水田については、とも補償の受託費に差をつけることにし、自己保全管理の草刈りの有無を確認することにしました。

次に、平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金の農業関係の事業の進捗状況について申し上げます。

野菜集出荷施設の真空予冷設備のクーリングタワー改修工事は5月中に完成し、稼働しています。

また、猿害対策の炭酸ガス安楽死装置は6月15日、完成検査済みです。電気柵も既に納入され、7月から設置作業にかかる予定です。秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業で4人の作業員を6月から8月まで雇用し、数年前に八森地区に設置した電気柵周辺の草刈り等を行い、電気柵の機能回復に努めています。

次に、この春開校した新生八森小学校の近況について報告します。

4月6日に開校式、翌7日に新1年生31人を迎え入学式を挙行し、児童総数194人でスタートを切ったところです。

初めてのスクールバスも事故なく順調に運行されております。

また、悪天候で2度も延期した春季大運動会も、5月26日にプログラムを縮小して開催されました。

統合して初めての運動会とあって、平日にもかかわらず地域の方々がたくさん応援に駆けつけ、児童たちへ熱い声援を送っていただきました。

開校後、校舎内の各教室には児童の声が響き渡り、順調な学校生活を送っております。

今後、新しい八森小学校として一つ一つ歴史が刻まれていくものと思います。今後とも地域の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、生涯学習関連について申し上げます。

秋田県生涯学習推進本部・秋田県教育委員会が主催する「美の国カレッジあきた地域学県北講座」が今年度、八峰町で開催されております。

全県を一つのキャンパスと見なし、秋田の自然や歴史・文化など広域的な「あきた学」を学ぶ講座で、県内各地区で平成20年度から開設しているものです。

「八峰キャンパス」は、去る5月31日にファガスで開講式と記念講演が開催され、県文化財保護協会理事太田實氏が『安藤氏と日本海』という演題で講演し、43名が受講いたしました。

今後、今月から8月まで6講座が開催されますが、7月11日には、地元から元発盛鉱業所長米谷創一氏が「八森鉱山と発盛鉱業所」について講演することになっております。

次に、「あきた白神体験センター」について申し上げます。

あきた白神体験センターは7月1日から3年目に入り、自然体験等活動拠点施設として非常に重要な年を迎えることとなります。秋田県からは様々な体験活動の企画・指導のために引き続き社会教育主事資格のある教員を1名、長期社会体験研修員として小学校の教員を1名派遣していただいております。町でも、体験活動のメニューのさらなる充実を図るため、職員を1名増員して職員3名で当センターの運営に臨んでおります。

昨年度ご利用いただいた小中学校からは今年度もほとんどご利用のご予約をいただき、遠方の小中学校からも新たに問い合わせをいただいている状況で、経済情勢が厳しい中においては順調な滑り出しとなっております。

また、新規利用者を開拓するために首都圏からの修学旅行の誘致やグリーン・ツーリズムとの連携、新たな体験メニューづくりなどに積極的に取り組んでいます。

さらに、年間を通じたイベント情報の提供や独自事業の充実を図り、一般利用者の獲得にも努めてまいります。

さて、議案説明に入る前に議案の撤回とお詫びを申し上げます。

今議会に提案しました議案第73号「八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」と、議案第78号「平成21年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」の2件については、議案提出後、事務的な手違いから繰越財源としてさらに約1,200万円見込めることが判明し、再検討する必要性が生じたため、議長あて取り下げを

お願いしたところであります。

両議案については、町民の国保税に直接影響を与える大事な議案であり、特に、今回の国保税については、現在の経済状況から基金の全額取り崩し等含め得るだけの負担を軽減する方向で検討し、国保運営協議会からも了承してもらった経過もあります。

既に町民には、国保運営協議会の新聞報道で流れていることや教育民生常任委員会でも説明したところであり、大変ご不信とご迷惑をおかけすることになります。今年度国保税検討に当たって取ってきた基本的考え方から、新しい財源見通しを精査した上、できるだけ軽減を図るべきだとの考え方に立って2議案を取り下げさせていただき、再検討させていただきました。

その結果、本年度国保税税率は、基金の全額取り崩しと繰越財源を充当しながら前年同様とすることとし、異例ではありましたが、12日、再度、国保運営協議会を開催していただき、ご了承を得たところであります。

しかしながら、今回のことは事務的手違いとは言いながら町民の負担に直結することでもあり、今後においては慎重の上にも慎重に精査して提案するよう注意を受けたところでもあります。

町としてもこのことを真摯に受け止め、今後、正確な業務遂行を行うよう職員指導を強化してまいります。

一連のことで町民の皆様、議会の皆様にご迷惑をおかけしたことを深く反省すると共に心からお詫び申し上げます。

なお、これらの財源を組み入れた補正が必要なことから、今議会最終日に再度補正予算を追加提案したいと思っておりますので、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要について簡単に説明いたします。

議案第74号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定については、秋の新庁舎の供用に合わせて稼働する戸籍の電算化によって発行される戸籍証明書の名称が変わることに伴う改定であります。

議案第75号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、利用形態に合わせた使用料の見直しによるものであります。

議案第76号、物品の取得については、町営診療所患者輸送バスの更新に伴う財産取得に関するものであります。

次に、補正予算についてご説明申し上げます。

議案第77号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、8,183万5,000円を追加して、歳入歳出の総額を56億9,023万円とするものであります。

この主なものとしては、人件費の異動に伴う調整が各款項目にあります。ほかに新エネルギー重点ビジョン策定事業、新庁舎の供用に合わせたワンストップサービスの導入経費、介護保険特別会計への繰出金、町雇用創出活動支援事業補助金、産直施設おらほの館の増改築などであります。

議案第79号、平成21年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、380万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を682万6,000円とするもので、平成20年度実績に伴う精算として国等への償還金と一般会計への繰り出しを行うものです。

議案第80号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、96万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を8億4,053万2,000円とするものであります。介護従事者処遇改善基金からの繰り入れと介護保険概要パンフレットの作成を行うものです。

議案第81号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、596万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億2,521万円とするものであります。これは春の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

議案第82号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、121万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億2,663万4,000円とするものであります。これも春の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

以上、6月議会定例会でご審議いただく議案は8議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、重ねて申し上げますが、国民健康保険事業勘定特別会計補正予算については追加提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第74号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題

とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第74号について説明いたしますが、その前にこちらの方も一部手直しをお願いしたいと思います。

説明文のところの「八峰町手数料条例の一部を」、次の項目なのですが「次のように」という5文字を削除してください。一部を改正する条例。本文のですね中に「八峰町手数料条例の一部を次のように改正する」とありますけれども、「一部を改正する条例」ですので、ここ間違っていましたので訂正願いたいと思います。「次のように」というところが余計な文字が入ってしまいましたので、大変失礼しました。

それでは、議案第74号について説明いたします。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年6月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由ですけれども、全協でも説明のとおり、秋から戸籍の電算システムの導入があります。それに伴って戸籍証明書の名称が変わることになりますので、それに伴っての改正であります。

次のページをご覧ください。

条例の方の説明ですけれども、今までの戸籍の項目の手数料のところの戸籍の謄本・抄本の交付、これが今度、下の方のように戸籍の電算化に伴って文面が若干変わってきます。入る文面が「磁気ディスクをもって調整された戸籍」、戸籍の電算によって出されることと、こういうふうになりますが、今まで「謄本」という項目が「全部」という名称に変わります。それから「抄本」と言われるところが「一部」ということで、単価については変わりありませんけれども、そういうふうに名称が変わります。それによって文面がこのように、1行でよかったものが4行表示ということになります。

附則の方に、この条例は、21年7月1日から施行する。

新庁舎での戸籍電算は9月の24日からの供用なのですが、7月1日からは戸籍の謄本・抄本という名前の方に戸籍の電算も合わせてできるような表示だけはしたいと思っています。したがって、7月1日からやっていくと。ただ、戸籍電算については秋からということで、単価は変わりません。

以上ですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可
決されました。

日程第5、議案第75号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを
議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） それでは、議案第75号、八峰町ハタハタ館条例の一部を
改正する条例制定についてをご説明いたします。

この中でも「次のように」というまた文言が入っております。訂正をお願いいたしま
す。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成21年6月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。ハタハタ館における使用料を見直すため、条例改正するもので
あると。

全協でもお話ししましたハタハタ館の休憩室の利用については、当初、部屋の会食を
するというを前提に設けられておりますが、最近では会食をしないで休憩のみに利
用されると、お客さんが非常に増えてきたということから、ハタハタ館側ではこれらの
利用形態に対応した料金設定をしたいという要望がございました。その関係で、関係部
分の使用料を改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願ひます。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例。

八峰町ハタハタ館条例の一部を次のように改正する。

別表第2でありまして、中広間1室1時間1,500円のを2,000円に、2室通し使用1時間2,000円のを3,000円に、休憩室1室1時間1,000円のを1,500円に、それから会議室1室1時間2,000円というものを、会議室は現在ございませんので、その部分は削除するというものでございます。

附則として、この条例は施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 全協での説明もありましたけれども、食事をとらないで休憩だけをするということで職員をそこに配置しなくてはいけないというふうなことでしたけれども、コールを押しますと、すぐ近くに、控えのところに、2階に職員がいると思うんですが、それは別に職員をそこに配置しなくともコールの線を下の方に、フロントか別のところに配置すれば職員はそこに待機しなくてもいいのではないかとということと、私もちょっと料金が非常に高くなるので別のところをちょっと聞いてみました、藤里のゆとりあ、ゆめろん。そうすると、やはり1時間という区切りは、風呂に入って1時間ということとはほとんどあり得ないことですので、ほかの方は3時間から6時間単位で区切りをつけております。8畳間の場合、3時間から6時間までで3,000円、4畳半の場合で同じく2,500円ということで、ゆめろんの場合も10畳間で3時間から6時間までで3,000円、こういうなことを考えますと、このハタハタ館の利用料というのは非常に高いのではないかとということと、ほとんど食事をあてにするのであれば時間的に限られてきますので、お風呂に入りたい人はその中間をねらって利用する人も多いと思います。食事のみにこだわった料金設定というのは、かえって利用料を狭めるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） まず最初に、コールのボタンを押して1階からという話がございますけれども、現在、おっしゃるとおり2階の方に2階フロアの方々が詰めているということですので、全室がまた全て同じような形態で利用されているというわけでもございませんので、やはり2階の方にはそれなりのスタッフが必要でないかと思っ

おります。

それから全協の際に見上さんの方からご質問がありましたので、こちらの方でも調べてみました。おっしゃるとおり3時間と言ってますけども、まず基本は1時間当たり、ゆめろんの場合は中広間が2,000円、先ほど言った休憩室、個部屋については1,000円ということでございました。ハタハタ館の場合は500円、現在いただいております。決して高くはないということでございまして、しかも、ゆめろんさんにお伺いしたところ、会食をしないで使用する方がいた場合には、その方はやめていただくということで、基本的には御飯を食べていただく方がそこを使用して、1時間当たり1,000円、大体3時間ぐらいですので3,000円をいただくというようなルールにしているようでございます。ハタハタ館の場合も今回改正するわけですが、会食する場合には今までどおり1時間当たり500円という料金は変わりないと。ただし、会食をしない方々が非常に出てきたと。やはり大広間で休むんじゃなくて、仲間でその個部屋を借りて会食しないでゆったりお風呂に入るといった方もいらっしゃるということから今回改正をお願いしたいということでございますので、ハタハタ館側の利用しやすいような体系ということで、こちらの方はまず上限をちょっと上げたいということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、これは大体幅を、その人によって1,500円となっておりますけども、来た人によって500円とか300円を取る、その意味はわかりますが、まずこの間も株主総会が、さっき町長の報告で株主総会も終わりました。今まで私も何度も言ってきたんですけども、株主総会終わったらばすぐ収支決算書を前期と後期にわたって出してくれということをお願いしてあったんですが、今日来たらあるのかなと思ったらばございませんでした。それを本当は中身を見ますと1,100万円の赤字、そして町に400万円、町から2,500万円行って600万何ぼの黒字になったということでございますが、まずそういう収支決算書があれば皆さんもああ、このぐらい上げればこうなるのかなという想像はつくと思うんですが、まず、ただお金を上げてくれと。利幅を、利幅というより幅をもって余裕を持ちたいんだという意味はわかるんですけども、その余裕を持ったおかげで幾らぐらいのハタハタ館にお金が入っていくのかということもわかりません。だから、私は別に上げなくてもいいのかなと思ってもあったんですけども、まず先にいつも約束しているとおり収支決算書をやっぱり早急に出していただかないと、本当はそれがない

と、こういう答弁にも質疑にも入らないと思うんですよね。だから今後これからこういうことないように、やっぱり約束事は約束として守っていただきたい、それについてちょっと。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

決算書の関係については例年9月議会に出しているという話でございますので、今回は用意はしておりませんでした。ただ、こういう関連の予算等出ておりましたので、なるべく早めにと、今日の午後にでも、遅いとは思いますが、今日の午後にでも貸借対照表等についての資料を出したいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） やはり1時間ごとに区切られているこの時間帯というのは、1時間はあり得ないと思っております。3時間から6時間、この範囲内の設定で考えますと、5時間利用した場合、1室7,500円、これではやはり利用する人も比べてしまうのではない…ゆとりあの例ですけれども比べてしまうのではないかなということ、利用しづらくなると思っておりますので私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） この条例、上限というようなことで上限であって、中身についてはいろいろまた幅があるんだろうというふうに思います。これはやっぱり現場に携わる方々がいろんな不便さや、いろいろ不自由さも感じながら出てきたお話であろうというふうなことを思いますので、ひとつ現場の方々の考え方に、裁量に合わせながら、この後また一生懸命ハタハタ館にお客さんが来るように、社長もおられますので、ひとつその点、十分に頑張っていたいただきたいなというふうなことを申し上げて、本案件には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第76号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第76号、物品の取得について、ご説明申し上げます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

1. 物品名ですけれども、八峰町営診療所のバス、マイクロバスです。

2の取得価格ですけれども、金1,312万5,000円です。

取得方法は、指名競争入札です。

4の相手方ですけれども、能代市浅内字玉清水99番地、秋田いすゞ自動車株式会社、能代営業所、所長の芳賀良輝。

平成21年6月17日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由です。八峰町営診療所患者輸送用のマイクロバスを取得するものであるということで、補足説明しますと、全員協議会でお話ししましたように現在使用している町営診療所患者輸送用のマイクロバスなんですけれども、平成5年の町営診療所開設時から使用しているものですが、既に15年以上経過して老朽化が進んでいるということで、利用者の利便等考慮しながら、また、車椅子利用者にも対応したバスに更新しようとするものです。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） この入札の会社名と、それぞれの入札の金額を教えてくださいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢均君） 6月5日に執行されました入札の指名業者でございますけれども、秋田いすゞ自動車株式会社能代営業所、それからもう1社がですね西東北日野自動

車株式会社能代営業所、この2社でございます。

金額にいたしましては、日野自動車の方がですね1,240万円、これは消費税抜きの額でございます。それから、いすゞ自動車の方が1,250万円でございます。額の方が、入札では西東北日野自動車能代営業所の方が安かったわけですが、契約する段になりまして日野自動車の方で辞退いたしております。それで2番札であります秋田いすゞ自動車の方と随意契約をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

.....
午前11時35分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第77号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第77号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第3号）。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出それぞれ8,183万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を56億9,023

万円とするものであります。

7ページをお開きいただきます。

2、歳入、15款2項4目労働費県補助金、補正額141万5,000円。1節労働費補助金141万5,000円。ふるさと雇用対策費補助金ですが、これは先の全協でもご説明申し上げておりますけれども、緊急雇用対策の一環として県の補助金でございます。歳出で詳しく説明をしたいと思っております。7目教育費県補助金、補正額37万6,000円。1節教育費補助金37万6,000円。ファンイングリッシュ推進費補助金37万6,000円。これは外国語の指導の関係で県の定額の補助でございます。21年度と22年度、文部省より八森小学校が指定校になってございます。対象は5年生、6年生でございます。これは国際教養大学と連携をしながら外国語活動を支援するものでございます。

18款1項1目老人保健特別会計繰入金、補正額64万2,000円。1節老人保健特別会計繰入金64万2,000円。これは老人保健の20年度の実績による精算分であります。

8ページ、18款2項4目雇用創出基金繰入金、補正額3,000万円。繰入金、これは緊急雇用対策措置として基金を取り崩しいたしまして、雇用創出の活動支援事業費の補助金として支出するものでございます。詳しい内容につきましては先の全協で説明しておりますが、歳出でもご説明申し上げたいと思っております。5目介護従事者処遇改善特例基金繰入金402万3,000円。繰入金402万3,000円。これは介護の報酬のアップ分の基金の取り崩しでございます。介護特別会計への繰り出しをするものでございます。6目観光振興基金積立金、補正額2,643万5,000円。観光振興基金積立金2,623万5,000円。繰入金。これは産直施設のおらほの館の増改築の工事に充てるものでございます。歳出で内容を説明申し上げます。

19款1項1目繰越金、補正額1,464万4,000円。一般会計繰越金1,464万4,000円。今回の補正の財源の調整でございます。参考まででございますが、繰越金の現在の残額は2億8,167万7,000円となっております。

9ページ、20款4項3雑入、補正額600万円。1雑入600万円。重点ビジョン策定事業費助成金、これも先の全協でご説明申し上げておりますが、新エネルギービジョンの策定でございます。NEDOからの助成金であります。詳細の内容につきましては歳出でご説明申し上げます。

21款1項5目消防債、補正額170万円の減額です。2の防災行政用無線施設整備事業170万円の減額です。この説明につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴うもの

ですが、当初この防災無線のデジタル事業につきましては過疎債で予算化しておったものでございますが、県の起債のヒアリングの結果です。ね。県事業と一括して合併特例債へ申請すべきであるという指導がありまして、今回、予算の変更を、組み替えをやったわけでございます。

10ページから3の歳出でございます。

説明に入る前に皆さんにご了解を願いたいと思いますが、実は1款から10款の教育費までですね、それぞれ区分のところで2節の給料、3節の職員手当等、あるいは4節の共済費が出てきますけれども、これは今年の4月に職員の人事異動がございまして、それに伴って予算の組み替えをいたしておりますので、この中身についての説明は省略させていただきますと思います。

なお、4款の保健衛生の関係の項目につきましても職員手当が出てきますけれども、これにつきましては新型インフルエンザの対策の時間外手当等でございますので、この後にご説明申し上げたいと思います。

さらに10款の教育費につきましては、教育委員会の方からのご説明をお願いします。

それでは、11ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額が1,535万5,000円。この中では7の賃金、これは主に戸籍の電算化に伴うものでございます。それに伴って、埴川出張所のアルバイトの分が4月から6月分まででございます。13の委託料の28万5,000円。マナー研修委託料となっておりますが、これは職員のです。ね。マナー研修を予定してございます。管理職につきましては1回、ビジネスマナーにつきましては2回を予定してございます。

次に、12ページ、6支所及び出張所費、補正額が34万円。賃金の34万円。これは峰浜出張所の日々の雇用者、いわゆるアルバイトの賃金でございまして、向こう9月までの分でございます。7企画費、補正額が782万3,000円。これは8の報償費22万円、9の旅費86万1,000円、11の需用費78万5,000円、12の役務費4万5,000円、13の委託料507万4,000円。いずれも先ほど歳入で申し上げましたNEDOからの助成事業でございまして、新エネルギーの重点ビジョンの策定のためのものでございます。主にこのビジョンの中身につきましては、21年度につきましては木質のバイオの関係、あるいはバイオディーゼルの関係、あるいは菜種油の関係、これらを主に調査研究をやる予定でございます。8の報償費22万円につきましては、策定に関わる報償費ですが、これは委員長、あるいは委員の報償費でございます。9の旅費につきましては、委員の費用弁償、ある

いは職員の出張、そして特別旅費につきましては先進地の視察というふうになってございます。11の需用費78万5,000円につきましては、策定委員会のお茶代、あるいは報告書の概要版の印刷。12の役務費につきましては、アンケートの郵送料。13の委託料507万4,000円につきましては、策定のための業務の委託料でございます。

13ページ、11交通安全対策費30万円。

すみません、その前にですね工事請負費83万8,000円ですが、これは八森駅前の駐輪場の改修工事でございます。現在、木質のものでございますが非常に老朽化が進みまして、パイプ方式のもので改築したいということでございます。11交通安全対策費30万円。需用費30万円。修繕費。これはカーブミラーの修繕料でございます。

次に、14ページの2の賦課徴収費、補正額が46万6,000円。7の賃金が46万6,000円。これは税務の臨時職員の、9月までの予定されておりますアルバイトの雇用関係の賃金でございます。

15ページ、2款3項1戸籍住民基本台帳費437万5,000円。11の需用費2万4,000円。12の役務費122万4,000円。13の委託料6万8,000円。18の備品購入費126万5,000円。これにつきましては、今年の秋から予定しておりますワンストップサービスの関係のものでございます。

次に、16ページ、2款4項1目選挙管理委員会費、補正額が26万円。委託料26万円。これは選挙管理のシステムの変更に伴う委託料でございますが、ご案内のように現在11カ所の選挙投票所があるわけでございますが、これが今度8地区に変更になるということで、そのシステムの変更になるための委託料でございます。

17ページ、3款1項4目医療給付費、補正額249万6,000円。11需用費3万6,000円。扶助費346万円。これにつきましては、需用費の3万6,000円につきましては、福祉医療費の受給者証の更新に伴う印刷代でございます。なお、扶助費の346万円につきましては、21年の、今年の8月からですね乳幼児の福祉医療費の助成を拡大したいということで、これの所得制限の撤廃、あるいは所得割の課税の一部の無料化と、こういうようなものに伴うものでございます。

次に、18ページの6の介護保険費のここは区分の28の繰出金439万9,000円の介護保険特別会計の繰出金でございますが、これは介護保険の特別会計へ繰り出すものです。内訳につきましては、事務費が37万5,000円、処遇の改善に関わるものが402万4,000円でございます。

次に、19ページの3款2項1目児童福祉総務費、補正額は124万7,000円。7の賃金の42万3,000円ですが、これは埴川小学校の児童クラブですね、これが現在、指導員が1名でございますが、人数が増えまして2名にしたいというものでございます。それに伴う賃金でございます。

20ページ、4款1項1目保健衛生費、補正額が164万7,000円。3の職員手当等が170万円。これは先ほど申し上げましたように、現在、新型インフルエンザに対する対策本部を設けておりますけれども、これに伴う職員のですね時間外の方でございます、これは福祉保健課の職員のみならずですね全職員の時間外が発生した場合には、これから支出するというものでございます。

次に、5款1項4目緊急雇用対策費、補正額が3,141万5,000円。13の委託料が141万5,000円ですが、これは町の特産品、特に魚介類の加工技術取得の人材育成委託料でございますが、委託先はシーネット白神を予定してございます。この141万5,000円の原資は、緊急雇用対策の県補助金を予定してございます。

21ページ、19負担金補助及び交付金3,000万円。八峰町雇用創出活動支援事業補助金です。これは、ご案内のように基金条例を設けまして現在7,000万円の基金を設けておりますが、3,000万円を取り崩ししまして今回予算を計上させていただきました。内容につきましては全協でも説明しておりますが、次の5点からなっております。1つは雇用奨励の関係では8名、創出支援の関係で2件、ものづくり支援で2件、工業所有権の所得支援については5件、販路開拓支援につきましては8件、以上の5点についてでございます。

次に、22ページ、6款1項2目農業総務費、補正額2,777万8,000円。18の委託料143万5,000円。15の工事請負費2,500万円。委託料につきましては、おらほの館の増改築に伴う設計委託料です。2,500万円につきましては、産直施設のおらほの館の増改築分に関わるものであります。3農業振興費80万円、補正額。11需用費12万8,000円。消耗品、菜種用のですね収穫の袋代、あるいは燃料費につきましては乾燥機の灯油代でございます。

23ページ、18の備品購入費67万2,000円につきましては、菜種用の乾燥機56万7,000円と水分計1個ですね、10万5,000円であります。6の農業集落排水施設整備事業費121万5,000円。28の繰出金121万5,000円は、これは人件費の相当分の補正でございます。11農業施設費12万8,000円。11の需用費11万2,000円。12の役務費1万6,000円。消耗品に

つきましては、ガラス温室の消火器12本分でございます。6の修繕料につきましては、同じく花の家の乾燥機室がございますが、ここの中の修繕料でございます。12の役務費につきましては、需用費で申しあげました古くなった消火器の廃棄の処分料でございます。

25ページ、7款1項2目商工振興費、補正額が27万円。9旅費が27万円。普通旅費が27万円。これは農商工連携事業が今年から行いまして、これに伴う旅費でございます。3項観光費、補正額が123万6,000円。11需用費52万4,000円。12役務費66万1,000円。印刷費につきましては、八峰町の観光のPR用のティッシュを作成する予定になってございますので、3万部を予定してございます。6の修繕料につきましては、ポンポコ山よりこのたび車を払い下げる予定になってございまして、それに伴う車検等もございまして修理代等でございます。役務費につきましては、手数料の61万円につきましては、御所の台のオートキャンプ場のゲートの交換等でございます。

26ページ、27の公課費の5万1,000円。ポンポコ山の車の車検に伴う重量税でございます。

27ページは省かせていただきます。

28ページ、8款土木費4項下水道費1目下水道費596万7,000円の減額ですが、これは公共下水道の事業特別会計の繰出金の人件費分の減額でございます。

29ページ、9款消防費1項消防費4目の災害対策費、19負担金補助及び交付金1万2,000円。これは防災ヘリの負担金の増でございますが、担当職員の異動によって給与の差額分の負担増でございます。5目防災無線施設費18万5,000円。9の旅費15万1,000円。11の需用費3万4,000円。これは防災無線の免許のですね取得のための受験のための仙台出張の旅費と、それから消耗品費につきましては、それに伴う試験のテキスト代等々でございます。

30ページからは10款の教育費に入りますので、教育委員会の方からの説明をお願いします。

なお、少しですが35ページをお開きになっていただきたいと思います。

35ページの13款諸支出金、2諸費、1の国県支出金返納金1万2,000円。これは23の償還金利子及び割引料でございますが、これは返納金ですが、20年度の事業の実績の確定によって、これは県の方が返納するというようなものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私の方からは教育費につきましてご説明申し上げます。

先ほど副町長からお話しありましたように人件費につきましては省かせていただきまして、31ページの10款教育費2項小学校費の4目の八森小学校費のところでございます。補正額が40万7,000円でございます。これは先ほど歳入の方でもお話がありましたように文部科学省の事業でございます。八森小学校がその英語教育の事業について2カ年の事業ということで採択されたということの係る経費でございます。報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料でございます。

次に、33ページになります。公民館費でございます。15万6,000円の計上でございます。需用費といたしまして消耗品費として15万6,000円を計上させていただきました。現在、国の緊急雇用対策ということで3名の臨時職員を採用しております。これは小学校、中学校、また施設の図書等のデータベース化、また、弱くなっている図書の補修等をですね県立図書館の指導を受けて現在実施しております。それに係る消耗品代として計上させていただきました。

次に、5目の峰浜文化交流施設管理費でございます。33万4,000円の計上でございますが、現在、宿直室になっているところがシロアリで柱が腐食されていると。それで、おかしいなということで調べてもらいましたら土台の方も被害があるということで、とりあえずこれを修繕するために33万4,000円を計上させていただいて、事業費として、修繕費として25万円、役務費として手数料8万4,000円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 先ほどのワンストップに関連して、先の全員協議会でいろいろご提案を受けました。その内容について検討した結果について追加して説明いたします。

先般の全員協議会の中では、町の方からワンストップとして町内の5郵便局について予算を計上したわけですが、管内の農協さん、特に埴川、郵便局に近い峰浜支店の方でこれをやったらどうかと、こういうご意見でした。早々に峰浜支店の方に伺って状況を説明しながら意向を伺ったところ、こういう町の住民票、あるいは納税証明、印鑑登録等が取れるのであれば農協の組合員のためにもなるということで、本店の方とも相談し

て、できたら引き受けたいと、そういう意向を確認できました。あわせて、八森支店の方にも意向を伺ったところ、峰浜さんの方と合わせて本店の方にそういうふうな要望をしたいということでございましたので、今回の補正予算の中には5カ所の郵便局を入れましたし、この後の補正をさらにあればその中で関係の2つの農協についても予算を計上したいと思っております。

ただ、戸籍法の中では郵便局さんについては法律がございます。地方公共団体の特定の事務の郵政官庁における取り扱いに関する法律ということで、これは郵便局に戸籍も扱わせることができる法律であります。農協さんについては戸籍法が適用になりません。したがって、農協さんの方をお願いするとしても戸籍関係はできません。できる部分は納税証明書、税務関係のですね納税証明書、それから住民基本台帳で言うと住民票の写し、それから附票の発行、ということが出来ます。ということで、町民の皆さんが役場のほかに管内の5つの郵便局、さらに2つの農協、どこでも諸証明書が取れる、あるいは収納もできるという体制を構築したいと思っておりますので、この後もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひします。

午後12時04分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

- 議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

- 3番（石塚正一君） まず緊急雇用の雇用対策、20ページの委託料というまずありますが、これにちょっと関連してお伺ひいたします。

まず今までの緊急雇用対策の場所というのはみんな八森ばかりで、今回のこの1点のシーネット白神も八森ということでございますが、峰浜の方からはどんなオファーがあったのか、そういうのも聞きたいんですけども、それとまた、この人を雇用した時の状況ですが、まず今、塩にこの間2人入りました。ところが、まず1人は5月から入りました。もう一人の人は6月です。そのもう一人の人に私はちょっと問題があるんじゃないかなと。この緊急雇用というものは困っている、失業して働く場所がないと、非常に困っている人たちにやる政策であったはずなのが、いろんな人を雇われた人を見ます

と、別に困ってもいない、別に働かなくてもいいというわけでもないでしょうが、そういう状況にある人も入れてるところがあります。まずそれは、ポンポコ山が今、第三セクターから町の直営になりました。そこに居られた支配人でございますが、あの人は6月で辞めるはずでした。ところが5月、もう4月の何日に多分面接をしていると思います。それで6月から入ると。まず、あの人はそんなにもまず困ってないんじゃないかなと。つい最近またガソン、それから白金電波の人たちとちょっと行き会うことがありまして聞いたら、いやいやいや、初めっからもう決まってて、俺なんか何もだめだ。やっぱりあの人たちが何名この中で雇用されているのか、あの人たちが大変な目に遭っているにもかかわらず、今日明日何でもない人を入れるということは私は間違っているんじゃないかなと。まだ辞めてないうちからそういう雇用するとか、それからあそこの昆布養殖ですね。あれもうちの方でも、議員さんの中でもこれはおかしいということで直接話に行った本当に立派な議員の人もしゃいます。まず別に自分が好きで辞めたものをね、自分が面接して自分たちが入るなんて、とんでもないような話ですね。そして先ほども同じことを言いますが、別に生活に困らないのにその人が入るということはね、非常におかしいし、今後ね、そういうことが本当であってはまずいことだし、どうしてそういう人たちを入れたのかという経緯をここで伺いしたいと思います。

それからもうちょっと、長くなりますが、先ほど菜種の乾燥機ですね、あれを私もこの間、講演に行っていていろいろ聞いてきました。また、私も半年以上前に菜種について質問した経緯もございますので自分なりに責任を感じまして、いろんなことを調べなきゃいけないなと思ひまして、つい数日前に小坂のそこの菜種をやっている七滝の前のところに行って300円を取られて説明を受けてまいりました。あれを見ますと、まず機械等は全部で1,600万円ということでございます。そしていろんなやり方を見ますと、ああ、これは町でもできるなど。わざわざ向こうに持っていかなくても、今、町長はよく3年間様子を見なきゃいけないんだということを言いますが、菜種の場合は、まずばらまきでそこら辺でばんばんばんばんと植えておけば、ある程度はおがってくるものです。それが3年後がどういう具合になるかということがまだわかりませんが、そこは土壌を変えないといけないということは、それは後ほどのことにしておいて、もうわざわざ向こうまで運ばなくても誰かに任せて、いろんな交付金がございますので、そのお金を使ってちょっとそこに研修しに行ってきた町で全て、八峰町にはたくさんの遊休施設がございますので、それを利用して委託させてやるとかね、そういうような方法も考えられる

と思います。

それからもう一つですけれども、産直は大きくすることはいいですけども、この間も全協の中である議員さんが、いや、ほかから比べればそんなにも規模的には小さくないよと。まさにそのとおりでございます。私も毎日暇なもんですから、朝、八竜、それから琴丘、藤里、そして青森まで1週間に2、3回は走ってその様子を見に伺って、どのような状況であるかということは見てきますが、本当は我々の飲食店の中でも、あその店は行けばすごい混んでいると、何と大変だと、だから大きくしなきゃいけないんだというようなことで大きくして、それで成功した例ってあんまりないんですよ。やっぱり小さなところで人がわあわあ行ったら、ああ、すごいなというような事例が結構ございますので、私は別にこれに反対ではないですけども、まだあそこで研究室とかいろんな所が、まずこの間も全協で、委員会の説明の中で我々の委員の人も言いましたけども、あそこをもっともっと利活用してくれよと。そして、ただ大きくするんでなくて、そこをもっともっと利用価値をつけてもらいたいということを私からお願いしておきたいと思います。

以上のことでちょっと答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 石塚議員のご質問にお答えいたします。

まず今回の予算の中で、20ページのところにふるさと雇用の部分が1件出てきています。141万5,000円。これは全協でお話ししたとおり、シーネット白神が1人雇用したいということからこの予算というものがございます。

それで、ふるさと雇用、それから緊急雇用の2つの処理がございます。緊急雇用につきましては6カ月未満ということで、これはほとんど八峰町の役場の関係の臨時ということで、関係の課長が面接をいたしました。その際はなるべくというか、白金電波とかそういう方々で職を失った方々、その他困っている方々というものをまず中心に採用しようという考え方で面接をしております。ふるさと雇用につきましては、それぞれの会社なり商工会であったり、そういう方々がまず一つ、こういう事業を行いたいというものを提案し、それを町を通して県の方に行きまして県の方で許可が得れば、今度それを町の方で委託するという事業になっておりまして、その採用に際しては町が面接するわけではなくて、それぞれの会社が面接することになっております。

そういったことから、石塚議員がおっしゃるような、そぐわないと思うような方が採

用されたというケースがあるかという話でございますが、こちらとしては基本的にはその会社の方でこの事業に最適だと、しかもまたハローワークに登録されている人だということと判断して、そのまま県の方にもこういう事業をスタートいたしましたという報告をしているわけございまして、ただ、若干ご指摘のような方もおられるということから、町の方でも今後、中身についてというか、この事業の進行状況についてチェックをしながら進めてまいりたいと思っております。

あと、今回はですね峰浜の方からの応募がなかなかなかったという話ございまして、実は2件ほど峰浜の方の会社の方からふるさと雇用の方に手を上げたいという企業がございました。ただまた、ふるさと雇用、前から言っているとおり収益を上げるとその部分、費用を返さなきゃいけないということもございまして、今回の町の方で今企画をいたしました雇用創出活動支援事業、こちらの方を使っていきたいというお話もありますので、本日この予算が通していただければ、すぐにその会社、2つの会社の方とお話し合いをしていきたいと思っております。また昨日、ひより会の方の総会に行きましたら、ひより会さんの方でも今ある容器について、200ミリリットル、120ミリリットルの2つしかない。もっと小っちゃいものと、またラベルを変えるとかいろいろやりたかったんだけどもお金がないということから、この4分の3を活用しながらの事業もやってみたいという声も上がっておりますので、話がちょっと変わってきましたけれども、この3,000万円についても非常に事前のお話し合いの中ではいろいろな方が活用するんでないかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 菜種。

○農業振興課長（松森尚文君） それでは菜種の搾油の関係と、それから産直のおらほの館の利活用についてもご質問ありましたのでお答えします。

まず菜種の栽培については、何回も全協とかで説明しているとおり今年度からプロジェクト事業に則って、まずは3年間試験栽培をやってみると。それで去年の、先ほど行政報告にもありましたが、去年の8月に全農家にチラシを配布して、それで事業内容を説明。それで11名の農家から賛同を得まして、現在11カ所で試験栽培をやっております。面積は3.9ヘクタールであります。

それで、石塚議員の方から小坂町を見て搾油の設備を見たそうで、1,600万円ということでありましたが、実は私もまだ見てません。

それで確か昨年の12月の議会で、石塚議員の方から搾油の設備を旧峰浜役場跡地に工場を建てたらどうかというご質問がありました。その回答なんですけども、その時は回答は、菜の花ネットワークという、秋田菜の花ネットワークというものがありまして、団体がありますけども、そこで移動式の搾油の施設を実用化の目処がつきそうだといいことで、それを借りてくればそれは搾油から製品までできるということでありましたが、この前の6月11日の講演の時にネットワークの方にお尋ねしたところ、搾油まではできるそうです。いわゆるバイオ燃料まではできますが、それ以降の菜種油と、瓶詰めにして八峰町でも商品化を目指しているわけですが、そこまではできないということで、結局は小坂町のその施設を利用することにしております。現在は。それで今、秋田県でそのような搾油して菜種油まで商品化する施設は、現在、小坂町1カ所だけ。それで、この前の講演の話で覚えたんですけども、今、菜の花の栽培面積は秋田県で400ヘクタール、これは毎年増えているようです。そのうちの、それは菜の花栽培であって菜種栽培、いわゆる油まで採る栽培、菜種栽培といいますか、それは40ヘクタールだそうです。これも増えてきて、そのうちの30ヘクタールが小坂町なんですけれども、この辺でも鶴形のグループが菜種栽培にも取り組んでいます。それから去年から県立大学の方でネットワークと協賛しまして、大王製紙の秋田港の脇の空き地、7町歩ぐらいやったんですけども、その菜種の油を作るためにも、それも現在、小坂町の方へ行っているということで、それで今、秋田県内、菜種までの製造の需用が増えておりまして、ネットワークの方では今仙北市の方へもこのような施設を建てるような計画があると。この前の講演会で知りました。

それで、1,600万円かかるから経済対策のあれで直ちにやれというご提案でありますけども、何せ今、試験栽培でございます。大体、栽培については目処が立っております。まず結論から申しますと、菜種は水はけが良くなければひとつはだめです。もう一つは、非常に窒素分を食う植物でありますので、肥沃な土地でないとだめだということはわかっております。そこまでいいんですけども、去年の9月に種まきしたのが今かなり生長して、7月の半ころは収穫できる見込みであります。刈り取りについては町内の農家に、そばの農家に、コンバインを所有している農家に委託して、アタッチメントをつけて刈り取ってもらうことにしています。それで今回の乾燥機、50数万円の購入する予定です。それは箱型で、2坪くらいの箱型で下に設置してヒーターで温風をやって一気に乾燥しようとするものであります。

搾油の方からあれですけども、今そういうふうな試験段階ですので、一気に面積を今の4ヘクタールから40ヘクタールまでは拡大しなければその搾油も遊ぶことになりま
すので、とりあえずは3年間は試験栽培をしたいという考えでありますので、ご了解願
いたいと思います。

それから産直施設おらほの館なんですけど、この前の全協でも説明したとおり、平成10
年度に国の補助事業を活用して建てたものでありますけど、売上数量、売上高ですね、そ
れからお客さんの数も2倍に増えております。それから取扱数量も増えているというこ
とで、実際、入った人によって狭いか広いか、売り場面積ですけども、まちまちだと思
いますけども、私が見た限りでは、ほかの方も狭いんですけども非常に狭く感じており
ます。通路を歩くと隣の人とぶつかるような状態であります。当初、産直会の方からは
事務室と、それから準備室、そこだけでも広げてもらいたいということですが、建物の
関係から言いますと売り場面積も2間ほど拡幅してやった方がいいということで、これ
から産直の方でもいろいろお惣菜とかそういう加工品等にも取り組む予定でありますの
で、それで研修室と合わせて売り場面積も拡大しました。この前の全協ではそれでも狭
いんじゃないかというご提案の議員さんもおりましたが、それは産直の方からいろいろ
ご意見、要望を聞いて増改築の面積が53平米ですか、そこに落ち着いたものであります
ので。それからもっと利活用ということではありますが、その前の広場でもいろいろイベ
ント等やってテントとか設置して、んめものまつりとかそういうのもやっておりますの
で、その点も、この前の総会でもいろいろさらにイベント等に取り組むという計画も聞
いておりますので、その点も大丈夫だと思いますので。

以上です。

- 議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。石塚正一君。
- 3番（石塚正一君） 先ほど産業課長から町の方で雇用したわけじゃないと。各商工会
なりそこに任せるといことありますが、まずそれを、町から出ていくお金なんだか
らやっぱりどうだったのかなといことは調べなきゃいけないと思う。やっぱり指導し
なきゃいけないと思いますし、まして今、失業してないのに、もうこれから失業するん
だからまずこの人1人入れておきましょうというような見え見えというような形があっ
たもんだから、やっぱりそういうのはもっともっと、今まだ若い人でもいや、困った
でって、おらなんかどうしようもならないんだもんな、決まってんだもんな、そういう
ような言葉が出るっていことはまずいので、今入った人に辞めれということも酷なも

んでしょうが、ただそのぐらいのね指導はしなきゃいけないんじゃないかなと、こう私は思っています。

あとそれから産直ですけども、あそこは観光案内所ということになってますね。そして今あそこの、こっち方の観光のパンフレット置いてるところが取られるわけですよ。あそこをなくするでしょ。U型のとこ。残る。観光案内所に入って行って左側のカウンターがあるじゃない、あれ取るでしょう。そこのとこにパンフレットが置いてありますよね。ところが私は昨日もグラウンドゴルフのあれで見に行っているいろいろ見てきたり、また、あら探しというわけではないけども帰り寄って見たりすれば、一度も八峰町のパンフレットは乗ってないんですよ。能代のパンフレットとかね、そういうのは乗ってますけども。この間、五能線のこういう4月から9月のやつは2枚ほどありましたが、あとは八峰町のものは一つもないんですよ。だから観光案内所と言いながらあそこはもうやっぱりね、任せたばかりじゃなくて行って、だめだべつと指導してこなきゃいけないし、今後またこれが、カウンターがなくなるから多分立てるね、パンフレットを置くのは買うだろうけども、その時にもやっぱりまだまだ役場の中に私はしょっちゅう行ってパンフレットもらってくれば嫌な顔されたんだけども、お客さんはすごく喜んで、うちにもあんまり客が来ないんだけども、来た人の中では喜んで、ああこれ持っていくよと、喜んで県外から来た人が行くんですよ。だから役場の机の上にパンフレットは乗せないで、お金をかけてつくったんだからやっぱりあちこちに配付して、なくなったらばまた持っていくというようなことをしていかないと、何のための観光立町だかと。ただ、コーラの缶を立てて観光立町というんじゃないから、やっぱりそこら辺はきちっとしていかなくちゃいけないと思いますので、これからそういうようにしてお願いしていきたいと思いますが、別に答弁いらねす。

ふるさと雇用のこともね、商工会の彼と、それからポンポコ山の彼女、やっぱりあれはね何とかしないとね、ほかの人まだ後ろで、いや、働きたいなっていう人いっぱいいるんですよ。実際にあの人困ってますか。そして辞めてないのに面接させるなんておかしいでしょう、それは、そこら辺が。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） たびたびお話ししておりますが、ふるさと雇用というこの制度自体がその会社から上がってきた事業に対して町から県に行くと、この流れはおわかりだと思います。それで、その会社の方で今度面接します。その際には、この事

業がスムーズに行くように、そしてまた、このふるさと雇用というのは短期雇用ではありません。なるべく長期になっていって、その会社のやっぱりあれですよ、3年、5年とずっと雇用されるような方ということでまず面接するわけです。その際に、こちらの方としても当然この根底にあるものは失業対策でありますので、そういう方を選んでほしいという指導というかそういうことはしていますけども、あと選ぶのはそちらの会社側であります。もし会社側の方で面接して採用した者について、こちらの方で、いや、この方よりはこっちの方が方が苦勞しているから、というふうにはなかなか言えない。そのジレンマはあります。ですから、この会社の方の…。そういうことありますので、十分おわかりの上で質問されているかもしれませんが、こちらも基本的なというか、こういう事業だということをおわかりいただければと思います。

それから回答いらないとお話しありましたけども、おらほの館のあそこの観光案内所につきましては、これまた緊急雇用の方で産業振興課の方で女性を今雇ってございまして、その方々があそこで観光案内をするということにしています。ちょうど石塚さんがおられた時には観光ガイドブックがちょうど切れた頃かと思っておりますけども、その後ちゃんと増刷してそれを何百枚もあそこに持っていっているという事実もありますので、これは本当の話です。よろしく願いいたします。これも本当の話でございます。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 1時24分 休 憩

午後 1時25分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 先ほどの石塚議員さんの質問に関連いたしますけども、ふるさと雇用につきましてですね町がトンネルだといいいながらも、その雇用者の人件費を出すわけですので、それこそ塩の先ほどから石塚さんが言っています彼女のことなんですが、4月の20日過ぎですか、それこそ2名の募集、ハローワークを通じて行いました。そしてその応募者は80名以上でしたかと伺っております。当初の予想以上の応募者数で、1日で面接がさばききれなくて2日間にわたって行われたと。それで、その応募条件としては失業している者というのが一番の雇用の条件であったはずですが、それが4月の応募時点で失業されてない方が1名、6月に採用されたということで石塚議員が質問されて

おっただろうと思います。それこそ、その面接してどなたを採用するというのは今までの課長の答弁で各事業所の判断だということでもありますけども、当然、トンネルとはいいながらも町でこういう場合に人件費をね出すわけですから、当然やっぱり町としてはね、その趣旨にちゃんと沿って採用していただくようにやっぱり指導する立場にあるのではないかと、左様に思います。今後またこういうことが発生しないとも限りませんので、そこら付近どのように考えているのかということが1点。

それからもう1点は、菜種の乾燥機の56万7,000円、今回予算計上されておりますけども、この乾燥機の能力ですね、何キロぐらい乾燥できるものなのか。今後、面積が拡大していった場合、これで十分対応できるのかどうか。その点についてもお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

町から委託という形でございますので、当然その委託の事業の進捗状況といえますか、そちらの方もチェックするというのは当然のことでございますので、今後ともチェックしていきたいと思っております。

それから塩の加工場の方の会社の方の一番最初の面接の時には、まず該当する人が1人だったというふうな報告を受けております。ですから、その時に失業でない方を雇うということは、これはルール違反ですので、かなりの応募された方というか面接に来ていただいた方がたくさんいたわけでございますが、会社としてはまずこの中で1名だけ選んだというふうな報告を受けております。その後にもまた1名という報告を受けました。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 乾燥機について。

○農業振興課長（松森尚文君） それでは、菜種の乾燥機の能力について説明したいと思います。

まず能力なんですけど、1回の処理量、乾燥の処理量は600キロです。それで菜種、大体10アール当たり、1反歩当たりの収穫量100キログラムと見込んでおります。したがって60ヘクタールまで処理能力があります。それで……訂正します。60アールです。6反歩です。それが1回の処理量になります。それで1回の乾燥に要する時間ですけども、菜種、刈り取りの時の水分は大体12、3%の時が刈り取りの適期となります。それで乾燥させて菜種にするわけですが、それが6%から8%まで乾燥することになります。

す。それに要する時間が約15時間ということで、まず1日に刈った6反歩分を乾燥まで仕上がるのが大体次の日というふうなことで、そういうふうな能力となっております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今、産業課長の答弁で求職は1名だというお話でございましたけども、私、ハローワークの求職票2名ですよね。ハローワークの求職票も私確認しました、それは。やっぱり2名の求職でありましたんでね、だからその時点で当然2名取るつもりが能力、会社の求めるものに達しない人がおって結局は1名しか採用されなかったというのかどうか、そこら付近は私もわかりませんが、当初2名の求職者ということになってました。当然、だとすれば当然その時点で2名採用されなければならないはずなのに、それこそ採用されなくて、それから1カ月後に採用されているけれども、何かひとつね腑に落ちない部分、私が腑に落ちないといってもしょうがないんでしょうけども。そこら付近の何というかな、実態というか中身というのは町の方で内容についてどの程度まで把握しておられたんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 把握というよりも、2名を採用したいということでハローワークに応募をかけた。そして面接を行った。そして、その中で適用するかどうか、会社としてはまず1名しかいなかった。ですから1名を採用したいというような報告を受けております。ですから2名の募集をしながら2名という、本来であればね2名でしょうけども、その段階ではまず適当な方が1名しかいなかったというような報告を受けております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 私は15ページのワンストップサービスについてです。この前の全協の説明にもありまして、すると農協の云々くんぬんですが、私の言ってるのは郵便局が悪くて農協がよいというふうな意味合いではありません。あそこの駐車スペースがもっとやっぱりきちっとしたものであれば、というふうな意味合いです。説明の中で、農協の方であれば戸籍関係はできないというふうなことです。その付近をもっともっと逆に解消できる方法というものはないものではないのでしょうか。

あともう1点、それこそ言ってる菜種関係ですけれども、この乾燥機50何万の予算があがってますが、課長は3年後まで待ってくださいと。しかし、この定置型の乾燥機で、

今能力も言われましたが、やがて将来はやはり当然規模拡大をしながらやるというふうな部分であるならば、もっと専用的な、専門的な乾燥機導入とか採油導入とかというふうなものをもっともっと前向きに検討しながら、そうでないところというふうな部分は1、2年、3年ぐらいでもう廃棄処分みたいな感じになり得るのではないのかなど。そういうふうなことで、もっと拡大面積含めて3年後の将来展望をもっともっと詳しくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 最初の方のワンストップの駐車スペースのことですけれども、5カ所の郵便局のうちの埴川郵便局については坂の途中にあって、駐車スペースも職員の方も駐車していると僅かしかないということで、これについてはいずれ郵便局さんの方にもその改善といいますか、お願いしようかなと思っています。

ただ、戸籍については農協さんには、先ほどお話のとおり今の戸籍法では全国の中でも農協さんに戸籍をお願いしているところはございません。これは、それはこの後お願いするとすれば農協に対する設置条例なんかやるわけですが、いずれその中でも戸籍法で認められておりませんので、それ以外の部分については対応できると。それで、町民の方々が郵便局に行って、あるいは農協に行ってついでに収納できたり税金を納めたりですね、それから必要な諸証明を取れる、どこでも取れるという状況を構築した方が、町民の人方が場所を選べるということで、この後、臨時の中で考えたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ちょっとずれてるところがあると思います。駐車場の関係ですけれども、一つは、あそこの区間は今、県道の整備事業の路線になっていますので、その際に駐車場の出入りについてもう少し出やすくするというのと、それから今、総務課長が言ったように職員の駐車場を別に求めてもらうとかということで駐車場の拡大をあわせてお願ひしたいなと思っています。

それから先ほど話したJAの関係については、これは、この間、全協で芦崎議員からも言われましたけれども、やっぱりそこら辺も前から話ししている。……だから視野に入れたらどうかという話もありましたので、これはJAともよく話をしながら、JAとしても前向きに考えたいということなので、将来的な町民の利便性を考えると、そういった証明書類から含めて税金の収納であるとかそういうことも全てできる窓口が

多ければですね、それだけまた利便性が高まるのかなと思ひまして、そういう両面から考えながら、あえて提案した中身とプラスしながらそういった方向も考えていきたいというふうなことでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 明日の柴田議員さんからの一般質問にもあるんですけども、3年後を見据えたあれで、今の乾燥機を導入してもすぐ使い物にならないというご質問だと思いますけども、確かに今この3年間は試験栽培をやるということでありまして。

それで、まず菜種については県立大学の外林の佐藤了先生もご指摘のとおり、非常に作っても儲かる作物ではないということです。それで、例えば小坂町の場合ですと1反歩当たり4万6,000円の産地づくり交付金で基本額が5,000円だようです。そのほかに景観作物の助成とか出荷の助成、出荷ですね、菜種を出した場合に対する助成、合わせて4万6,000円の助成をやって、それで農家が何ぼか手取りが残るということでもあります。菜種については100キロ1,000円、だから1反歩、先ほど言いましたけれども100キロだから大体、1反歩作っても1万円の収入しかない。それで今現在、11戸の農家にはそれでは誰でも受け手がないということで、4万円の助成金を町で出して、それで今試験栽培に取り組んでもらっているという段階です。3年間いろいろ試験栽培やって、それでさらに助成体系も整備しなければ取り組む農家はいないんじゃないかということです。

それで産地づくり交付金なんですけども、現在、八峰町の場合は菜種は1反歩4,000円です。今、田んぼに転作として菜種を作付しますと4,000円しか来ません。何ぼ頑張っても無理、赤字になります。それでいろいろ、この産地づくり交付金については…今井議員もメンバーになっています水田協で決めるということで、これは今年の単価については既に今年の1月に決定になって、来年の単価についてはまた来年の1月にならなければわからないということで、ところが菜種は今9月に播種になります。そういう産地づくり交付金の単価が決まらないうちから農家に勧めるわけにもいかない。それで3年間はこの4万円の助成金、これは町の持ち出しなんですけども、それではやっていきますけども、ただ、菜種については連作障害もあります。3年が限度です。それで、それを解消するためには堆肥の投入とか、それからそのほかの作物との連作体系、それも必要になります。例えば菜種の収穫の後にそばを蒔いてそれを収穫するとか、そういう手法もあります。そういう体系をこの3年間で確立しなければ農家に普及することはできません。さらに、まだ去年蒔いた種はこれから収穫になって、それもまだわかりませ

ん。3年間は何の工業製品でもそうだと思いますが、車でもそれまでもいろいろ試乗会とか試運転とかいろいろやって世の中に出すと思います。菜種についても八峰町にとっては全くの新規導入作物であります。所々に菜種の花は数年前から咲いてますけども、あれは花だけで終わって種までは取れません。でも八峰町で目指しているのは、花で終わるわけではありません。菜種まで取って、それを菜種油まで商品化するというのを目指しておりますので、まずとりあえずは明日の一般質問にもありますけども3年間は試験栽培をやって、職員も技術等身につけたい。それからいろいろなそういう栽培体系も確立したい。3年間試運転やってから、それでなければ農家へ普及はできないと思います。それで、とりあえずはこの4ヘクタールの収穫した菜種、黙っていればすぐ悪くなりますので、50数万円の乾燥機、これを買って4ヘクタールはこなせますので、とりあえずはこれでいきたいと思います。その後のことは今考えておりません。

○議長（阿部栄悦君） 4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 課長の言うことは非常に理解してるわけですけども、そういった中で前の米森課長の時点で各農家へ公募したら、非常に関心を持って非常に参加したと。その中で実際やったのは今の4ヘクタール云々くんぬんだと思います。そういった非常に関心事のある菜種の部分だけですよ。というのは松森課長が言ったように、この菜種では儲けが少ない。それはみんな、畑ものっているのはみんなそうですよ。大豆であろうと、そばであろう何であろうと。しかし今の世の中、米が転作の時代で米の作れない時代で、それに代わるものの第1点が町でやった菜種の油の採取だと。そして、この燃料高騰にも非常にマッチした事業だと。そういった中でその3年間3年間、それは理解しにくいわけですけども、そういった中で私の聞いているのは50何万の何がしの部分の乾燥機よりも、どうせ買うんだったら、やがて将来を見据えた部分でいわゆる大型設置型であれば乾燥が何遍も天地替え、入れ替えしなければだめだわけですよ。それを循環型にやるとかそういうふうな本格操業のものができるといふ部分を試験的にやったらと。ミニチュア版では、ただ捨てる機械になる可能性があるというふうなことを言っているのであって、それに対しての将来展望というふうな部分です。そして言ったように、この産地づくり交付金は大豆、そば、私も委員ですし、鈴木さんも委員ですけども、それもやはりこれもみんな連作障害、全部連作障害というのはありますよ。そういった中の組み合わせのために町でやってる特産作物扱いをすればいいだけであって、大豆だって3年、4年なれば連作障害はあります。そして湿度の高いところも大豆、そば、

そばはもっともっとひどいわけです。そういうふうな部分をクリアさせるためには、やっぱりもう菜種の品目ももう一つ入れた部分での産地交付金というふうな部分に組み入れた、そういうふうな将来展望というふうなことを聞いたわけですから。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方からちょっと整理をさせていただきます。

まず、この振興作物に取り上げることについてはやっぱりJAとも密接に話をしながら、ただ今言ったように大豆、そばだって連作障害あるんだと。その時に、今スタックスやるけれどもそれに菜種をやるとか、あるいは菜種やってその途中でそばにするとか、いろいろな方法論はあると思いますけれども、その点についてはまだJAともよく詰めていませんので、もう少しそこら辺については話し合いをしていきたいし、それから基本的な考えとして、やっぱり振興していく場合に農家の方々が自信を持ってやれるようなそういうものを進めたいというのが我々の考え方です。したがって、まだ実証もできてない段階でやれやれだけで、あとでこんなはずではなかったなというふうな状態にはできるだけしたくないという気持ちはあります。

それから施設の関係はですね、今言ったように今回は実証段階でのあれですから、それをカバーできる、6ヘクタールまでカバーできる内容の機械ですので、まず当面はそれでいいんじゃないかと思います。それがまた決して導入したからそれは後で無駄になるわけではございませんので、まだ必要にしていける状態であります。

あと、もし状況に応じてあれだとすれば、今、今度の臨時交付金事業でそばのやつとかJAと今導入とかいろいろ話ししていますので、もう少しそこら辺についても話をしながら、もしできればまたそういった観点からもちょっと検討してみたいと思いますので、まず気持ちは重々わかります。今井さん、あるいは積極的な意見は心情でわかりますけれども、現在の今の状況からいって我々ももう少しステップ踏む必要があるんじゃないかなと思っていますので、何とかご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） ちょっとしつこいかわかんないけども、まずね、3年後3年後の意味はわかるけども、やっぱりほかではもう今3年後なってしまっていて、ほかでは今それも連作のこともやってるんですよ。何がこうだっということをおね。だから今我々が3年後になれば、ほかから比べれば6年後遅れるんですよ、結局ね。そうしたらば、今あちこちでいろんな菜種の油がどんどん今市販されてるわけですよ。能代市もみょうが館で

売ってるしね、能代市のやつも。そうしたら6年後になってはじめて、いっつも八峰町はね人から遅れるんですよ。塩でもそのとおり。何でも人がやった後やったわけじゃなくて、我慢してもう3年後、もうやっているとところがあるから、そこ行って畑調べてみてもらって、ああ、よしっていったら1年後に、3年後じゃなくて1年後にやれるまで頑張ってみると一言そのぐらいしゃべないと、何と何とほかの方でみんな油を売っててね、はい、八峰町ですったって、もういいや、もういい加減に菜種の油いいやってなる時代が来るんですよ。来るかわかんないんです。このバイオマスはまた別だろうけどね。BDFだけは、また別でしょうけども。油、油、油ってみんななって、6年後になってようやく八峰町で油できたっていったって、なかなか売るのも大変ですよ。だから3年後と言わずに、町長も、いや、3年後と言ったけどもうまくいけば1年後か2年後にやれるというようなことははっきり言わないと、何もこのいっつもただ金が来て考えてやってるだけじゃだめですよ。だからそこら辺もうちょっと頑張って、3年後と言わないで3年後は目処にするけども、その前できるものはやるというような決断しなきゃだめです。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚さんは小坂町まで行ったという話ししてますけども、我が町の職員、まだ小坂まで行っていません。そういう状況と、それから今作付した人も全くやっぱり初めてで、どういうふうな状態になるか、まだ自分のものになっていません。そういう状況でなかなかね、気持ちはすごくわかるんですよ。だから私も既にあちこちで実証しているところもありますからそういうノウハウもやって、まだワンサイクルも終わってない時点で今そういう話されてるので、やっぱりワンサイクルやり、ツーサイクルやってこれならという目処が立てばですね、それは当然早めてやることだってやぶさかではないと思いますけれども、まずやっぱり一旦突っ込んだ事業については最終的にだめであれば今度町の責任がどうなるんだと、こう必ずきますので、我々としてはやはりそれなりのやっぱり準備なり経験なりそういうもののデータをそろえながら、自信を持って農家の方々にも進めていきたいという気持ちがあるということだけご理解していただければなと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） ワンストップ事業に対して4番議員さんの質問と関連するんですけども、さっき総務課長さんのお話で八森の方も郵便局とJAさんという、峰浜もJA

さんと郵便局というふうにして、八森の場合はJ Aさんも郵便局も役場も何た変わらない距離にあるわけで、どっちかに絞って無駄なお金を使わないようにしてくればありがたいと思います。町長も数多いから便利でしょうという話はわかんないわけでもないですけども、ただ無駄な金はなるべく省いてもらって、やっぱり峰浜地区においても郵便局がある意味ではあきらめてJ Aさんの方に一本化するとか、やった方がいいのかなと思っております。どうしても戸籍がほしい場合は役場まで走ってきてもらえばいいので、その辺のね考え方をもう一回確認しておきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 農協の場合は支店が八森1カ所、峰浜1カ所なんで、八森地区の人だけでなくやっぱり全町的な農協の組合員が利用しています。そういう面では人の出入りも結構ありますので、そういう立場で金を下ろした場合すぐ収納できる。やっぱり金融機関と密接に関係あると思いますので、それぞれのやっぱり利用するところでワンストップでできればより町民には便利になるんじゃないかなと思って、今回は、だから窓口を拡大した方がむしろやっぱり町民のためになるというふうな判断をしましたので、幅広くそれを活用すれば生かされていくんじゃないか、有効に働いていくんじゃないかと思いますので、何とかご理解をしてください。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） そもそもふるさと雇用というのは何のための制度か。私は雇用にあえていっている失業者を救うための制度だと思っています。雇用の創出ということは、突き詰めると人口の流出。雇用がないと結婚できない。結婚しなければ子供が生まれないということで少子化対策にも繋がる大変大事なことだと思います。

八峰町でもこのふるさと雇用に当たって、例えば八峰町に住所がある者、失業者である者という指導要綱があると思います。その指導要綱、ルールから外れた会社・団体をね指導するのが町の責任じゃないですか。町長、答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 基本的な今の話からすればそうだと思いますので、そういった考え方を受けてですね、これからの指導はちゃんとしてまいりたいなと思っています。

それからもう一つは、今月の22日に県の方で緊急雇用促進会議というのが招集されて首長方が出るようになってはいますが、やっぱり今の県の雇用の基金を使った制度の中身が非常に複雑でハードルが高いという問題がありますので、もう少し柔軟にやれる

ように我々もその場で要望はしていきたいと思っています。いずれ企業の方でも雇用するからには将来的な形で雇用していくという、あるいはまた雇用した場合に利益が産めばそれだけのものが効果が上がるものを求めながらやっているわけですので、いずれ今の雇用状況の中でこれが有効に働くようにですね我々も努力しながら、そしてまた要綱に合うようにそれなりにチェックをしていきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は19ページの児童福祉総務費の中の賃金、日々雇用について、学童保育所の増員ということで説明がありましたけれども、どこの学童クラブもフル稼働、夏休みにフル活動をすると思うんです。そこで働く職員たちが目いっぱい働けるかどうか、そこでのパートの補充とか、今は増員1名ということでしたけれども必要が求められた場合のパートの補充とかそういうことを考えないかということと、25ページの商工費、観光費ですけれども3万部のパンフレットということで説明があったと思えますけれども、これは3万部というのは数的にちょっと見当がつかないんですけれども、どのくらいの年数の割合で更新して、前はどのくらい印刷していたのかどうなのか、どのように活用するのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、児童クラブの関係のご質問にお答えしたいと思います。

夏休み等のパートの補充ということの趣旨だと思いますけれども、現在、埴川の児童クラブ、これは現在29名が入っています。それで職員は、当初20名ぐらい、前年度実績でそういう感じで予定してあったんですけれども、今回そういうふうな感じで増えました。そういう関係で今回2人お願いしたいということです。

それで職員の関係についてはですね、埴川児童クラブに指導員として4名が登録になっています。それから水沢の方にもありますけれども、水沢は3名。それから観海が1名。八森が2名という、こういう指導員登録の中で各々が連絡を取りながら対応しているということで、改めてですね、ちょっとうちの方で観海については現在1人だけということで、もう一人の方ちょっと都合悪いということで外れた経緯もあったんですけれども、いずれ観海の方が1人、現在1人で、前に広報等で募集したんですけれどもちょっと来てない関係で、その点だけがちょっと懸念というんですか心配している状態です。その他については登録になっている指導員の方々に時間差というんですかね、そ

ういう対応を取りながらやっています。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

観光費の印刷製本費のお話だと思いますけども、観光パンフレットではなくて観光案内入りのティッシュ、ティッシュにカードを入れる、そのカードを3万部印刷したいということでございます。それを3、4種類作りたいと。今までも東京やら横浜の方で、ふるさとフェアとかいろんな形でこちらの方も観光ガイドブック等を持って行って配付してありますが、かさばる関係ですぐにごみに投げられるという状況がございましたので、そういったパンフレットについては観光案内所に置いておくと。そして東京とかそういったところに行った場合にはティッシュに観光案内のカードが入っていると、そういったものを今度皆さんに渡せばそれなりにポケットに入れていただいて、家に帰ってから見ていただくという効果もあるんじゃないかということで今回作ろうということでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 12ページの企画費、重点ビジョンの委託料についてお伺いをいたします。

先の全員協議会でもお話をいたしました。この3年間、新エネルギービジョン、省エネルギービジョン、そして今回の重点ビジョンと。独立行政法人から1,800万円ほどの補助金をいただいて、そしてファミリー企業であるコンサルタントに1,500万円以上流れていると。こういう国から独立行政法人、そしてファミリー企業というような最も悪いシステムの金の流れ方。こういう事業の導入には町としても十分にこれから考慮していただきたいというふうに要望をいたします。

そこで質問であります、この重点ビジョン、木質バイオマス、それから菜種、BDFと。BDFは使用済みの食用油を今もう回収して始まっております。菜種もこれから進めていこうとしております。

そこで、この木質バイオマスであります。我々が葛巻町に視察に行きました。ほとんどの新エネルギー事業が成功している中で、木質バイオマスだけが施設も完成して設備も出来上がっておりましたが、この事業が止まっておりました。どうして八峰町にこの重点ビジョンの中に木質バイオマスが急に出てきたのか。非常に疑問であります。今、

町長の行政報告の中に、事業化の提案や事業を想定した形でこの補助金を申請したという事を述べられておりました。果たして木質バイオマスがですね我々八峰町で今やらなければならない事業なのかなと、急に出てきて私は今戸惑っているところであります。もっと身近な、今、明日、石塚さんから質問があります太陽光パネルとかですね、もうちょっと身近な新エネルギー事業、そういうものを導入した方がよかったですのではないかなというふうに思います。これは策定の段階でありますからこれからいろいろと議論される場所だと思いますが、この木質バイオマス、どういうところから重点ビジョンとして3つの中に入ってきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） ご質問にお答えいたします。

木質バイオマスにはいろんなパターンがあるわけがございます。挙げてみますと、間伐や伐採、そんな時に出た林地残材だとか、それから製材工場、そういったところから発生する端材というんですか、それからおがくずとか、それから建設現場、住宅解体、そういうところから出るものが多いわけですが、その中で一番使われてないと言われるのが林地残材、山にある伐採、それから徐間伐、そういった時に出るわけなんです。こういったものを有効活用して地域産業というか地域の活性化、こういったものに活用できないかということでございます。

それから木質バイオマスの利用例でございますけれども、活用可能と申しますか、そういったものを挙げてみますと、燃料用のチップ、それからペレットですね、こういったもの、それから練炭用の資材とかそういったものも可能でございます。それからバイオマス発電、これはかなり高度なものですけれども、それからエタノールの液体燃料化・ガス化だとか、それからエネルギーとはちょっと違いますけれども土壌改良剤の粉炭だとか堆肥化、そういったものも可能でございます。

ただ、いずれこの重点ビジョンでありますので、直接、町が事業展開いたしますよということではなくて、この計画をつくりながら地域の民間企業者でもよろしいですし、それから外部でも構いません、そういったものの誘導を図る、そういったものに提案できる。いずれこのビジョンがなければ一歩ずつでも前に進めないわけでございます。そういった意味合いでビジョンをつくってみたいなということでございます。

そういった趣旨でございますので、ちょっと質問の事項が足りなかったところもあるかと思っておりますけれども、こういうご回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 能代でも今、木質、木材を使った発電所があります。製材所が減少して、そしてその木くずが集まらなないと、この前、新聞にも出ておりました。今その木くずや、それから間伐材を利用した形で木質のバイオマス、その事業を考えてみたいということでありましたが、どう考えてもですねコストが合わない。山には間伐材がいっぱいあるんだけど、それを引っ張ってきてあそこの能代の発電でそれをやってもコストが間に合わないというのが実情であります。この木質バイオマスは木くずを炭化させて、そのガスによって発電をさせるという非常に高度な難しいシステムであります。それを八峰町にですね今この3つの事業の中で1つに取り入れると、どうも…確かに町でその策定をして、それを企業に提案として出すということも大事なんでしょうけども、どうも今のこの時代にですね、その木くずを集めた木質バイオマスがですね今有効なのかなと、新エネルギーとして有効なのかなというふうな疑問が出て、私は持っております。どんな提案がされるのか楽しみであります。もう少しですね実用的な、八峰町に合ったその新エネルギーという事業をですね策定してもいいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○15番（須藤正人君） いいです。

○議長（阿部栄悦君） 今のご意見を参考にして。

ほかに質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） もう少し、すいません、納得しないことがあって確かめてみたいと思います。

先ほどのふるさと雇用のことですが、いつ第2弾の面接が行われたのか。そして、そこに何名の方が来たのか。この日にちはわかりますか。わかんない。私のあれは大体わかるんですけども、彼女は要するにあそこ、第三セクター、ポンポコ山の解散は先ほど町長が述べられた5月の15日でして、彼女はその時点で解雇されてないと思います。多分、残務整理ということで6月いっぱい仕事をしているはず。5月いっぱいね、5月いっぱい仕事をしているはず。そこにおいて6月1日から今度そこにいるということは、どうも早くに募集した時には、その時にはまだ解雇されてないんだから、そういうどうも不都合がね生じるから、私はどうももっと困った人にね、働きたい人にやらせた方がいいんじゃないかなと今でもそう思って納得しないので、もう一度お聞きし

たいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） ご質問にお答えいたします。

今のいつ面接したかということは、こちらの方では確認しておりません。

それから石塚さんの意見については、先ほども言いましたとおり今後指導、チェックの方を頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案77号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後 2時15分 休 憩

.....
午後 2時23分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第79号、平成21年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、議案第79号、平成21年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ682万6,000円とするもので

す。

今回の補正につきましては、平成20年度の老人保健特別会計の決算見込みが出ましたので、その実績に基づいて過不足等の生じたものについて精算するものです。

ページ5 ページをお願いします。

歳入、1 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目の医療費交付金 2 節の医療費交付金（過年度分）1 万7,000円。説明の医療費交付金（過年度分）1 万7,000円ということで、これは20年度の実績に基づいて精算されたもので、支払基金の方から1 万7,517円が新たに追加交付になると、そういうものです。2 目の審査支払手数料交付金 2 節の審査支払手数料交付金（過年度分）として1,000円計上させていただきました。この部分についても前年度の精算に基づくものでございます。

それから5 款の繰越金 1 項繰越金 1 目の繰越金です。1 節の繰越金ということで379 万1,000円計上しました。20年度の収支決算に基づく繰越金の見込みですけれども、この分については国・県からの負担金、それから一般会計からの繰入金が多かったためのものでして、この分を精算して返還する財源でございます。

次のページをお願いします。

2 款の諸支出金 1 項償還金 1 目の償還金、区分の23節償還金利子及び割引料316 万6,000円です。これは国・県への償還金、20年度に多く入っているということで、国には253 万3,597円、それから県の補助が63 万2,650円を返還しなければならないものでございます。

それから2 款の諸支出金 2 項繰出金 1 目の一般会計繰出金、節28繰出金ということで64 万3,000円。この部分についても精算に基づいて一般会計の方に64 万3,000円ほど繰り出すものです。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第80号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長(佐々木充君) 議案第80号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,053万2,000円とするものです。

今回の補正の内容ですけれども、介護保険の報酬アップに伴い保険者負担の緩和措置として国から交付された交付金があります。この3月にですね介護従事者処遇改善特例基金ということを作成して、その基金に積み立てしておりますが、この基金については3年間の時限で計画的に取り崩すものです。今回は、その計画に従って基金から繰り入れして歳入財源、あるいは介護事業の啓発用の支出に充てるためのものです。

内容については5ページの方をお願いします。

7款繰入金1項一般会計繰入金1事務費繰入金37万5,000円です。この部分については事業費の方と関連するんですけれども、歳出の方と関連するんですけれども、介護保険事業用のパンフレット、周知用のパンフレットを全戸配付のために印刷したいと思っています。そのための経費として、歳出の方に出てきますけども96万6,000円ほど計上しています。そのうちから、先ほど言いましたけれども国から来た交付金、そのいわゆる啓発用の部分も入ってまして、その部分が59万800円ほどあります。それを差し引いた37万5,000円ほどを一般会計から事務費繰入金として計上しているものです。それから5目介護従事者処遇改善事業費繰入金402万3,000円です。これは先ほど言いましたけれども、基金から3年かかって、実質的には2年かかって取り崩して一般財源相当というようなそういう感じで使うための基金の繰入金です。

それから8款繰越金1項繰越金1繰越金ということで343万2,000円ほど減額しております。いわゆる上の方の繰入金との関係なんですけれども、基金からの繰入等に伴う財政調整として減額しているものです。

次のページ、3、歳出の方をお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 の一般管理費として13の委託料96万6,000円ほど計上しております。これは八峰町介護保険概要パンフレットを作成するための委託料です。配付先については全戸配付と、そういうことを考えているものです。

よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 繰入金の国の方から来たお金、介護従事者処遇改善事業なんですけれども、ちょっと説明があったのかちょっと私ど忘れしたのか、もう一度、介護従事者処遇ですので民間の場合は国の方から処遇改善ということで実際お金が下りてもなかなかそこまで、職員の分まで回らないというふうな実態もあるみたいですけど、これは、町に下りてきたお金はどのように扱われるものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） いわゆるこの4月から介護保険が3%アップするということは皆さんご承知のことと思います。それで介護保険を使った場合、何というか、そのかかった費用について保険者の方にも請求が来るわけですけれども、当然その分、3%上がった分についても従来のものから上がってくるわけです。国の方では、これに対して臨時に激変緩和と、そういう感じで国の方で交付金を各保険者の方に交付して、それを基金をもって積み立てして、それを3年間のいわゆる限定ですね、基金条例で3年間の限定です。ここのお金を余した場合は国の方に戻すと、そういう条例を3月に可決していただいておりますけれども、そういう感じで、いわゆるアップ分について国の方で交付していると。ですから事業所での何というんですかね、そういう処遇改善、そこいら辺までちょっと私の方では立ち入れないわけですけれども、当然そこら辺を含んで当然上がっていると。その財源、上がった分に対して保険者の方に臨時に交付していると、そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第81号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第81号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ596万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,521万円とするものでございます。

今回の補正は、人事異動にからむ人件費でございます。

5ページをお開き願います。

まず歳入ですけれども、4款1項1目1節の一般会計繰入金、人件費の調整で596万7,000円、これを一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に6ページ、歳出ですけれども、1款3項1目、この中の給料、職員手当、共済費、これについては職員1名分減による減額でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第82号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第82号、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,663万4,000円とするものでございます。

このものに関しましても異動に伴う人件費でございます。

5ページをお開き願います。

2、歳入、6款繰入金1項1目1節の一般会計繰入金から121万5,000円を人件費分として繰り入れるものでございます。

6ページ、お願いします。

3、歳出、1款3項1目、これも給料、職員手当、共済費ということで異動に伴う人件費でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

次回本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時40分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 7 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

同 署名議員 9 番 福 司 憲 友

平成21年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成21年6月18日（木曜日）

議事日程第2号

平成21年6月18日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤 進
総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木 充	管財課長	伊勢 均
税務課長	小林孝一	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田 武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校教育課長	辻 正英
学校給食センター所長	木村 学	峰浜町民サービス課長	金平嘉孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） おはようございます。

今回から変わりがまして、一問一答ということになりまして、私がトップバッターということになりましたけれども、藤里さんでも同様のことが行われて、混乱まではいかないにしても戸惑いがあったようですけど、進行に間違いありましたらご指導くださるようお願い申し上げます。

それでは、5番佐藤克實、通告に従いまして、大きく2点質問したいと思います。

里山の栽培作物の盗難防止策をとということで、1番目に不景気が影響しているのか、このところの里山や奥山で町外と思われる方の山菜の採取の横行の問題が再燃しております。最近では山菜のみならず里山の畑や森林内での栽培の山菜やキノコ類や果物がサル以外の者の盗難の被害に遭い、手をこまねいているようです。栽培者も網を張ってもカッターナイフのようなもので引き裂かれたり、バラ線まで張って防護策をとっていても侵入され、せっかく精魂込めて育て上げた作物を、収穫を間近にして盗難に遭っているようです。何ともむなしの限りです。山菜やサル被害の対策はある程度とられているものの、人的なこの手の被害にも目を向けて、先に述べた盗難防止の対策の強化を図るべきと思いますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

また、この問題に対する啓蒙普及の看板や条例の設置等、必要性に関しての考えを町長に伺いたいと思います。

2つ目、人口減少に歯どめ策をとれということでもあります。

岡山県西粟倉村では空き家の利用で家賃を2万円に抑えたり、希望の部分の改装を、

350万円を限度に行ったり、住みやすくして人口の減少に歯止めをかける施策を展開して成功しているようです。

当町でも空き家調査をしておりますが、その利用をこの村のように有利な条件を付して、さらなる呼びかけをして人口減少に少しでも歯止めをかけたいものですが、当局のお答えを伺いたいと思います。

②旧町村の役場土地利用の住宅分譲地や町営住宅の建設の整備の計画がどうなっているのか、役場職員さんでさえも町外に転出している中、早急の対応が求められます。めどがあれば伺いたいと思います。

以上で質問を終わりますが、質問者が多いため納得のいく答弁をお願いすれば所要時間も短くて済むので、先行きが明るい答弁を期待して終わりにしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐藤克實議員のご質問にお答えいたします。

1点目の里山の栽培作物盗難防止策についてであります。山菜採りのマナーの低下は以前から問題視されておりますが、栽培している作物などの盗難被害が増えていることは誠に憂慮に耐えないところであります。

昨年の6月議会定例会において柴田正高議員から動植物の保護についての質問があり、その際、「山菜やキノコなど山に生えたものは山の所有者の所有物と解され、金銭的価値のある山菜等の無断採取は刑法の窃盗罪に当たることから、東北森林管理局や警察との連携を図りながら厳正に対処する」と回答しております。畑や林地内での栽培作物の盗掘については、言うまでもなく犯罪行為でありますので、このことについても警察、防犯機関及び山林等所有者の連携により巡視活動を行うなど盗難防止策を強化したいと考えております。

看板の設置や条例設置等の必要性についてであります。町民以外で山菜等の採取を業とする者の入山を禁止する看板については、毎年、修繕や更新を行っておりますので、今後も充実を図ってまいりたいと考えております。

また、条例の設置については、関係機関などの意見も参考にしながら検討している八峰町野生動植物等の保護条例を9月議会定例会には提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、人口減少に歯どめ策をについてであります、最初に空き家を活用した定住促進についてであります。

佐藤議員からは岡山県西粟倉村を事例として挙げていただきましたので、早速インターネットでこの村の概況と定住促進対策について確認しましたので、その内容を若干整理させていただきます。

この村は鳥取県と兵庫県に接する山あいにある人口わずか1,600人で、合併せず自立を選択した村であります。村の95%が森林で、林業が基幹産業ですが、観光振興を図るため公社を設立したものの深刻な赤字に陥った経緯があるとのこと。その後、村の再生を林業の活性化に託し、地元の若者が木材関連会社を立ち上げたり、森林組合が従来の造林、森林整備事業に加えて丸棒生産や林産物加工の事業拡大するなど木材・森林に特化した事業展開したことをきっかけに、田舎暮らしや林業に関心があり、意欲のある若者を長期研修生や新規雇用者として受け入れているとのこと。

新しく村にやってきた若者の住宅について、雇用対策推進協議会が介在して村の宿泊施設などを提供したり、定住することが確実な人には分譲宅地の購入に特典をつけたり、定住交付金を出して成果を出しているようであります。

当町でも空き家を活用した定住促進に取り組んでおりますが、どちらかという中青年・老年のUターン、Iターンの方々の照会が多くなっています。

定住希望者が第二のふるさとや終のすみかとなるかもしれない定住先を決定するに当たっては、今後の人生設計に照らし合わせて、自分の住みたいところであるか、あるいは魅力を感じる場所であるかが第一のポイントになると思います。それと共に定住に対する受け入れ支援があるかどうか大きなポイントになると思います。問い合わせのあった中で何件か現地案内をしておりますが、実際のところ管理状態が悪かったり老朽化が激しく、住める状態にない空き家が多いため二の足を踏み、断る方がほとんどです。当町の空き家状況を見た場合、自信を持ってお勧めできる物件が少ないことから、定住を決定した場合には改装費の一部を補助するとか何らかの支援を検討する必要があるのではと感じております。全国の成功例や近隣市町村の事例を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

次に、役場跡地利用の住宅分譲地や町営住宅建設の整備計画のご質問にお答えいたします。

平成19年7月に地域再生法に基づく当町の地域再生計画の作成を念頭に、遊休施設再

利用計画庁内会議を設置し、八森地区小学校の統合や岩子小学校の水沢小学校への統合に伴い、遊休化する校舎等の転用や利用頻度の低い公共施設、公共用地の活用方針などを検討しております。

この庁内会議で協議した利活用の方針に関しては、先に議員の皆様方に報告したところではありますが、この中で八森庁舎及び峰浜庁舎跡地については、集落内に位置し、水道や電気などのライフラインの施設が容易であることから、定住施策の一環として宅地として分譲する方針を示しております。この宅地分譲を含めた遊休施設や用地の整備については、国に地域再生計画、または構造改革特別地域の申請を行い、認定を受けることによって、施設改修や道路及び汚水処理施設等の整備に地域再生基盤強化交付金が活用できますので、今後、地域再生計画の作成の中で具体的な整備計画や分譲方法などを検討してまいります。

町営住宅の整備については、施設の老朽化が進んでおり、今年度、経済危機対策交付金事業による施設改修を計画しておりますが、高齢者の入居や居住水準の向上を図るため、地震などの災害対策やバリアフリー化などの課題が浮上してきており、今後、民間住宅市場や町営住宅の需要などを勘案しながら良好な町営住宅の供給と適切な管理運営に努めてまいらなければならないと考えております。

佐藤議員がご指摘のとおり人口減少の歯止め策として空き家の活用や住宅環境の整備は重要な施策であることは認識しておりますが、当町においては若年層の流出が人口減少の大きな要因となっており、住環境の整備とあわせて就業や雇用機会の確保、医療、介護及び福祉施設の充実、生きがい対策など総合的な定住施策を推進しなければならないと考えております。今後、議員ご提言の先進事例や全国の効果的な定住施策の情報を収集、分析し、当町の特性に合った定住施策を構築しながら当町の人口減少を緩和してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、再質問はありますか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 最初の1番目の里山の栽培作物の盗難防止策についてでありますけれども、やはり今、条例を9月に制定してくれるというご回答をいただいて安心しているわけですが、ただやはり条例を制定しただけではうまくないので、確かにその看板は主要な箇所にはついてはいますが、やはりまだ足りないのかなという感じがします。できれば監視員をその時期に配置して巡回してもらおう、あるいはまた警察の

方から巡回してもらうというのが非常に有効には思いますけれども、その時期にですね、やっぱり主要道路の入口で、やはり入山者、あるいは里山に行く人の皆さんに、やはりそのチラシとかビラを配ってですね、やっぱりその今言った、町長の答弁にあったような窃盗罪に当たるわけですから、やはりそれをきちっとやっぱり認識させる方法がやはり当面の初動態勢として必要なのかなと思いますので、やはりその辺のきめの細かい、もうちょっと看板ももちろんなんですけれども、マナーを促す、あるいはまた刑罰に当たるんだということをやはり知らしめる、周知させる必要があると思います。やはり今、魚釣りの方もそうなんですけれども、やはりもう川に向かうのに人様の畑なんかをもう堂々と歩いていて、やっぱり女の人はずもう「悪いけどここ歩かないでください」というような言葉を恐くてかけられないような状況にある。やはりそのきちっとした条例があることで、条例がその人に言うときの後ろ盾になるような感じがしますので、やっぱりわかりやすい条例の制定や、やっぱり刑罰の書いた看板をやはりある程度増やす、今言った、チラシをやはりその時期に、入山の多い時期に配る、あるいは、なり物の最盛期のときに配るといった細かな対策が必要なのかなと思います。今は年中いろんな食べ物があるわけなんですけれども、昔から土用の丑の日までは山の物、その後は畑の物というふうな文化的なことがありますので、やはりそういうのを守っていくためにも、やっぱりマナーを大事にしていければなと思っております。

また、山林内に山菜を育てている方もいるわけなんですけれども、何と言いますかね、やっぱり何百万円もかけて山林を取得して、その中に自分で時間をかけて山菜を育てる方は、やはりもう最盛期になると採られてしまって、もう自分の口に入らないというように、すごいやっぱりがっかりしているわけで、やはりもうちょっとねきめ細かい対策をお願いしたいと思いますので、この件に対してもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご質問にお答えいたします。

昨年、柴田議員から提案のありました動物を含めた保護の関係、山菜に限らずということで、動植物全般を含めた保護条例について9月に提案するように今準備を進めておりますので、その中で今申し上げた意見もですね取り入れながら制定をしていきたいというふうに思っています。

具体的な話で看板ですね、枚数が足りないのかどうか、今、要所にはやっているんですけれども、そしてまた更新もしているんですけれども、もう一度チェックをしまして、

もし不足だとすれば改めてまた増設するということになるだろうと思いますので、その点はこれから進めてまいりたいと思います。

それから、巡視員等の話もございましたけれども、実際、町の方では今、巡視員と正式に依頼している人はおりませんが、今回の条例との兼ね合いでそこら辺についても検討はしなきゃならないと思いますけれども、ただ一般的に常時山に仕事に行っている人の中でも、もう自発的に何か私の方に注意できるような腕章でもくれというような具体的な話をされている団体もございますので、そういった方々の力も借りながら、是非全体的な目でチェックをしていくのも必要だと思います。それからまた、山菜の時期に入口でチラシも配って、不法に採った場合は罪になるよということを教えた方がいいんじゃないかという今の提案がありますので、この点についてはこの後ですね、やる方向で検討したいと思っています。

いずれ今までサル害とかそういうものの対策を重点にしながらやってきましたけれども、新たな角度でそういうものもですねチェックをしていかなきゃならない状態が出てきたのかなと思いますので、せっかくの…入山料も取らないでですね、自由に山に出入りして、しかも大量に持って行って、それをまた仕事にされているというような状況になりますと見過ごしはできませんので、そういった点については、この後厳しく取り扱ってまいりたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、ほかに質問はありませんか。5番。

○5番（佐藤克實君） 次の再質問に移っていいですか。

○議長（阿部栄悦君） どうぞ。

○5番（佐藤克實君） 1番目の問題に関しては再質問にまた十分なお答弁をいただいたので本当にありがたいと思っています。

先ほど2番目の人口減少の歯止め策についてなんですけれども、当局の方でもネットを見て西栗倉村を見ていただいたという話を聞いていますけれども、実はこれはテレビで放映されたのを拝見して、こうなればいいなということで今回質問をさせてもらったわけです。逆に都会の暮らしは、例えば子供さんが保育園に通うと月8万円もかかるとか、やはりアパートを借りると月10万円もかかるとか、やはりそういう暮らしというのが今この経済不況も相まって非常に若い人も経済的な負担になっているということで、やはり田舎に来ると保育園が3万で済むとか、住居の家賃が2万円で済むとかということで非常に安上がりになるわけなんですけれども、ただ、今非常に田舎暮らしがクローズ

アップされておりますけれども、やはり田舎で暮らすとこんなメリットあるなということをややはりこの村では紹介していきまして、村の良さ、住みやすさをアピールしているということで、今言ったように家賃を2万円に抑えたりとか、あるいはまたほかの村では75歳以上の医療を無料化するとか、あるいはまた八森であれば学力テスト全国トップクラスであるという教育環境をややはり全国にPRして、そういうのもまたもしかすればUターン、あるいは何ていうんですか八森へ来られる、八峰町へ来られる人が出てくるかと思っておりますので、いろんなその多角的な面で考えていただければありがたいなと思っております。これまで八峰町では非常にハード面の投資は大きくされてきまして、かなりのところまでもう整備が進んできているのかなと思っておりますけれども、やはりこれからはハードだけでなく、もっとそのソフト面というか人にですねやはり投資をして、ここに住む良さをやはり味わいながら住みやすい町をつくっていただければなと思っております。やろうと思えば何といたしますか何かしらとりあえず手がけてほしいなと思うんです。きっと何種類か上げるとやはり八峰町としてアピールできるものがあると思っておりますので、やはりなるべく早い時期にですね、そういうものを探し出して、やはりその方向に向かっていただければありがたいと思っております。

また、定住というか町営住宅や宅地分譲の件に関しても、やはり先ほども言いましたけれども、やはり八峰町の方から能代市の方に移住されている役場職員さんもかなりおられるように聞いております。かつては人口1人減ると町財政に与える影響が150万とも170万円とも言われた時代がございました。借りに10人いると、もう1,500万円、1,700万円の財政に対するデメリットが発生するわけでありまして、やはり一人でも若い人であれば、お年寄りであれば、多くの方がここに定住してもらおう策をですね、やはりなるべく早くとっていただければと思っておりますので、再度答弁願えればありがたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの人口減少に対する歯止め策についての質問でありました。ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

提言に当たる部分が多いと思っておりますので、この後の施策にですね生かせるものは生かしていきたいと思っておりますけれども、基本的に若い人を呼ぶ場合ですね、やっぱり働く場所がないとなかなか若い人はこちらの方に来てくれないという、そういう状態があります。したがって、例えば農業であっても、あるいは漁業であっても、やっぱり関心を持ってこの場で働いてですね、なおかつ田舎の良さというかそういうものを感じながら

生活をするということがやっぱり求められると思います。確かに都会でいけば個人の負担も結構かかっているんですけども、ただそれだけでなくてまた都会暮らしの、また一方の若者に対するいろんな設備が整っている問題もありますので一概には言えませんけれども、ただ最近、三種町の一里塚っていうNPO法人ありますけれども、あそこで積極的に都市部のそういった人方の交流等をしながら定住促進を図ろうということで、民間で一生懸命頑張っている団体もあります。ここは東京のふるさと回帰センターとも密接に連携をとりながらやっているんですけども、うちの方もここに一応加入しまして、昨年初めてそこの方から来ていただいてお話も伺ったわけでございますけれども、佐藤議員がおっしゃるように、やっぱり町の魅力をですねどのようにつくり上げて、そのやつをPRしていくのかというのは非常に大きな課題ですので、今言った問題等についてそれぞれ我々も整理をしていかなきゃならないと思います。

それから、現状、最後の方に役場職員の話もしましたけれども、足元でですねそういう状態になっているわけですので、我々も何らかの機会に職員に対しても、やっぱりそういう問題についての問題提起をしながら理解を求めていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、これやればもう決定的に定住促進がやられて人口が増えるという決定打はなかなか出てこないわけですけども、やっぱり積み重ねが大事だと思いますので、一つ一つそういうものクリアしながら定住促進に向けていきたいなというふうに思っています。

- 議長（阿部栄悦君） 5番議員、ほかに質問はありませんか。5番佐藤克實君。
- 5番（佐藤克實君） これで終わりますけれども、香川県ですか、山あいの村でですね、無農薬の野菜を栽培して、ものすごい成果を収めているところがあります。非常に農地は山あいですから狭いんですけども、やはりその天候ですか、普段のところよりも寒いということがあって、やはり市場に出回った後、遅くまたそこから無農薬の野菜が出るとかといって成功しているところがありますので、やはり考えるといろんなことが考えられるのかなと思いますので、今後ともですね、やはりそういうのを参考にしながら、働く場所がないと人って来ても困るわけですけども、やはり何かしら考えればあると思いますので、私どももまたそういうのがあればニュースを当局の方にお伝えしながらですね、やはり定住を図ればなと思います。この件に関しては、答弁は結構です。

これで終わりたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これで5番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おはようございます。

通告に従いまして、はじめに菜の花プロジェクトについてお尋ねいたします。

このプロジェクトにつきましては、以前にも石塚議員と鈴木議員が質問をされております。また、昨日はこのプロジェクトの内容について担当課長、町長から、かなり詳しい説明がございました。きょうの質問に先立ってかなり入れ込んでおったのですが、氣勢をそがれてしまったような感じがしております。そこで、気を取り直してお尋ねいたします。

このプロジェクトには1人1カ所に限定して、畑に作付している方が6名、面積251アール、田んぼに作付しておられる方が5名、139ヘクタールの合計3.9ヘクタールとなっております。2、3年は今の人数と面積で、辞退者が出ない限りは補充しないということ为先の定例会で町長は答弁されております。しかし、私たちに渡った菜の花プロジェクトの企画書2ページに取り組みの推進体制の中で、「農家に対し菜の花プロジェクトの趣旨を周知し、賛同する農家の協力を得て作付の誘導、拡大を行います」と、こう書いてあります。町長の答弁と矛盾いたします。今の人数と面積以外は認めないとするその理由は何なのかお尋ねいたします。

また、この事業のねらいの一つに「菜の花が創出する美しい農村景観を新たな観光資源としての活用を検討する」、こうなっておりますが、栽培されているところは11カ所に点在して、一番面積の大きいところでも77アールしかありません。失礼ですが、こんな半端な面積でと言えば誤解もあるのでしょうか、観光資源として人を呼び込めるのでしょうか。観光資源の活用を図るならば、もっと栽培面積の拡大を図るべきではないでしょうか。菜の花は連作障害が起りやすい作物で、作付2年目には背丈もかなり短くなります。昨日も担当課長が申しておりましたけれども、3年が作付限度と言われております。それを克服するために何かソバを連作作物として作付するというような話もされておったようですが、この点の解決をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

このプロジェクトには311万円の予算が計上されております。この予算の使いみちの一つに、菜種油の商品化660グラム入りの大瓶1,000本程度と3月予算委員会で説明を受けましたが、伺ったところによると10アール当たり約100キログラムの菜種がとれまし

て搾油率が約3割、30キログラム搾油できるそうであります。そうすると約1,800本ができる計算になります。企画書では2,000本となっております。この商品化には、よそへ委託して搾油と瓶詰め、加工を行っていただくようですが、この1,000本程度ということでこの予算の中にその委託経費が計上されたんだらうと思うんですね。それが2,000本となると、この予算の中身が変わってくるのではないかと思うんですが、この点についてもお尋ねいたします。

次に、水洗便所の改造融資などについてお尋ねいたします。

平成13年からの石川農集を皮切りに順次供用が開始された下水道事業であります、3月31日までの加入率は特環で約60%、農集で約45%、漁集で約49%と、依然として低い数値であります。この数値は雑排水のみの加入者も含んだ数値でありまして、トイレの水洗化まで含めた数値となるともう少し下がるんだらうと思います。まずこの加入率について町長はどのように感じておられるのかお尋ねいたします。

町では加入促進を図るために普及推進委員会を設けており、委員の任命者は町長であります。委員会は町長が必要に応じて招集することになっております。そこでは下水道の普及と加入促進に関する話が話し合われることになっておりますが、この委員会が機能されているのか私たちにはさっぱりその成果が見えていないんです。ちゃんと機能されているとすれば、加入促進委員会でどのような意見や提言がなされておられるのかお尋ねいたします。そして、そこで出された意見や提言は、職員にちゃんと伝わって加入促進につながっているのか、役立っているのかお尋ねいたします。

また、これとは別に加入促進を図るためにいろんな助成制度を設けております。その中の一つに水洗便所改造資金融資制度というものがございます。融資は秋田銀行とJA秋田やまもとで行うのですが、その利子補給を町で行うという制度であります。今までの利用件数は71件であります。融資の最高限度額が100万円で50カ月間無利子で借りられると、借り手としては非常に使い勝手のいい制度であります。にもかかわらず利用者が少ないというのは、70万円以上は連帯保証人が2名必要とされているためと思います。今は保証人を頼むのも、頼まれる方も難しい時代であります。そこで提案ですが、町で債務保証を行い、保証人をいらなくするか、町で基金を設けてその基金からの貸し付けとし、保証人は同居家族1名とすれば、もっと利用が増えるのではないかと考えます。利用勝手のよい制度に改めることがトイレ水洗化促進につながると思うのですが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

最初に菜の花プロジェクトについて。この件につきましては3月2日の議会全員協議会で企画書を配付して事業内容について説明し、議員の皆様からのご理解いただいたと存じております。

事業の目的などについては行政報告などで申し上げましたので省略いたしますが、この事業は本年度から3年間実施することにしております。プロジェクト事業は、収穫した菜種を使い、菜種油の商品化まで目指しております。菜の花は八峰町にとっては新規導入作物ですので、3年間、展示圃を設け試験栽培をすることにいたしました。

展示圃を設けた第一の目的は、安全・安心な地元産菜種を確保すること、2つ目の目的は、菜の花栽培はまだ一般的ではなく、ほとんどの農家が、経験がないことから、関係機関の指導を仰ぎながら、町と展示圃農家が協力して栽培技術の習得をねらいとして、栽培上の問題点や課題を探り、実際の取り組みの中で勉強しようというものであります。

栽培技術については播種技術の習得、肥料の投入量、病虫害や雑草対策、収穫適期の把握、収穫作業に当たるオペレーターの実地訓練、水分調整の目安の統一、乾燥調整のマニュアル化などを検証することにしております。

農家の協力を得て11カ所に展示圃を設置しましたが、試験栽培ですので必ずしも土地条件の良い農地を展示圃にしているわけではありません。栽培技術の習得と合わせて土地条件の検証も行っております。休耕地を再生した農地で栽培した場合の生育状況はどうなのか、あるいは水田と畑の収穫量の違いはどうなのか、また、湿地で栽培した場合の影響とその結果はどうなるのかなどを検証し、栽培面積を拡大する場合の土地条件の参考にすることにしていきます。

柴田議員のご指摘のとおり、菜の花はほかの畑作物同様、連作すると菌核病や根こぶ病が発生するおそれがあります。いわゆる連作障害により3年が限度と言われております。これを克服するためには堆肥の投入や他作物との輪作栽培などが有効で、試験栽培は少なくとも3年間は必要です。また、圃場を変えても比較的試験ができませんので、3年間は同一圃場を展示圃として試験栽培を行う予定ですので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

次に、下水道事業に関するご質問にお答えいたします。

下水道事業に関しましては、旧八森町が平成7年度から、旧峰浜村が平成9年度から事業に着手し、整備を進めてきました。供用開始は、旧八森町が平成14年3月に、旧峰浜村は石川農業集落排水事業が最も早く平成12年12月となっております。平成19年度末の汚水処理人口普及率は、住民基本台帳人口に対する下水道処理区域の人口の割合を示すものですが、88.7%で県平均の74.5%を上回っております。

当町の下水道の加入率につきましては、公共枡数に対する接続件数で算出しておりますが、特定環境公共下水道事業の公共枡数は2,267個に対して接続は1,352件で加入率は59.6%、農業集落排水事業の284個に対する接続が129件で加入率は45.5%、漁業集落排水事業の公共枡数は371個に対する接続は178件で加入率は48%となっております。平成20年度の下水道への接続件数は、特定環境公共下水道で68件、農業集落排水事業が6件、漁業集落排水事業が64件で合計138件の接続が行われております。

また、下水道水洗化率は、処理区域人口に対する水洗化人口の割合を示すものでありますが、平成19年度末の特定環境公共下水道事業においては処理区域人口6,037人に対して水洗化人口は3,572人で水洗化率は59.2%となっており、市町村の供用開始年度に相違はありますが、県平均の74.3%には及ばず、全県で17番目の水洗化率となっております。

農業集落排水事業の水洗化率は、処理区域人口848人に対し水洗化人口は402人で、水洗化率は47.4%で、農業集落排水事業で導入している23の市町村で21番目となっております。

漁業集落排水事業の水洗化率は、該当市町村が少なく比較はできませんが、平成20年度末で処理区域人口942人に対し508人で55.1%となっております。

この水洗化率と加入率に関する評価についてであります。決して高いとは思っていないものの、県内全体を見ると公共下水道の供用開始が22番目と遅かったわりには水洗化率では17位でありますから、今後の努力次第だというふうに思っております。ただ、漁業集落排水事業に関しましては、平成18年度の供用開始から3年間で水洗化率が55%に達しており、順調に推移してきておりますが、農業集落排水事業においては水洗化率が低位にとどまっており、今後とも加入促進に力を入れていかなければならないものと思っております。

次に、公共下水道等普及促進委員会についてであります。旧八森町において公共下水道事業に着手した翌年の平成8年に、自治会の代表者22人以内を委員とする八森町下

水道普及促進委員会を設けております。この委員会では、下水道事業に関する知識の普及と加入促進の助成制度などを協議しておりますが、供用開始に伴い下水道主管課が公共枡の設置や供用開始区域の住民説明会を開催するようになってからは委員会を開かずにおりました。新町において八峰町公共下水道等普及促進委員会設置要項を制定しておりますが、残念ながら今日まで当該委員の任命を行っておらず、委員会も開催してこなかったことを、率直に反省をいたしております。今後、委員会を設置し、下水道事業に関する制度や加入の促進方法などを協議してまいりたいと考えております。

これまで下水道の普及活動といたしましては、担当の建設課が様々な下水道に関する相談活動を行っており、また、広報などで加入の呼びかけと助成制度の周知を図っておりますが、下水道接続にはトイレをはじめ台所、浴室、洗面所など水回りの工事が必要で多額な費用が必要なケースが見受けられ、下水道への接続の必要性を認めながらも工事に着手できないでいるのではないかと考えております。

次に、加入促進の助成制度についてであります。合併後においても旧町村の助成制度を引き継ぎ、八森地区では加入促進助成金、下水道等積立預金交付金が、また、峰浜地区では加入促進活動に伴う報奨金、水洗化工事費等助成金を交付し加入の促進を図っております。また、融資制度では旧八森町の水洗便所改造資金融資斡旋制度を引き継ぎ、借入金に対する利子補給を行い、下水道への加入を促しております。

この水洗便所改造資金の融資に関し、町の債務保証や貸付基金を設けて借り入れしやすくしてはどうかのご質問であります。債務保証に関しましては予算において債務保証の議決が必要でありますし、償還が滞った場合は当然町がその負債を金融機関に支払うこととなります。また、基金の造成においては条例の制定と、その財源の確保が必要となり、こちらも償還が滞った場合のリスクを背負うことになるほか、貸付と返済に伴う事務が発生いたします。下水道加入促進のため借入金の全額を町が利子補給する有益な制度でもあり、個人の融資行為でありますので、ご面倒でも連帯保証人の確保はこれまでと同様にお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。態勢

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 一問ずつ再質問をさせていただきます。

はじめに、菜の花プロジェクトについてなんです。昨日から町長も担当課長さんも3年間は現態勢でいくということを盛んに申しておりましたけれども、先ほど1問目の

質問でも私行いましたけれども、先の町長答弁では2、3年という、ここで2年と3年、異なってくるんですね。少し幅あるんですよ。2、3年は現態勢でいく。そして、辞退者の補充はすると、こうお答えされておったんです。それが3年間は現態勢でいく、こう答弁が変わっているんですね。答弁に一貫性がないんです。そのことについてまずお尋ねいたします。

それから、菜種の販売価格はキロ約100円であります。生産助成金もないということになっておりますけれども、先進地であります小坂町ではですね、産地づくりの交付金をベースに高い助成金を交付しております。基本助成が5,000円、景観作物として1万5,000円、出荷助成2万円、プラス50アール以上の団地化には6,000円、1反歩当たり100キログラムとれて販売収入も加えると収入合計が5万6,000円になります、助成金と。200キログラムをとった場合は6万6,000円にもなるわけですね。ですから栽培面積がどんどん増えている。こういう状況にあります。町でも、どうしてこの産地づくり交付金の対象とできないのか、それについてお尋ねいたします。

それから、連作障害は3年で起きるので、逆に大豆の連作障害解消のため、この菜種を植えると、そういう奨励の仕方もあるのではないかと思うんです。それから、今、管理保全されている農地、これは管理保全には助成金はないわけです。その管理保全されている田んぼにです、この菜種を植えると一般作物扱いになりますから助成金の対象になるんだと思うんです。そういう点から面積を拡大、奨励し、そうすることによってこの観光資源としても生きていくのではないか、こう考えます。その点についてお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 2、3年という表現がまず揺れているというふうな話ですけれども、原則は3年、3年でまずやりたいと。ただ、昨日いろいろやり取りしましたけれども、いろんな条件がこれからやってみてですね変わってくる要素はありますので、そういったものからすると、また状況からできるだけ早めることができないのか、そこら辺については検討を加えていくということで、昨日の場合そういう話をしたところですので、真意をご理解していただきたいと思います。

それから、もちろん実験、今どうしてもあと途中でやめてしまうという人がいればですね、そういう人方の補充はしながらやっていきたいなとは思っています。

それから、小坂町の例を出しましたけれども、小坂町はもう水田農業協議会で産地づ

くり交付金の対象になっていますから、もうこれは問題ないわけですがけれども、うちの方はまだ実証の段階で、そこまで話はいっていません。したがって、これを取り入れるとすれば、今、水田農業協議会で確かに決めなきゃならないし、JAとの関係もきっちり整理をしていかないといけないと思っています。したがって、現在のところはそれにかわるものとして町で4万円負担しているわけですので、増やせば増やすほど現段階では町の財政からの持ち出しが大きくなっていくという今の状況でございますので、将来的にこの菜種についても振興作物として有効だということで、水田農業協議会で取り上げていただくような状況をつくっていかなくちゃならないなとは思っています。ただ、現段階ではまだそこまでいっていませんので、我々もできるだけ実証を早く進めながら、自信を持ってですねこの振興作物として取り上げてもらうように頑張っていかなきゃならないと思っています。

それから、連作障害についての話ありましたけれども、それはそのとおりであります。昨日も話しましたがけれども、仮に大豆とかやっても、大豆も連作障害がありますので、その合間に菜種を植えるとか、菜種をやって逆にですねその間にソバを植えるとかですね、そういうものについては、この後いろいろ考えていかなくちゃならないし、今のところは大豆の連作障害にはスタックスとかそういうものを行っているんですけども、今後この菜種がですね有効に働けば、そういう回転が当然求められてくると思いますので、それはそのとおりだと思います。

それから、確かに菜種ですね、転作とかその他に植えるところもあれですけども、放棄した土地でもこの菜種をやれる可能性が十分あると思います。そういうものを有効に活用していくという、そういう展望も持ちながら進めていかなくちゃならないわけで、確かに今の中でまだ展示の段階ですから、実験の段階ですから、まだ景観でここ広大な面積を1カ所に集中してという、そこまではまだいっていませんので、何回も繰り返になりますけれども、あくまでも今は実証を積み重ねていくという段階なので、そこら辺をですねやっていかないと、先ほど申し上げた答弁の中でいろいろ考えられるハードルがあるわけですので、そういうものを乗り越えながらやっぱり将来に向けた取り組みを展開していきたいと思っていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） それこそ面積がふえるということはですね、この菜種の栽培は農作物としての収入がキロ100円ですので、とても農家としては間に合わないんでしょ

うけども、先ほど再質問で申したとおりですね、管理保全のところは管理保全のままだと1円にもならないわけですから、その菜種を栽培して、それから収入を上げるというのであればちょっと問題あるんでしょうけど、100円のものが50円でも30円でもいいじゃないですか。一般作物の奨励金をいただくためにそれを作付するというのであればですね、それで遊ばせて1円にもならないよりもなると。できれば町でその種を助成してくれれば一番いいことなんでしょうが、そうすることによってその面積の拡大に繋がっていけばそれが観光資源、農村景観の維持、それに繋がっていくんだ、私はこう思うわけですがけれども、その3年間試験的にこの3.9ヘクタール、11戸の農家、これでやってみて、その成果を得てからというのではなくてですね、農作物と農家の収入を考えるならば、その3年間試験やってその後というのもわかります。別の観点からですね、この観光資源という観点から考えればですね、すぐにでも、今年播いても来年しか花は見れないわけですがけれども、早急に取り組むべきではないかと、こう思います。

それから、今年度に入ってから何名かの方々からも何か町の方に問い合わせや何かがあったと、こう伺っております。やっぱりそれなりに取り組んでみようという意欲ある農家がおられるあらわれだろうと私こう思っております。ですからですね、その町で4万円の助成は、これはその11戸の農家だけでも、それで結構だと思うんです。それでプロジェクトを締め切ったんですから。この後、やりたいという農家には町で種を提供すると。それでその自己保全、耕作放棄地、それに何とか景観維持のために、観光資源のために作付していただけないか、こういうような誘導をされる考えはあるのかどうかお伺いします。

それから、1問目、これ通告にございませんでしたので多分お答えいただけなかったんだろうと思うんですが、この予算のですね変更があるのかということをお尋ねしたんですが、この予算のその311万円の中にですね、これ重複してしまうんですが、予算書のこの説明の中では600ミリグラム入り大瓶1,000本と、こうなっていたんですよ。それが企画書では2,000本、1,000本つくるのと2,000本つくるのでは当然お金のかかる額が違うわけですね。倍違うんですよ。これどういうことなのか、それをまずお答えください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の説明がちょっと悪かったと思いますけれども、その他一般作物としては、作付けは可能です。したがって、自分でですね、この展示圃に限らず作付けをしたいという人は、どんどんやっても結構だと思います。ただ、先ほども申し上げ

たように町の方で今、展示圃の関係は4万円出していますので、それも全部やるとなると多額な財政負担になります。それはちょっと不可能ですけども、興味を示してですね、自分もぜひやってみたいという人はどんどんやれば一般作物としてはいいわけですから、4,000円はいただける仕組みになっていますので、売ってこの採算とれるというふうな状況にはならないわけですけども、これはこれとして全然金にならないよりはまずそれはそれとしてやっていただければいいんじゃないかと。そのことによって面積が広がって景観が良くなるというのであれば結構なことだというふうに思っています。

いずれ種についての話については今ありましたので、この後ですね、その点についてはちょっと検討したいと思います。

それから、先ほどのご質問で1,000本、2,000本の関係ありましたが、この311万円の予算の中では、とりあえず今年度は1,000本、来年度はさらにその半分というふうなことで、今年度は1,000本だけということですので、予算的にはその範囲内でやることになっていますので、ご了解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員。

○11番（柴田正高君） 私に与えられた時間、限りありますので、2問目に移らせていただきます。

この普及促進委員会設置条例、条例が18年に設置されているんですね。それで1回も開催されていないと、開かれていないというのは、町長が任命し、町長が必要に応じて招集することになっておりますので、全くもって町長の怠慢だと、こう言わざるを得ません。早急にこの委員会を開催し、そこでの活発な議論を期待いたします。

加入率の一番低いところは副町長の地元の石川農集であります。供用開始8年なるのに、いまだに41.71%。以前、副町長は私に、目名瀉が加入者に5万円の助成を出している。目名瀉に負けられないから、うちの方では倍の10万円出すんだと、これで加入率が伸びていく、こう自慢気に話しておられましたが、それから数箇月経っておりますが、さっぱり伸びてないです。副町長には明日からと言わず今日、部落に帰られましたら未加入者のお宅を一軒一軒訪問されまして、どうか加入促進を図っていただきたいと思います。その覚悟があるのかどうかお尋ねいたします。

それから、この融資についてでありますけれども、それこそこの今の時代ですね、保証人をお願いするというのは、お願いする方もされる方も非常に難儀なものです。できればですね、これ、しかも70万円以下だと1名なんですけど、100万円限度額いっぱい借

りるとなれば2名の保証人をつけなければならない。この保証人のほかにですね、いろんな送付書類が必要なわけですね。町税の納税証明書だとか所得証明書、それから印鑑証明書はあれですけども、その他の書類もいっぱい必要とするわけです。それこそ非常に面倒なわけです。私の仕事上のお客さんで水洗トイレを改修したいということで、この資金を活用したいということで町の方に書類をいただいてきたら2名をつけなきゃならないということで、今、保証人頼むの大変でということで、まず見合わせしますという住民が、お客さんがおったわけですね。せっかくトイレを直そうと、水洗に直そうということであったんですが、この貸付の条件が厳しいということで断念されております。この斡旋規則にはですね、この保証人の人数は書いてないんですよ。町内に住所を有する連帯保証人を有することとしかかっていないんですよ。1名とか2名とかという人数のあれはないんですよ。それなのに70万円以上100万円までは2名だと、こうしたのはどういうことからなんでしょうか、お尋ねいたします。

この下水道事業にはですね、一般会計から21年度の予算書、昨日幾らか減額になっていきますけれども、全部で3億6,000万円も一般会計から繰り入れされてるんですよ。この数字をしっかりと町長も副町長も頭に入れてしっかりと認識されて、今後の加入促進に当たっていただきたいと思います。特に副町長には事務方のトップとして職員にハッパをかけるだけでなく、自ら範を示す意味で、先ほど言ったように部落内の未加入者の家を訪問して、何とか加入いただくよう説得していただきたいと思います。そのことについてお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず委員会の開催については、これは弁解の余地がございませんので、率直にお詫びを申し上げます。そして速やかにですね、この委員会についても活用しながら加入促進に結びつけていきたい。それからまた、今、下水道関係の、今、料金統一とかの話ありますので、そういった課題等についても投げかけをしながら活用してまいりたいというふうに考えております。

それから、融資の関係でございましてけれども、これ、今、融資はですね直接町が融資しているわけじゃなくて、銀行、あるいは農協さんを通じながらの融資ということでございます。そこで銀行の中で、あるいは金融機関がですね、その中で70万円は1人、それから超えるものについては2人という、2人のうち1人は家族でもいいよと、こういうことでやり取りしているようでございます。そういう金融機関の貸す側と借りる側の間

の条件の一つとしてそういうことをやっています。町ではその利息に対しては全額補給をすると、こういうシステムになっていますので、これを変えるとなると銀行側と、あるいは農協側とそこら辺の話し合いをしていかなければならないと思いますので、ちょっと時間を要すると思います。

それから、下水道関係 3 億 6,000 万円を繰り入れしているという、今、話ありましたけれども、ただこの分についてはいずれ交付税算入されるもの、あるいはルールでどうしても一般会計から下水道に繰り入れなきゃならないもの等ありますので、一概にこの 3 億 6,000 万円が全部一般会計の方から持ち出ししているという状況ではございませんので、ここら辺はご理解をしていただきたいと思います。

ただ、これからの下水道事業を考えた場合ですね、できるだけ加入促進をしながら下水道会計を正常に持たせていくということは大事なことですので、そういった点については頑張っていきたいと思っています。

あとは副町長にかわります。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 石川集落の下水道加入についての促進方について覚悟はあるかと、こういうことでございますけれども、覚悟は前から決めてございました。実は今日、芦崎議員もおりますけれども、石川の役員の一員として芦崎議員もなっているわけでございます、石川は加入促進のために部落独自の 10 万円という一つの経費を、助成制度を設けてございます。しかしながら先ほど申し上げられましたように、まだ半分もっていないというようなことで非常に私も心寂しく、こう思っているわけでございます、部落のですね役員の方々にも極力このことはお願いをしております。そして何度か私もですね、この下水道の設置については脈のありそうな人には個人的に歩いてございます。しかし、正直言って一番の難点は、経費のかかること。それからもう一つは、やはりどうしてもこれは他の部落と同じように、ひとり暮らし、あるいは高齢化と、こういうようなことで、なかなか前へ進めないというような現状でございます。石川集落につきましては、おそらく八峰町で一番最初にこの下水道に手をかけた集落だと承知してございますが、かような状態でございます、さらにですね私も含めて集落の役員の方々にも、今回新しく集落の役員がまたこの 2、3 日前に決まりました。大分面々が変わったようでございますので、改めてまたお願いをしたいと思います。そして私も脈のありそうな人には直接向かってまいりたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。トイレもあると思いますが、後の質問者の45分の時間の配分もありますので、5分間休憩しますので、ご協力をお願いいたします。

午前11時16分 休 憩

.....

午前11時23分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 通告制に基づきまして、私から3点についてご質問いたします。

まず、第1点はポンポコ山公園整備についてでございます。

ポンポコ山公園の基本計画案が作成されておりますが、公園の中に小型の風力発電やソーラーハウスによる蓄電状況などが目で見て体験できるようなものを取り入れてはどうか。また、クリーンエネルギーを利用したバッテリーカーや電動自転車など、子供に夢のあるプランがもっと必要だと思うが、取り入れる考えはないのか。

2点目でございますが、技術者のですね育成について。

今、地元の建設業者や建築関係の職人は、今回の経済不況により大きな打撃を受けております。町の環境整備やいろいろな修繕、解体など小規模工事を数多く発注すべきだと思いますが、町はどのように考えておるのか。

3点目でございます。町税、固定資産税の納期についてであります。

町税の収納対策については、職員が一丸となって努力しているようでありますが、現在、町民税の納期は6月と8月、10月、1月の4期であります。固定資産税の納期は6月、7月、9月、1月の4期になっているが、農家や漁業者は12月に一括納入を望んでいる方が数多いと思います。納期については納税者の事情も考えて再検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

これについてご答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの9番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司憲友議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、ポンポコ山公園整備についてであります。ポンポコ山公園のリニューアルにつきましては、昨年度、検討委員会を設置し、おらほの館施設利用組合や峰浜産直

会などの要望も考慮しながら公園整備計画の原案を作成しておりますが、その後、産業建設常任委員会や商工会などからも多様な意見、ご提言をいただいたことから、これらも参考に先ごろ開催の議会全員協議会において、ポンポコ山公園整備計画案の概要を説明いたしました。その際にお話したとおり、後日、議員の皆様から現地を視察の上、ご意見をお伺いし、最終計画をまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議員が提案されている風力発電や太陽光発電などを導入し、訪問者が新エネルギーや省エネルギーの体験学習できる、いわゆるエコパークの整備についてであります。貴重なご提言と受けとめ、園内に太陽電池とマイクロ風車のハイブリッド街灯の設置を検討するとともに、様々な温暖化対策技術を導入し、環境学習の場としても活用できる中央管理棟の整備を検討したいと考えています。

ポンポコ山公園は本町の南側の玄関口に位置し、観光振興において重要な施設であるとともに、地域住民の憩いの場としても大切な公園でありますので、リニューアルにより多くの観光客が訪れるよう、また、地域住民が気軽に訪れ楽しめるような公園を目指し、整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、多額の事業費を要することから、整備については、おおむね3年計画で実施したいと考えております。

次に、技術者の育成についてでございますけれども、八峰町では町が発注する小規模な修繕工事などの契約のうち、建設工事入札参加資格審査申請が困難な町内事業者の受注機会の拡大を図ろうと、八峰町小規模修繕等希望者登録要領を定めまして、6月号の広報に登録申請のためのお知らせを掲載したところであります。現在、事業者の登録申請の受け付けを行っておりますが、このことにより1件50万円未満の小額で修繕契約を希望する建設業者等級格付名簿に登載されていない事業者の受注機会が増えるものと考えております。

なお、今回の経済危機対策臨時交付金の活用検討に当たっては、建設業者や大工さんの受注機会や雇用機会が極端に少なくなっている現状を踏まえて、受注機会の増加や雇用機会の確保を図るため、老朽施設の解体や子ども園改修事業、フェンスの更新、町営住宅の改修、塗装、フェンス整備など中小規模な事業をできるだけ多く発注しようと計画したところであります。

これらの事業のほかに環境にやさしい住まいづくり事業も計画しております。この事

業は、住宅の新築または増改築とあわせて温暖化防止に繋がるエコな取り組みを実施した場合、補助金を交付するというもので、住宅部門における環境にやさしい取り組みを支援することと建設関係者の受注機会を創出するという2つのねらいを併せ持ったものです。

また、今回の臨時交付金の活用に当たっては、国から地域の中小企業の受注機会に配慮するよう通知がなされておりますので、この趣旨を踏まえ、執行に当たっては関係する部署が連携を図り受注機会の提供に配慮してまいりたいと考えております。

次に、町税、固定資産税の納期についてであります。一般的なサラリーマンと異なり収入の見込める時期が一年の限られた時期に偏在する業種もあり、納税にはより計画性が求められることは承知しております。

さて、税の納期についてであります。これは各市町村が条例で定めることとしております。

当町の税の納期についてであります。町民税の納期は地方税法第320条の普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は6月、8月、10月及び1月中において当該市町村の条例で定めるという規定に基づき、町税条例においても同様に納期を定めているものであります。また、固定資産税は地方税法第362条の固定資産税の納期は4月、7月、12月及び2月中において当該市町村の条例で定めるという規定に基づきわずかな変更を加えておりますが、5月、7月、9月、12月の4期としております。

条例はご承知のとおり地方自治法第14条の普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるという規定により制定するものであるため、町税の場合は地方税法に違反した規定を定めることはできないものであります。

また、納期が定められますと、納期を過ぎてから納入された税は法に基づく条例の規定により、督促料や延滞金が発生することになります。

農業者等に関し、12月一括納入を考えられないかということですが、ご質問には12月に一括納入を行った場合、既に経過した納期分の延滞金を徴収しないようにできないかという趣旨でもあろうかと思っております。しかしながら、それは12月に延滞金が発生しても農業者からは徴収しないが農業以外の人からは徴収するという二重基準をもって行政を運営することになり、税において最も重要な公平性を欠くことになりかねません。また、同様の理由で同一の税目に農業者と農業者以外を区分して別々の納期を設定することもできないものでありますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、再質問はありませんか。9番。

○9番（福司憲友君） 大変前向きな回答をいただきましたのであれなんですけれども、ひとつだけですね、ポンポコ山のその3年計画でやるというふうなことでございますけれども、今年株式会社ポンポコ山が解散いたしまして、私方に計画案は示されたんですけれども、話だと何かこう、公園の方から手をかけていくような話もありますので、私はやっぱりメインなるものをですね先にやっぱり計画してやっていくべきだと思うんですが、町長、そのことについては、例えば今年と来年、再来年とあるわけですが、どちらから計画して、例えばね、今年は設計とか計画して、来年は本体にかかるとか、その後は公園を整備していくとかという、そういう計画もあると思うんですよ。それに対して町長はどういうふうに考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今年の場合は、先日もお話したように、昨年度の臨時交付金の積立金を充当しながら工事を進めていきたいということで話しておりますので、次年度以降については公園整備にかかわる財源的な裏づけも出しながらの整備ということになっていくと思います。それで、公園の今まで出された意見をもとにした計画については皆様の方にお示ししてあるとおりでございますので、その中の手前の方から今年の場合はですね手を付けようかなということでもあります。今、議員おっしゃったように、例えばご提言のエコに関するそういう整備とかについては、やっぱり事業費をきちんとはじき出して、しかも計画をもう少し練っていかないとですね、今の段階ではまだそこまで固まっておりませんので、その計画を固め、そして何の事業で、どういうふうな財源的なものでいくかというものを固めながら来年度以降に備えていきたいなと思っておりますので、出されたご意見についてはですね、私の方でも計画の中に最大限取り入れながら、この後の計画を固めていきたいと思っておりますので、どうかひとつこの後また現地で皆さんともいろいろお話し合いをしながら固めていくことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、ほかに質問ありませんか。はい、9番。

○9番（福司憲友君） この前のこの基本的な考えの中に公園を中心としてというふうな中でですね、これが計画されたわけでありまして、私はこの計画した中でね、すごくいいプランができたなと思っているのは、やっぱり自転車とかですね、こういうものを公

園の中に取り入れていくという、おもしろ自転車ですか、こういうのもすごく一つのいいアイデアだと思っているんですが、やはりポンポコ山にですね、子供さんと親御さんとかですね、おじいさん、おばあさんが一緒に来て、少なくともやっぱり1時間や2時間はですね、あそこでゆっくりできるような、そういうふうな目的の中でですね、癒しもできたり、また、子供さんと一緒に遊んでいれるような、そういうものもですねきちっと取り入れて、休憩といいますかそういうものも取り入れた計画があってもいいんじゃないかなと思います。

そして、公園の…できるだけですね、確かに花もいろんな樹木もあれなんですけども、私は公園にですね、あまり植栽の伐採というのはよくないなと思っているんですが、あの展望台があるわけですよ、一番高いね、よく見える。あれも解体するというふうな話でございますけれども、やはりあそこにある樹木というのは非常にすばらしい財産だなと思っております。まず一本、今あそこにある大きな松をですね、必要であそこに植えるとなると1本あたり私は50万円ぐらいかかると思います。あそこに100本あればすごい財産でありますから、なるべくあの自然をそのままに生かしながらですね、公園整備を進めてもらいたいものだなと私個人としてそう思います。

それで、公園のほうはこれからも私は議員で、ひとつ現場へ行ってですね、見て、またいろいろあそこに行けばまたいろいろ私が見ていないところといいますか、頭のないところもあったりして、私もこの前委員会の方で公園を見に行っただけですけども、非常に残念だったのは浜側ですね、元動物園したところで最後にきたところなんですけど、その浜側の木がね、ほとんど伐採されて、あそこ本当に残念だなと思います。これからここに事業を計画されておりますけれども、まずあそこですね防風林といいますか、これはやっぱり早くやった方がいいだろうと思います。そんなに一年にその防風になる樹木というのはそんなにないと思いますけれども、少なくとも10年、20年かかるわけですので、その部分は公園の中で早くやった方がいいんじゃないかなというふうなことを感じてきました。

以上でポンポコ山のことについては終わりたいと思います。

それからですね、2点目ですけども、八峰町にもいろんな技術を持った方がおるわけでありまして、今回、私の知っている大工さんもどちらかというとなんかぶらめですと、そんな話であります。左官屋さんに聞くと、仕事あればみんなしてまずやっていると、やっこの首繋いでどごだというふうな話であります。そして今回のですね、

この臨時交付金によるいろんな事業が計画されております。大変良かったなと思っているんですが、いろいろ今までやっぱり大きなそのプロジェクトといいますか、学校とか庁舎とかということで、そういうところにだけ目を向けてきたような感じがします。もう少し足元を見つめてですね、町の看板の設置とか、駐車場のライン引きとかですね、そういうものもやっぱり環境を良くするために取り組んでもらいたいなと思います。公共的な建物、いろいろ集会所とかですね公民館、こういうものもやっぱり私方も今まで村の補助事業を使ったりしてやってきたところなんですけど、やっぱりあれから10年になると、まああちこちまた壊れてきております。そういうものも地域のいろんな班長とか、そういう集まりの中でですね、そういうところあったらまた取り入れて町で発注するような、そういう努力も必要なんじゃないかなと思います。どうかひとつそういうこともひとつ考えてやってもらいたいと思います。ので、町長ひとつ、そういうことに対して取り組んでいただけるものと思いますが、一言、踏み込んでですね、積極的にやっていただきますよう町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の方はいいですか。そうすれば、今の2点目の関係なんですけれども、いずれ今回の臨時交付金事業については、皆様の方にも47ぐらいの事業をやっていますけれども、中身を見ていただければわかるとおりで、かなりいろんな角度にわたって仕事が創出できるような内容で取り上げたつもりでございます。したがって、それとあわせながら先ほど申し上げた小規模な業者で今まで入札参加資格のないそういう業者についても登録すれば仕事ができるというふうなシステムを今回しましたので、それとあわせながら小さな仕事もですねやっていただけるような状態になるんじゃないかと思っています。

それから、議員がおっしゃったようにですね、いろんな施設は経年と共に当然老朽化していくわけで、手を加えなきゃならない状況のところは多分出てくると思います。そういうことについては行政連絡員会議とかで年に、ちゃんと要望も取りまとめまして各自治会のいろんなそういうものについても町として把握しながら、できるものを少しずつやっていますので、そういう今の声を大事にしながらですね、老朽化したものに対しての手だても自治会の方とも相談しながらこの後進めていかなきゃならないと思います。

いずれにしてもどんどん大規模なものだけをやるばかりが能でありませぬので、そういった住民要望にこたえる形のものもこれから考えていきたいと思っていますので、よろし

くお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、さらに質問はありませんか。9番。

○9番（福司憲友君） じゃあ3つ目に入りたいと思いますが、今、町のですね町民税、また、固定資産税についてでありますけれども、今までですな峰浜の納税というのは農家中心であったのかわかりませんが、12月末に納めるのがこれ当たり前でありました。延滞金もかからないし、ですが今回はですな、それはですな合併して一本化したのもあると思いますけれども、峰浜の方は特にですな米農家、そして果樹農家、そして聞きますとシイタケ栽培している農家もですな、最終生産は12月と言われておりますので、ましてまた八森の漁師の方もですな、ハタハタ獲ってがらだばいいという方もおります。全体の町の状況を考えますと、確かに県のこの条例では、納税の条例ではですな、期日が決まっておりますけれども、私はその中にですな特例があるんですよ、両方に。町税と固定資産税の中にですな。特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる、こういうふうになっております。私は今、米農家はですな、例えば農協から前途金といいますか借りますとですな、1%の金利がかかるようになってるんです。私は例えば12月まで全然今まで払ってこなかったんですが、例えば税務の方では、12月の場合は今までの税金に対して何ぼ金利掛けますということをはっきりすればね、この同じ納税している町民にも迷惑がかからないのでないかと。それが延滞金ということでちょっとね、私は納得がいけないわけで、もう少しやっぱり行政というのはそういうときにこそね、やっぱり住民のためにやってもらえるものと思ってるんですが、町長、これについてはどうお考えですか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず基本的な考えとしては、地方税法の中で納期が決められています。なぜこうなるのかというと、やっぱりいろんな税ありますけれども、ある程度重ならないような形で、国税を含めてですな納入できるような状態をつくるということと、やはり財政的な問題があると、ある時期に偏重してどんと入ると。そうすれば途中ですな財政的な回転ができないという、そういうような状況もありまして、今、納期をやっぱり定めてやっています。

議員がおっしゃったように、この納期について特別な事情があるといううんぬんの話は条項としてはこの中にあります。じゃあそれは特別事情、どういう事情かといいますと、確かに今おっしゃったように米の農家であるとかシイタケ農家、ハタハタの話もし

ましたけれども、ただ、町税に占めるですね全体的なこの納税者の占める割合からいきますと、まず圧倒的にこの町がですね、8くらいこの納税者で、もうどうしてもそれを変えないと大変な状況になるという特別な事情等あれば別ですけども、例えば今、農家の場合はこの今の町税の納税者の4%です。そういういろんな状況からすると、特別な事情でどうしても今それを変えていかなきゃならないというふうな状況にはないんじゃないかなと思っています。

それからまた、やっぱり制度というのは特定のものはこうやって、それ以外のものはこうですよという、そういう公平性の問題からいくと、そういうものをつけてやるということは、これまたできないことになっていきますので、気持ちは重々わかるんですけどもなかなかそれはちょっと無理であるというふうに思っています。

それから、従来峰浜の方で納税組合を通した納入の仕方がいろいろありましたけれども、この件については去年の納税貯蓄組合の会議の場でも各納税貯蓄組合に話をしていますし、先頃の…春のですか広報にも載せて、今度はこういうふうな形になりますよということで事前に周知をしておりますので、そういう線に沿って正常化した形でやっていきたいと思っておりますので、何とぞご協力をひとつお願いしたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、ほかに質問はありませんか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 納税のことで最後ですけども、何かここにも議員、農家の議員もおるわけですが、わりとその周知しているといってもちょっとわからないでいる人が多いのではないかなと思います。今、延滞金課せられてですね、農家が、おおそうであったがっていうふうなことのないようですね、もう少し…広報でやったと言いますけれども、地域のいろんなその、特に峰浜の方なんですけれども、わからないでいる人が相当おるのでないかなと私はそう思いますので、そういう機会があったらできるだけ周知するようにですね、していただきたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○議長（阿部栄悦君） これで9番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

次に、14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従い、2点について一般質問を行います。

まずはじめに、国保税の減免申請の要綱は条例に沿っているのかについて町長の考えを伺います。

国保税を払いたくとも払えない世帯が増えています。失業、リストラが増えて、これからは国保に加入する世帯も増えてくることが予想されます。国保税が払えず減免申請をしたいと思っても町長は、減免申請はある市町村では例外の例外とうたった要綱もあると言われます。秋田県内の市町村ではそのような要綱はありません。同意書にこだわり、減免申請を拒んでいます。不納欠損が多額に発生していることに当局は回収に大変な努力をされ少し減ったようなデータが出ていますけれども、まだまだ多額の数字が証明しています。5年以上滞納すると不納欠損で処理され、その金額も多額に及んでいます。収納率の低下は国からの交付金にペナルティーがかかりました。八峰町国民健康保険税条例第28条には、町長において必要があると認めた者に対して国民健康保険税を減免することができるとうたわれています。天災や、所得が皆無になった、貧困により公私の扶助を受ける者またはこれに準ずる、あとは特別の事情であります。これは生活が危うくなり法的手段で最低限度維持することができるように援助の手を差し伸べなくてはならない地方自治体が行うセーフティーネットです。しかし、実際はどうでしょうか。あえて今なぜ要綱に同意書の提出を求めたのですか。要綱は議会の議決を経ない町長の独断で決めるものですが、全協に出されて専決処分と言われても専決でも何でもありません。減免申請は生活状況を書類審査で十分把握し、結果を出せるものではないですか。秋田県の自治体では、ほとんど同意の提出はありません。同意書そのものが人権やプライバシーにかかわるものだからです。所得税申告の際に還付請求しても同意書の提出は求めません。収支報告書さえ任意であります。あくまでも書類審査と自主申告を認めています。同意書とは生活を一にしている同一世帯で赤ちゃんから老人まで持っている預金通帳すべてが対象になると説明がありました。生活保護の申請でも同意書は任意であり、手持ち現金保有残高を調べるものです。このことはその世帯に精神的なダメージを与え、水際で減免申請をはねのけ、条例でうたっている減免申請の権利を奪うものであり、その結果、滞納を増やすことになりかねません。今の時代に逆行しているのではないですか。町長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問は、日本一安心して生活できる町について質問いたします。

当町は日本一の銘柄商品をつくり、八峰町のブランドとPRすることに力を注ぐことも大変結構ですけれども、町民が今求めているのは失業、リストラ、農業収入が激減したことにより、医療、介護、生活などの深刻な悩みの軽減ではないでしょうか。国の緊急、県の緊急雇用対策を、もっと積極的に推し進める必要があります。そんな中で乳幼児の医療費を所得制限なしで無料になったことは、子育て中の親御さんにとって大変感謝されることと思います。今回の質問は、町が独自に行っている事業を一步前進することで、町民が安心して生活できるのではないかということについて町長の考えを伺います。

その一つに、ひとり暮らしの高齢者は80歳を過ぎると、どんな元気な人でも町を頼りにするのは当然です。特に移送サービスの制度は、ひとり暮らしの高齢者には安心を与えるものでした。4月から利用を拒否された中にもひとり暮らしの高齢者がいます。ひとり暮らしの高齢者は介護要支援も利用できるようにすることを考えないでしょうか。町長の判断で要綱は決められます。

また、要綱で認められているのに介護1・2でも4月から利用が却下されています。その中にはパーキンソン病の難病であったり、後期高齢者医療保険が年金から天引きされない普通徴収の所得の低い人も含まれています。民間のタクシーを頼んでいるので少ない年金から払うのが大変だと困っています。この人たちの移送サービスの却下には周囲の人たちが大変同情して話題が広がっています。高齢が進むにつれて自分の身にふりかかったと同じように他人事ではないという思いです。本当に利用できるものなのかと不安を募らせています。

また、がんの検診が始まります。昨年と比べて受診率は進んでいますか。非課税世帯や生活保護世帯には受けやすくなっているので、ぜひ受診してほしいと勧めしてほしいものです。身体障害者については何か支援がおありなんでしょうか。家族が連れて行くこともできず、本人は受けれるのであれば受けたいと思いつつも、会場に行ってから迷惑をかけるのではないかという心配もあると思います。検診を受けるチャンスに恵まれずがんにかかってしまった人もいます。ドクターに2年前に検診を受けていたら、そのとき治療したらと言われ悔やむ家族の悲しみは察するに余りあります。町で新しく購入した診療所の車いす対応のバスや8月から利用できると言われる車いす対応の軽自動車をフル作動して受診率を上げるということはできないでしょうか。身体障害者には介助が

つくことをあらかじめ知らせて安心して受診してほしいということを告げることも、これも大切だと思います。町長はいかがお考えですか。

あわせて、検診料が夫婦で2万円近くかかるので二の足を踏んでしまうのではないかと思います。今後、検診料に減額措置をする考えはないでしょうか。

秋田県で残念ながらワーストワン、またはその次を維持しているのががんと自殺です。全県でも当町は上の方にランクしています。自殺は病気を苦にしてもありますが、経済的な破綻が大きな要因ではないでしょうか。自殺にまで追い詰められる人には、言い様もない大変な状態で悩んでいると思います。経済苦に対する相談窓口を設けると予算説明の際、委員会で担当職員の説明がありましたが、どのように推移しているのでしょうか。

以上、ひとり暮らしを含め高齢者の不安、経済的な行き詰まりによる病気や介護、生活に戸惑い、「死にてぐなった」という声が何人からも聞かれます。もちろんそういうときは、残された家族の悲しみは幾ばかりかを話して生きるんだと励まします。安心して暮らせるようにボランティア活動も一生懸命頑張っています。

以上、今ある制度をもう少し充実させ、一步前進することで、もしかして日本一安心のまちづくりも夢ではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

時間に制限がありますので、答弁の方は簡潔にお願いいたします。どうかよろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えいたします。

最初に、国保税の減免申請の要綱は条例に沿っているのかでありますけれども、さきに減免の規定について一部改正を行ったのは減免取扱規則であります。規則は条例の実施のための細目に関する事項について定めるものであり、規則第1条に「この規則は八峰町国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする」とあるとおりです。それゆえ同意書の提出についての明文化は条例で規定する減免を実施する上で必要な事項と判断して定めたものであり、条例に違反するものではありません。

同意書の必要とする理由については、これまでも説明してきましたが改めて説明いたします。

国保税条例第28条の減免規定には、「町長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認める者に対し国民健康保険税を減免することができる」とあります。この条文には、減免するまでの処理手続として2つの手順が示されています。まず第1段階として「次の各号のいずれかに該当する者」であるかどうかの判断を行います。次の第2段階は、減免事由に該当すると判断された者の担税力を調査し、減免の必要があると認める者かどうかの判断を行うというものです。ここで問題になるのが第2号後段の「またはこれに準ずると認められる者」、つまり生保受給者に準ずる者に該当するかという点であります。その判断を行うには申請者の世帯全体で判断することが必要であります。そのためには世帯全員が保有する資産等の調査は欠かせないことから、この第1段階の判断をする時点で同意書が必要であるとの結論になります。

預貯金の開示で赤ちゃんからお年寄りも含むが、そこまでする必要があるのかという点であります。規則第2条第3項に「納税義務者（生計を一にする親族を含む）の預貯金、資産等を総合的に判断し決定する」とあるとおり、生保基準との比較を行う際に重要なのは預貯金の名義人の年齢ではなく、その預貯金を実際に活用できる立場にいるのはだれかということですので、年齢の如何を問わずその世帯員名義の預貯金があればそれを除外する合理的な理由はないと考えます。仮に預貯金調査に年齢制限を設けるなら税の負担の公平性という観点から問題が生じる恐れが強いと判断しています。

同意書の提出が必要な申請書類はほかにあるかという点と申請手続をしにくいものにしていないかという点についてであります。当町における同意書の提出が必要な申請書類は税の減免申請以外にはありません。しかしながら、これは税負担の公平性を担保する目的で必要書類としたものでありますので、ご理解をしていただきたいと思います。

次に、日本一安心して住みやすい町についてお答えいたします。

まず、安心して住みやすいまちづくりのためには、福祉の充実はもちろん大事であります。生活環境の整備、教育や医療の充実、産業の振興など総合的に整備されることが大切なものと考えております。このため町では平成19年3月に八峰町総合振興計画を策定し、快適で安全な暮らしを支えるまちづくりのための道路・交通網の整備、住環境整備、上下水道の整備や環境衛生の整備など、笑顔がこぼれるやすらぎのまちづくりのための健康づくり対策の推進、医療体制や地域福祉の充実、高齢者・障害者福祉の充実や子育て支援の充実を、また、自然と人がつくる活力ある産業のまちづくりのための農業、林業、水産業、商工業、観光の振興など、そして彩り豊かな文化と人づくりのため

幼児教育や学校教育の充実などに計画的に取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。

ご質問にありました移送サービスの件ですが、その運用は八峰町外出支援サービス事業実施要綱に基づき運用しているところですが、利用できる方については要介護1以上で下肢に障害がある者、体幹・下肢及び視覚の障害を事由として身体障害者程度等級が2以上の者などの中から、町や包括支援センター、社会福祉協議会などの職員で構成されています高年齢サービス調整会議において要介護認定資料や同居家族等の有無などからサービス提供の必要性を総合的に検討、判断されているもので、平成18年4月の要綱改正以来、統一した考えの中で行われてきております。ただ、旧八森町から利用してきた皆様には対象外となる方へも経過措置としてサービスを提供してきたわけですが、今年度から同様に取り扱うこととした次第であります。

少子高齢化が進む中、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加するものと考えておりますが、今後、外出支援サービスのあり方については、現在の要綱ではサービス提供が困難な方や対象外となっている方についても、どのようなサービスが望ましいのかについては今後検討をしていかなきゃならないものと考えております。

次に、自殺予防についてですが、厚生労働省6月に発表した平成20年度の人口動態統計による概数によりますと、自殺者数は全国で3万197人で、昨年に続き3万人を超えております。年代ごとでは50代後半をトップに60代前半が続いており、60歳前後の多さが目立っております。都道府県別に算出した人口10万人当たりの自殺者数は、秋田県が37と最も多く、14年連続最多の県となっております。この状況を受け、秋田県では民間も含む懸命の対策に取り組んでおり、昨年、一昨年と2年連続して前年減少率が最も高い県となり、その対策は評価されているところであります。

当町の自殺者の割合につきましては、平成18年が人口10万人当たり79.3人、秋田県平均の42.7人を大きく上回り、県内で2番目に高く、反対に平成19年は11.6人で秋田県内一番低い自殺率となっております。秋田大学医学部長の本橋教授によれば、当町のように人口規模の小さい町では、10万人単位の自殺率で傾向評価するのではなく、実数を見ていくことや1年単位ではなく3年のスパンで傾向を見ていくことが対策の実質的な評価ができるということです。当町ではこの11年間における3年スパンの傾向は公表されている自殺統計によりますと、平成10年から12年が17人、平成13年から15年が15人、平成16年から18年が14人と減少傾向にあります。また、平成19年と平成20年度の2年で8

人となっております。自殺の原因については、病苦、家庭問題、職場環境、精神障害、経済問題などにうつ病の併発が複雑に絡み合う結果だと言われております。町での対策として、今年度は秋田大学医学部のご支援をいただきながら対策強化地区の自治会で講話や座談会などを計画しているほか、町職員による生活経済苦対策プロジェクトチームを立ち上げて対策を検討していくこととしております。今後とも町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、県などとも連携し、積極的に自殺予防事業に取り組んで、当町から自殺者をなくしたいと考えております。

次に、がん予防対策についてですが、当町の死亡原因の第1位はがんで、毎年全死亡の約3割ががんで亡くなっています。人口10万人に対するがん死亡率は、秋田県衛生統計年鑑によりますと、平成17年は421.7人で秋田県平均の337.8人、全国平均258.3人を大きく上回っています。

がん予防対策としては、一次予防対策と二次予防対策があります。一次予防対策は、一人一人が日常の生活習慣を見直しながら、例えば禁煙や適正飲酒を心がけることやバランスの良い食事に心がけることが、がん予防対策において最も大切なことであり、今年3月策定した健康はっぼう21計画でも、疾病や死亡統計などの現状を踏まえ、生活習慣に着目した世代別に取り組む重点課題を示し、町民運動としてがん予防はもちろん健康づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、二次予防対策としては、がん検診があります。町では、がんの早期発見につながるがん検診を多くの町民の皆様から受けていただきたいと、早朝検診、日中検診、そして人間ドックなどを実施し、受診率向上に取り組んでいるところです。がん検診は、がんの早期発見、早期治療により、本人の身体的負担の軽減や医療費の抑制にもつながるもので、対象となっている方はもとより不安を感じている方は、自分や家族などのためにもぜひがん検診を受けていただきたいと考えております。

町では、がん検診の検診項目や検診方法についての国の示す指針に基づき実施しておりますが、実施に当たっては検診団体と協議をしながら、住民が安全で質の高い検診が受けられるよう計画を立てております。検診の際には交通手段のない方の利便性を図るため送迎車を巡回させているほか、今年度は日中検診に加え早朝検診においても受診者が希望の検診を選んで受診できるように設定して、できるだけ多くの方が受診できるようにしたところです。今後とも町民の皆さんの声を聞きながら、よりよい検診を実施してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず同意書の問題について、ちょっと集中的に質問をしたいと思います。

答弁の中に担税能力があるかということが非常に重要なポイントであるということ言われました。それで、生活保護基準の判断、生活保護を受けるこの基準がこれに準ずるといことでありますけれども、まず担税力というのは何を基準にして担税力と考えるのか。それから、同意書を提出することによって何を調べる、同意書で何を調べるのか。世帯全員のその同意書を求める場合、同意書を弟とか孫とかいろいろあると思うんですけれども、世帯主が同意書を全員に署名して印鑑を押すのではなくて、世帯主が家族の同意を得られるように、家族からそれぞれ署名、捺印してもらうものなのか、同意書についてもう少し詳しくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） これは去年の9月の議会でも同じような質問でやり取りをしていますけれども、その際も申しあげましたけれども、まず基本的な考え方として、やっぱり税というのは基本的に公平に納めるというのが原則だと思います。それを例外として免除するわけがございますから、それ相当のやっぱり事由をはっきりさせて、しかもそれをきちんと確認できることは確認することが我々やっぱり義務だと思います。そういう意味で同意書は…そういうものをですね最初から求めているというわけではなくて、例えば申請に当たって、今、見上さんは担税力という言葉を使いましたけれども、国保というのはやっぱり世帯で、これは世帯単位でやっておるわけですので、世帯の保険料を納めれるかどうかのそういう判断をしなければならぬわけです。そのために同意書が必要だということ言っているわけがございます。それで、そのためには家族のその納めれる能力として預貯金等を保有していないかどうかを確認する意味でお願いしているのでございます。もちろんこれこれの証明で、うちの方ではありませんということになれば別に同意書は出さなくても結構ですし、ただ、その証明を取るためにいちいち金融機関に行ったりですね、そういう手数を省くために同意書なり出していただければ私もそれは裏づけをちゃんと調べて、そして確認をしながら、担税力がないと判断した場合は減免を認めるというふうなことにしているわけがございますので、今言ったような状況で家族全体のものをやるのがこの国保税の場合はですね、大事な要素の一つで

ございますので、そういう意味でお願いしていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この同意書を求めるということ自体が、どういうふうなものであるのか、同意書というのは個人情報にかかわるのではないですか。個人情報としてこれは町に同意書が残るわけですよ。この個人情報の同意書をどのように扱われるのですか。その保管、同意書の保管、それからその…これを個人情報保護法としてこれは大丈夫なのかというふうなところがあります。それと世帯主の同意だけではなくて家族全員の同意というのは、どのような形で同意を求めるのか、その辺が聞かれませんでした。

それと担税力ということであまり適切な答弁ではなかったと思うんですけども、担税力とは一体何であるかということでは県はこのようにいっています。県は健康で文化的な最低限度の生活をした上での余力であるといっています。したがって、借金をしたり教育費を削ったり、そういうふうにしてまで税金というのは払えないという性格のものではないんだと。そのために減免申請は非常に大事なものであるし、生活保護基準を目安にして指導していくということ、回答を1990年にこれが得ています。文化的で最低限度の生活を保障した上で担税力というものが生まれてくるといいます。それで、生活保護基準ということでは言われましたけれども、生活保護を申請する場合でも同意書の提出というのが任意であります。これは国の方とか県の方とか国会議員とか県生連の守る会とか県の方といろいろ交渉して得た資料の中には、国の方では生活保護を求める場合に同意書ありきの生活保護認定はしない。いろんな審査していく上で協力できなかつたり、窓口で乱暴な言葉を発したりしてできない場合、一応申請に対して受理はするけれども、その上でどうしても必要な場合は同意書を求める。八峰町のように最初から同意書ありきで申請書を認めないというふうなことは、国税の減免申請のやり方、それから生活保護の申請のやり方には入っておりません。これは県からも国からもそういうふうな資料が出ております。それでなおかつ八峰町としては減免申請を受理した上で審査するための同意書であるのならまだしも、まずよくないんですけども、とにかくその同意書が先にありきで、これがないと申請を認めない、こういうやり方になっていますけれども、これは本当に今どこでもやっておられないやり方、これに関してあえて今回このような町長判断で要綱の中にこういうことを述べたことについては大変遺憾だと思います。

それで先ほどですね、もしこれが同意書が提出されない場合、金融機関うんぬんということがありましたけれども、その続きの発言を町長、お願いします。どういうふうな

ことでしょう。金融機関に対して、やはりまた10カ所回ってというふうなことを言われるのですか、どういうふうなことなのでしょう。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず求めた同意書についてはどうしているかという個人情報との関係でございますけれども、この目的外には使っておりませんので、関係書類と共に厳重に保管をしておりますので、他の目的には使用いたしません。

それから、担税力ですから文字通り税を納める力ということになると思います。そういう意味では、そういうものがですね申請出されたとおりののかどうかという確認する意味で我々は、裏づけとしてそのことをお願いしているわけですので、その申請者の中できちんとそういう預金類でもですね証明できるものを出していただければ同意書は必要ありません。我々は、申請を出してもらったその申請書の中身が果たして正しいのかどうかという確認のためにそういう提出資料を求めているんですけれども、ただ、なかなかその預金類の証明書を自分でですね金融機関を回って証明するのは大変だということになれば同意書を出していただければ私の方で調べますよと、こういうことでお願いしているわけでございます。

それから、同意書ありきありきと言うけれども、だからあくまでも本人からそういう申請書類含めて書類を提出していただければ私の方では同意書は必要ありません。そしてまた、以前この同意書の件で、必要な書類の中には入っていると私の方では考えてあったんですけれども、明文化されていなかったもので、今回ですね行き違いの出ないようにはっきり明文化した方が間違いないだろうということで規則の中に入れましたので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、次の質問はありますか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 時間がありませんので、このことについて1点についてだけ質問します。

同意書を提出しなければ金融機関を回る、これは本当に前代未聞です。どこにも聞いたことがありません。10カ所以上の金融機関を回って残高を証明するというのは、その通帳を持っている持っていないにかかわらず、そこに行って残高を証明してくださいということは屈辱の何ものでもありません。その人たちの人格をすべて否定して、そこに行って恥をかいてくるという、これしかありません。それに残高の証明ということで、今提示しているのは預金通帳の開示ということですから、残高の証明と、

それから利用していない金融機関に行ってその残高を証明してください、そういうことはどこでも聞いたことがないやり方です。今これをあえて今、町長が言いましたので、要綱の中には同意書の提出ということで、これが削除されたのかなと思いましたが、まだそういうふうなものが残っているのでありましたら、これは大変な貧困者に対する本当に県生連の鈴木会長も言っていましたけれども、冷たい町政だなというふうなことが実感いたします。

それとですね、世帯全員ということですがけれども、地方税法717条にもありますけれども、それに対していろんな交渉した結果によりますと、どうしても同意を求めなければならないときは、ほかの世帯の同意を得ていることが明らかな場合、同意してくれるというのであればいいんですけれども、同意書というのは同意した本人だけが効力があるのであって、ほかの世帯員の調査はできない、こういうふうなことがはっきり述べられております。このことを踏まえてもう一度簡単に答弁だけお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 減免申請に当たって恥をかかせるとかですね、そういう意味合いで我々は求めているのではなく、基本的な話として前段申し上げましたけれども、やっぱり税というのはすべてそうなんですけれども、やはり納税していくというのが原則ですから、やはり納税している人方に減免をした場合、それをやっぱり裏づけになるものをきちんと取ってですね減免をしていくというのが納税者に対する、やっぱりこれ義務であると思います。我々はそういう中身をですね、やっぱり確認して、そうだとすれば、何も恥とかですねそういう意味合いでなくて、事実関係をちゃんとさえすればいいわけですから、そういう意味合いでは私らは捉えていません。あくまでも申請書類の事実をちゃんと確認しながら、どこから言われてもですね問題の出ないような形で処理をしたいというふうな考え方でやっているわけですから、そこら辺の受けとめ方についてはちょっと見解の違いがあると思いますけれども、我々としてはそういうつもりはもうとうございませぬので、誤解のなさらぬようにしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、次の質問ありますか。

○14番（見上政子君） それでは次の自殺予防とがん検診について質問いたします。

移送サービスは大変皆さん喜ばれて、本当にこれがあれば年いってから病院に連れて行ってもらえるので、往復1,000円出してもこれは本当に助かっているという声がたくさん聞かれていましたけれども、4月ショックといいますか、ショックが非常に末端ま

で行き渡っております。それで、先ほどいろいろ言われた中に同居の家族があるなしということが言われました。同居の家族というのは、必ず同居はいるものです。ひとり暮らしというのは特定なんですけれども、同居の家族の何が基準なのか、何を家族がいるからどうしてその介護1・2の人たちが利用できないのか。それと、身体障害者ががん検診を受ける場合、何か特別な配慮とかそういうふうなことを考えておられるのかどうか。それとですね、自殺予防に関して経済的な問題がやはり、多重債務とかいろいろなことがあると思うんですけれども、それに対する窓口を自殺の多かった地域に設けるような話があったんですが、それに対してちょっと答弁がなかったので、時間もないんですけれども簡潔に答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 調整会議の中でいろいろ検討する中身の一つとして同居家族がいるいないも判断の一つの要素にしています。もちろんいろんな家庭ありますけれども、これ原則的な話すればですね、やっぱりどこの家庭でも家庭の中に病人がおったり、困ったりすれば、お互いにやっぱり家族同士で助け合うというのが一番やっぱり基本じゃないかなと私は思います。一応この中でも、それぞれ家庭の中には様々、千差万別な事情があると思いますけれども、こういう基準というのはどっかで線を引かないと、Aはよし、Bはだめという、同じ基準を設けながらそういうふうな判定にならないので、ある程度サービス調整会議の中では一定の線を引いて今、判定をしているというのが状況でございます。そういう意味で、そのことがですね問題があるというのであれば、我々もですね、この後もっとですね、どういう角度から、あるいはどの程度の基準を定めることによってどういう対象者が出てくるのかなどですね、もちろんそれをやることによって経済的な負担もみんな変わってきますので、あるいはまた移送のこの種類によって料金体系を変えたらいいのか、様々なお検討するそういう余地はあると思いますので、そこら辺についてはこの後ですね内部でももう少し検討はしてみたいというふうに思っています。

それから、検診の身障者の関係ですけれども、まだ軽自動車も買ってはいませんけれども、今後ですね、そういうものがあれば、現在でも身障者に限らずどうしても検診に来る際に足が必要な場合については今対応していますので、そういった形の場合は福祉保健課の方で対応できるようにしていくように頑張りたいと思います。

それから、自殺予防の原因は病苦から様々ございます。主な要因の一つに多重債務の

問題を抱える、そういう経済的な問題等で自殺まで追い込まれるという事例もこれがあります。そういったものをできるだけ事前に相談をしながらいろいろな方法を考えるということですね、ぜひやっていきたいなと思っています。そういう意味でどういうものをどのような形でやったらいいのか、今内部で検討しようということをやっているという意味合いでございます。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 最後の質問ですけれども、それでは今現在、介護1・2で移送サービスを切られた人たち、本当に最悪な人たちです。その人たち以外に現在移送サービスを利用している人は何人で、どういう状況の人が利用しているのか簡潔にお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 4月1日現在、移送サービスは21名利用しております。いずれ対象者は、この要綱に該当する人でありましてけれども、調整会議の中で同居家族はいる、ただしその中でも家族がおっても免許が、車がない、あるいはその実質免許を持っている人が家にいないとかですね、いろんな状況があれば、それはそれとして判断をしながら対象にしているということなので、一応家の中で送迎できる人がいるところ以外は対象にしているということです。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、まだありますか。

○14番（見上政子君） 今じゃあ答弁が少し延びましたので、時間がちょっとありますので。

同居家族がいる、それで車があっても免許がないとかそういうふうなことを言われましてけれども、町としてはあれですか、あくまでも車がネックになるというのか、そして同居家族の中でも、この前町長にもお会いして話をしましたけれども、嫁さんが能代に勤めていって、その人が仕事を休んでまで組合病院の病院に一日かかる、難病までもいかない、一人の人は難病までもいかないんですけれども、もう一人の人はパーキンソン病でもう難病です。そういう人たちも丸一日かかります。そういう人たちは福祉タクシーを使って1回に9,000円近く、1万円近くかかって病院にかかれってということなのか、それとも家族の嫁さんが仕事を休んで車の送り迎えする、そしたらもう仕事はもう即クビになってしまいますけれども、それでも構わないというのかどうなのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） どこの家庭もそうなんですけれども、やっぱり中に病人を抱えていればいろんなことを工夫すると思うんですよ。もういろんな考え方ありますけれども、やっぱり自分でできることは自分で頑張って、やっぱり周りで支えてやれるのはやる、できないものを町でやる、いろんなこの取り組み方できると思うんです。やっぱり病人がいれば、仮にの話ですけれども家族でできなければまた親戚の人がやるか、あるいは隣近所がまた助けてくれるのか、いろんなケースがございます。したがって、その家族のもう状況に応じて、毎日病院に行く人もいると思うんですけども1カ月に何回か行く方もおります。いろんなケースは想定されますけれども、やっぱりそれなりに工夫をしています。やっぱりこういう公的なものについては、一定の基準を設けないと、これまたこれでもう收拾つかなくなりますので、そういった基準の引き方でもっと変える余地があるかどうか、そういうものについてはこの後だからもう少し検討はしてみるというふうな話をしたとおりでございますので、現状のままですと今の基準に沿って、調整会議でもそれを基にしながら判定をせざるを得ないというのが状況になっています。

○議長（阿部栄悦君） これで14番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず第1番目に新庁舎周辺についてお伺いいたします。

一般的な事例を申しますと、公共施設や企業等を建てますと、その周辺には必ず住宅とかいろんな種類のものが建てられる状況になってきます。そしてその周りは必ず町長もご存じのとおり一つの市街地、エリアということになってきております。だから今の新庁舎もその限りではないと私は思っておりますが、町長はその周辺のいろんな今、田んぼがありますけれども、その周辺に対して規制をかけていくのかお伺いしたいと思えます。

次に、太陽光電パネル導入について、補助についての質問をいたします。

私は3月議会において同じような質問をいたしました。そのときに新エネルギービジョンについて数回にわたっていろんな会議を開いて、そして視察へ行ったり何だかんだしている割合には、ただ絵に描いた餅のように、あとはそれで終わりだと、ただ補助金を使って終わりだと。それを利用するのかなと思ったら全然そういうのも利用していない。そしてまた今回、名前がちょっと変わってきますが、中身はある程度似てて、重

点ビジョンというような形で700万円ぐらいの予算がついて、またあの人とこの人を入れて数回にわたって視察しなさい、そして何回か会議開いて、あとは野になれ山となれというような状況な、いつもの補助金体制でございます。これはやっぱり断ると、こういうようなものはいらぬというような度胸も必要じゃないかと。この間の全協でも、また本会議の中でもある議員から同じようなことで指摘されておりましたが、町長もこういうことについて、やったんだらばとことんまでこれを利用していくような方法を考えてもらいたいと思います。

今、国内では家電、車、住宅などいろんな製品がエコというような形で都道府県で推奨し、補助金を盛んに取り組んでいます、我が八峰町でも住宅建設に補助をしていく気があるのかどうか。それからまた、今後建てられると思う町営住宅やいろんな建設されるものに対して、太陽光電パネルの導入を考えていくのかお伺いたします。

次に、山村広場についてお伺いたします。

今回は他町村と比べても特に八峰町だけが桜が全滅というような、私はそう思っ
てございました。食害ばかりでなく、またテングス病もあったと思いますが、普段の管理がなされていなかったのじゃないかなというような気がしております。町長は私がいつも観光についてどうなのかと言いますと、必ず言うのはハタハタ館、そしてあの周辺なんだと、あれが一つの我が町の拠点なんだということをよく言いますが、今回のあの山村広場の桜、いろんなものを見ますと、もう業者に委託して何もしていないような、観察も全然、監視も体制もなってない。前はもっともっと役場の職員の人が行って散歩したりいろんな面であそこを管理してありました。このごろは大変忙しいせいなのか山村広場ではさっぱりと職員の姿は見ることはできません。やっぱりあそこは何のために建てたのか、それを考えてもらいたいです。桜が咲く時期には桜、ツツジが咲くときにはツツジということで人がいっぱい来て、周り、周辺の人たちが喜んで、そしてまたあそこにはハタハタ館、それからいろんな飲食店とかいろんなお土産店が少しでも潤うような形をとっていたはずですが、今はもうどっかに集中しているのかわかりませんが、あそこを置き去りとされているような感じが私は受けますので、そういう点町長はいかがお考えでしょうか。

それから、もうかなりなりますが、あのステージですね。もう今は全然使っていませんし、もう古くなってかなりボロきてるし、あそこにいればかなり危険な状態であります。今後あれをどのようなことで解体するのか、ただそのまま残しておくのか、また何

か修理して使うのか、その点をお伺いたします。

次に、100歳のお祝い金についてお伺いたします。

つい最近も100歳を迎えた方がいらっしゃいまして、町長がお金を、その何か贈呈品を持って行ってやっている写真が報道されておりましたが、100歳まで生きるということとは本当に本人も大変でございます。また、それを支える家族も並大抵の努力でないと思います。昔はやったときは100万円というのが全国的な平均でしたけれども、これ見直されて、各地区でみんなそれぞれ値段が変わってきましたが、いろいろ調べてみますと八峰町は10万円、10万円というのは最低な金額で、秋田県の中では最低で、同じ最低のところは何箇所がございます。ところがやっぱり人口が少ないところでも30万円、50万円とやっているところがあります。やっぱりこの季節柄、厳しい時期と思いますが、100歳までということは本人の努力、また周りの努力がありますので、その貢献度としてやっぱりもう少し値上げという言葉はおかしいでしょうが、少し記念品、祝い金を上げるということを考えることができませんでしょうか。

次に、学校統合についてお伺いたします。

まだ統合して数箇月でございますが、学校の雰囲気はどうなのか。この間、議員が給食を食べに行きました。そしてその帰りに、みんなが食べているところをちょっと見てきましたらば、人数もかなりの人数で、今まで以上にものすごい雰囲気ではしゃがしゃがちゃがちゃと、そしてまた見ていれば楽しそうにしてやっております。そしていただきますという時間までには25分かかるそうです。それだけ人数が多くなって大変なこともあると思いますが、やっぱり子供たちにしてみれば、なかなかいい雰囲気だったんじゃないかなと私はそう考えてきました。また、学校帰りを見ますと、今までと違って何か雰囲気も明るくなってきて、闘争心もわいてきたせいなのか、すごくいい雰囲気では思っておりますので、この3校統合というのは良かったのかなというような形が私個人は思っていますが、子供たちとか父兄はどういうような気持ちでこの数箇月迎えたのか、そういうことを聞いたことがありますでしょうか。

そしてスクールバスの問題もいろいろありました。まず今、この間、全協におきまして教育長から以前のやり方とちょっと変わった方向で説明がございました。まずそれはそれとして、今までこのスクールバスをやったおかげで父兄、子供たちがどのような気持ちだったのか、そういうことをお伺いして、これをもちまして私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、新庁舎周辺の土地利用について規制するのかがとご質問にお答えいたします。

現在、新庁舎周辺は役場庁舎以外は何もない状態ですが、今後、役場を中心としながら住宅や商店、事務所などが立ち並ぶ八峰町の中心地をイメージし、開発に期待する方もいると思います。一方、優良農地の虫食いの転用や開発を危惧している方もいると思います。

今年策定した八峰町農業振興整備計画においては、新庁舎周辺を含む国道101号線から東側一帯は、今後も農業の振興を図るべき地域と位置づけ、優良農地の確保を図る観点から農業振興地域内の農用地区域に指定されています。このことによって農業以外の利用を目的とした農振除外申請に対して既に公的規制がかかっている状態です。

一方、農地法上も土地収用法該当事業などを除いて優良農地の転用には厳しい規制があり、区画整理された集団性の高い農地の転用は原則不許可となっています。

しかし、申請を拒否できるというのではなく、申請があった場合には町の独自判断や農業委員会、JA、関係する土地改良区など地域自治会など幅広く意見を聞くこととされています。全国的に優良農地の減少が問題化されていることから、望ましい農業生産活動の維持や優良農地を確保する観点から、厳正かつ適正に対処すべきものだと考えております。

次に、太陽光パネルの導入に補助できないかのご質問でございます。

豊かで便利な生活や限りない経済成長を求めて大量に二酸化炭素を排出し続けた結果、地球温暖化を引き起こし、地球環境は急激に悪化しております。地球温暖化防止の取り組みは待ったなしの状態となっています。

先ごろは、国は2020年まで日本の温室効果ガスの排出量を2005年比で15%削減する中期目標を発表いたしました。生活部門の削減目標は産業部門より高く、20%を超える削減目標となっています。このことから私たちは日常生活の中で、いかに多くの二酸化炭素を出しているか再認識させられたとともに、産業部門では削減対策が相当進んでいるのに対し生活部門ではまだまだ不十分であることを示すものとなっています。

このようなことからエコキュートなど二酸化炭素を発生しない住宅関連機器や省エネタイプのエアコンなどの家電製品の開発とあわせ、エコポイント、エコカー減税といっ

た国の支援のもと普及促進が急がれているのが現状であります。

太陽光パネルを住宅建設の際に導入した場合に補助できないかというご質問ですが、今回の経済対策の臨時交付金で同じような趣旨の事業を計画しています。詳細は今後詰めてまいります。住宅の新築または増改築とあわせて太陽光発電パネルやオール電化、スポット電化、蓄熱暖房機、ペレットストーブなどエコな取り組みを実施した場合、最大50万円を補助するというものです。住まいや生活の中で行われる温暖化防止の取り組みを支援するものです。

次に、町営住宅や他の建物に導入する考えはないかのご質問にお答えいたします。

町では新エネルギービジョンと省エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入促進と省エネルギーの実践推進を提唱しております。省エネルギーの普及促進に当たっては、八峰町地球温暖化防止対策地域協議会を開催して町民の理解に努めておりますが、さらに周知方法などを検討して普及推進を図ってまいりたいと思います。

町は新エネ・省エネに関して先導的な役割を担っている関係からも、太陽光発電パネルにかかわらず公共施設への導入に努めるべきものと考えております。これまでの代表的なものとしては、新庁舎の地中熱ヒートポンプが挙げられると思います。また、今回の臨時交付金では、現在使用している公用車を環境対応型自動車に更新する事業も計画しています。

今後新たに整備するものや更新については、可能な限りエコ製品に移行させるなど環境への配慮に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、山村広場についてであります。山村広場は昭和56年の農林水産省の第二期山村振興農林漁業対策事業により野外音楽堂、テニスコート、トイレ、遊歩道などの整備を行い、その後、昭和61年度からは建設省のカントリーパーク事業により、御所の台ふれあいパークとして野球場、駐車場、芝生広場などの整備を、また、平成3年度からは第三期山村振興農林漁業対策整備事業と地域総合整備事業債などにより、ハタハタ館、スカイロード、緑地等管理中央センターなどを建設し、この主要観光拠点として整備したことは石塚議員もご承知のとおりであります。

また、昭和46年度から現在まで約1,000本のサクラが植栽されております。

公園の維持管理についてであります。以前は町直営で管理をしておりましたが、維持管理費の圧縮を図りながら公園管理を徹底させるため、町は業者をお願いしているところであります。

石塚議員ご指摘の古いステージであります、ハタハタ館や緑地等管理中央センターなど公園の南側に主要施設が整備されたことや、ステージの面積が狭隘であるなどの理由から山村広場におけるイベント時にも使用されない状況が続いております。

また、建築から27年が経過し、老朽化も著しいことから、適当な時期に解体処分しなければならないものと考えております。

樹木の管理の徹底についてであります、今年度はソメイヨシノなどのサクラの木が野鳥のウソに花芽を食べられる被害に遭い、サクラの花がまばらに咲く異様な光景が本町を含む広範な地域で見られました。しかし、満開のサクラを楽しんでいる地域もあり、そのような地域は普段からサクラの木の管理にお金と手間をかけておられると伺っております。このことから、サクラ育樹講習会に職員を派遣するなど人材育成に努めるとともに、職員による公園施設や整備、樹木などの巡回点検を充実させたいと考えております。

また、テングス病やウソ対策については、業者や緊急雇用対策の作業員などにより、テングス病にかかった枝葉の切除作業やウソが嫌う忌避剤の散布作業を実施したいと考えております。

山村広場の観光の位置づけについてであります、これまでもあの一帯を本町観光振興における拠点施設として位置づけておりますし、秋田白神体験センターの完成後はトレッキングコースとしても活用されるなどさらに重要度を増しておりますので、厳しい財政環境にはありますが、徹底した公園の管理と機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、100歳のお祝い金についてお答えいたします。

まず本年度は八峰町では4名の方が100歳を迎える見込みであり、5月には2名の方へお祝い金と寿詞を贈呈し、お祝い申し上げたところであります。お二方は自宅あるいはグループホームと生活の場所は違いますが、とても元気で生活しており、家族や親類、そして施設職員の方々から長寿のお祝いをされ、大変喜んでおられましたことをご報告申し上げます。

食生活の改善や医学、医療の進歩などにより日本人の平均寿命が世界でもトップクラスとなり、特に女性は世界一と言われておりますが、人生の節目である100歳を迎えることは大変なことと思っております。昨年9月に厚生労働省は、100歳以上の高齢者は前年に比べ3,981人多い3万6,276人で、年々急速に増加していると発表しておりますが、

100歳を迎えるに当たりすべてが元気な方というわけにはいかず、施設や自宅で介護を受けている方や、あるいは入院し、病気と闘っている方など様々です。このような方々は、家族や施設職員等の皆様から支えられていることも事実で、特にご家族の方の御苦労は大変なものと考えております。

高齢化がますます進行する中で介護保険事業など等については、国における指針も随時見直され、その充実も図られなければならないものと考えております。

ご質問の、本町で100歳を迎えられた方へのお祝い金の額は10万円となっております。このお祝い金につきましては、合併前の両町村とも過去には100万円の祝い金を贈呈したこともありました。合併時点では旧八森町では白寿祝い金として10万円を贈呈し、また、旧峰浜村は祝い金制度が廃止となっております。このため合併協議での協議の結果、旧八森町の制度を引き継ぐ形で、白寿祝い金を改め満100歳祝い金として10万円を贈呈することにしましたものです。100歳のお祝い制度の趣旨は人生100年という大きな節目の年齢を迎えた方の長寿を祝福するとともに、長年にわたり社会に貢献した労をねぎらうためのものと考えております。

お祝いの仕方につきましては、祝い金、祝い品や寿詞などの贈呈と各自治体の考え方で様々で、制度自体がない自治体もあります。祝い金の額がどのぐらいが適当なのかいろいろご意見があると思いますが、当町としては当面、現在の金額を維持してまいりたいと考えております。

次の学校統合については教育長の方から答弁申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長より答弁を願います。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 続きまして、学校統合について石塚正一議員の質問にお答えいたします。

学校が統合し、子供たちや父兄の反響はいかがなものかについてであります。町長の行政報告でも申し上げましたとおり、新生八森小学校として4月6日に開校式、翌7日には新1年生31名を迎え、入学式を実施して、児童総数194名の八森小学校の生活が始まっており、校舎内の各教室では子供たちの元気な声が響き渡り、順調な学校生活を送っております。

また、悪天候で2回も延長した開校記念春季大運動会も5月26日には晴天にも恵まれ、統合して初めての運動会とあって、平日にもかかわらず保護者や地域の方々がたくさん応援にかけつけていただき、また、児童たちも徒競走に、学年種目に、そして応援合戦

にと新しい仲間と共に一生懸命頑張り、たくましい児童の姿から統合したことへの不安も見当たらず、まずは安心しているというところであります。特に保護者の皆様からは、自分の子供がこんなに元気があったとは知らなかった。これも統合して児童が多くなり、いい意味での競争心が出てきたのではと大いに感激し、熱く語っていたのには統合の当事者としては大変嬉しく感じたところであります。

また、統合に伴い初めて導入したスクールバスにつきましても、各停留所の乗り降りには大変心配いたしました。教育委員会の職員はもちろん、保護者や地域の皆様、学校や地区の交通安全協会等の皆様にもご協力いただき、これまで順調に推移をしているところであります。

新八森小学校194名の児童が元気でたくましく、この3カ月間の学校生活を過ごしていることに、春の樹木の息吹同様の力強さを感じ、この児童たちは今後、八森小学校の歴史を一つ一つ確実に刻んでいってくれるものと確信を持つことができました。新しい八森小学校が順調に発展し、新しい歴史が刻まれていくことを祈念してやみません。

また、スクールバスにつきましては、平成16年の再編計画に合わせて、横間から滝の間、椿、椿台の子供たちを現在スクールバスの運行をしておりますが、運行当初から保護者の方々、また地域の方々から、「お父さん、お母さんの仕事の関係で早く家から出て停留所で遊んでいる子供がいる。非常に危険である」、また、ある保護者からは「健康も考えて、もともと歩いていた子供たちだから歩かせたい」、また、「峰浜地区のことを考えますと、まだまだ遠くから歩いている子供たちもいる。そういうことを考えるとぜひもともと歩いていた子供だから歩かせたい」、そういう話が非常に多くありまして、5月の末に保護者のほとんどの方々の出席のもとに懇談会を開催しました。その席上で、もともと歩いていた子供、旧観海地域の子供たちは全部歩かせるということでお話し合いが付きまして、こちらの準備ができ次第、早急に元に戻したいと考えているところでございます。

今後とも保護者や八森小学校だけでなく、町内3小学校、5中学校、地域の皆様方のご協力をちょうだいして、みんなでより良い八峰町の学校をつくり上げてまいりたいと強く決意した次第であります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありますか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 新庁舎についてですが、周辺についてですが、農地法によつてい

ろいろあるのは調べてそれはわかりますが、ただ私は聞くのは、今、商工会でも敷地内とかっていうことで要望が出されています。また、いろんな面を出しているところもあるんじゃないのかなと。先ほど私が聞くのは、もしかここに建てたいんだとだれかがその土地を売ろうとしたときに、町としてね、農業委員会にかかるでしょうが、そのときに町も一緒になって、町長は、これはちょっとまずいな、この役場周辺にはこれ合わないなというようなものが出てきたりした場合に、それともまたそれ以外に、いやぁこれはいいなと思うものが出てきた場合には断るのか、それとも、いや、あなたたち農業委員会でこれはいいということに、売買してもいいということになったのでこれはいいのかということで、あなたはそこの周りほどのような形になっても構わないのかと、そのせっかくの役場周辺のね、いい環境があるところが、まずちょっとしたまずい環境になる可能性もあるかもしれないので、それはやっぱりまずいという断ることができるのかどうか、そこら辺聞かせてください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ここはですね、庁舎を建てる際もいろいろお話し合いをしましたけれども、非常に大事な農振地域でございますので、原則的にやっぱりそれを守っていくということが基本になるだろうと思います。

ただ今、石塚議員おっしゃったように、確かに今、商工会からは正式に文書で商工会の会館を建ててほしいという要望が上げられております。その他、直接この場所に建ててくださいという要望ではないのですけれども、2、3の団体で、やはりそういう建物がほしいなという話だけは伺っている要素ありますけれども、現実的に具体化されたものはありませんので、実際、今あの地域をどんどん物を建てていくという考え方は、私は持っていません。やはりきちっとした大事な農地でございますので、今それをやっぱり振興させていくことが当面の大きな課題だろうというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） そうすれば願いがあった場合には、町としてもその場所について慎重に考えていくということですね、周りについては。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど申し上げたように、町だけの判断でなくて、いろいろこの件に関しましては、農業委員会であるとかJAであるとか、あるいはまた土地改良区であるとか様々なそういったところの判断ともすり合わせをしていかなきゃならないわけ

ですので、まず現実的にそういう問題が起きたときは、やっぱり慎重にそこら辺は対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 3 番議員。

○3 番（石塚正一君） それでは次の方に移りたいと思います。

太陽光電パネルの導入と補助についての答弁をいただきましたが、前、3月に質問したときにですね、工務店さんを集めてこういう太陽光電パネルをということを導入してくれないかと、やってもらえないかということをした方がいいんじゃないのかなというような質問をしたときに、まだそういうことはやっていないという答弁でございましたが、その後そういうような話し合いがなされたのかどうかということと、それから前、町長は建設費用に250万円ぐらいかかると、そのパネルをね、やる場合には。そういう答弁で、そのとおりのお金はかかるんですけども、先ほど皆さんにも渡していますように、ここに東京足立区のシステムの費用ということがあるわけですね。これやってなかったですか。それをまずね、先ほど町長は交付金ではね、今この交付金のお金で50万円を補助するというようなことは言ったんですけども、私聞くのはそうじゃなくて、このように国でまず幾ら幾らね、国ではここに書いてますから後で読んでもらえればいいですけど、国はこのぐらい、県はこのぐらい、区がこのぐらいと、こうあるんですよ。だから244万円ぐらいの設置費用がかかっても、いろんなその1キロワット当たりが7万円という補助を計算していきますと、まずすごく安く上がるんだと。そして、それをずっと電気代を東北電力からバックしてもらえば、19年間でもとはとれるんだと。そして4万幾らが儲かるんだと。だけでも今、政府の方で今後2倍以上にそのやるというような話もございますので、さらに縮まって14年か何年間でもとはとれるだろうということでもありますので、ただ私が聞きたいのは、その交付金は一時的なものでしょうが、今後町としてね、県はまず30万円やると。そうすれば八峰町では1キロワット当たり7万円だから家庭のあれは3.5キロワットでいけばまず20何万とかの、これはもうやるたびにその人たちにやりますよと、固定額としてやってくれるのかどうかということを知りたいんです。

それから、ビジョンの話ですけどもね、本当に今、重点ビジョンということをやるとはんですけども、先ほども言いましたように、本当にただコンサルタントに500万円も払う、私はもう根っから、昔からコンサルタントっていうのは嫌なんですよね。ただあのあちこちの資料を、この間も須藤議員が言ってますけど、そのとおりのことです。あちこちか

らもう抜粋してきて、そしてみんな日本全国共通なあれで、そこに八峰町はこうすべきであると。それで最後に500万円がばっと、こういうようなことはやっぱりあまり好きじゃない…けども、交付金をいただいた、これやるということだから、ただ何回か開いて、はいこれで終わりだと言わないで、この3つ、4つの中から、よしこれはやっていくということ、今後そういう意気込みがあるのか、そういうことをお聞きしたいです。本当にあっちもビジョン、こっちもビジョン、最後にはビジョビジョなって濡れてしまって何もできなくなるということがありますので、そういうような意気込みがあるのかどうかということ、町長でなくても担当課長でもいいですからお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ国の方でもですね、今の二酸化炭素の削減の問題でいろんな施策を打ち出しております。その中の一つのこの太陽光パネルの問題も出てきましたので、いずれ国の補助制度もありますし、これからおいおい県の考え方も出されてくると思いますし、そういった対応を見ながらですね、町の方でもそういうものについては考えていきたいというふうに思っています。

それから、今回のですね50万円の補助の関係の事業については、直接話し合いとかはしていませんけども、町の判断で先ほども申し上げましたけれども、福司議員の質問にお答えしましたけれども、仕事そのものを創出していくということと、それから環境に配慮したものに使っていくという両面からですね考えてこの施策を実施しましたので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、昨日…前からですね、その補助金のこのビジョンづくりについていろいろご意見を賜っておりますけれども、何ていうんですかね、我々も別にビジョンをつくるのが目的ではありませんので、特に今回の場合は実際この後具体的に事業化なれば、そういう提案ができるような中身のものを検討していただくというふうなことです。ただ計画倒れにならないで、少しでも実践に結びつくようなそういうものを策定しながら、この来年以降、取り組めるような課題に向かって調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、私の聞いたことを一つ町長は抜けていたようですが、私が聞いたのは、もうその交付金のお金がどうだこうだじゃなくて、町としてもうこのぐらいはやっていくんだと、こういうことをやってくれた人には20万、20万を建設した場合に

は補助しますよという固定額がやれるかどうかということを知ったの、一つそれ。だからそれを今ね多分検討しますというでしょうから、だからまずそれでもいいですよ。今後あなたの言ったことを少しいい方向に考えてみて、町として頑張りたいという気持ちがありますか。

- 議長（阿部栄悦君） 加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） ご期待のとおり検討させていただきます。
- 議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。
- 3番（石塚正一君） よろしく申し上げます。

それで、次に山村広場のことについてお伺いしますが、私も以前はその観光について一生懸命頑張ってきましたが、あのときは、昔のことを言うともう年かなと思いますが、随分あの頃は花もよく咲いて、そして今、私の一番夢なのは、真ん中にありますあの1本のサクラですね。あれが将来、すごくいいサクラになってもらいたいというのが長年の願いでありましたが、あれを今度、イルミネーションで3年間だか80万円かけて全部やってしまったもので、あまり木の中に熱を持たせてしまってサクラがちょっとあんまり良くなってますよね。だから、あのよくいけば畑の真ん中に1本のサクラがあつてね、それが100年経ってすごいサクラに、それ1本だけでもものすごい人が来ます。だからあれは将来、私は大事にしたいなと思ったけども、あのときにイルミネーション、皆さんのあれでやったんだからしょうがないけれども、今これからあそこだけでもいいから少し樹木医というものがありますので、相談して、もっともっとあそこの1本のサクラを良くするようにしてもらいたい。

それから、先ほど町長は、これから職員も行ってあれすると言いましたが、やっぱり業者に委託してからっていう、業者が悪いんじゃないけども、今までは一般のお母さんたちが行ってね、そのたびに役場で、車で送り迎えして、そのたびに今度そのいろんな状況を見て、こうだあだこうだあっていったからある程度あそこも保たれてきたと思うんですよ。今はもう何もしないで、本当先ほども言いましたけど、何か別の方向にぴっと行ってしまって、こっちも忘れてる感じがしますので、あそこはメインとして町長の一つの政治姿勢の中のメインでありますので、その山村広場はやっぱり子供たち、そして一般の人もあそこへ来てゆっくりと楽しめる場所にさせていただきたい、まずトイレもみんな充実してるしね、あの向かいにもいろんな立派な建物もありますので、これからその管理はやっぱりきちっとやってもらいたい。そして芝生もね、結構伸びてい

るし、子供たちも走って歩けば転んだりするしね、だからそういう点をもう一度これから職員も行って管理させますということをお願いしたいです。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 何か私の答弁の先を行っているようでちょっと言いづらいですけども、まず過去、石塚さんは観光のために一生懸命頑張ってきたというのは非常に評価をしております。サクラの話はですね、今年は残念な結果に終わりましたがけれども、来年こそ見事な花をつけるようにですね、我々も今年から手入れをしながら頑張っている花を咲かせるようにしたいと思います。

ただ、やっぱり守るために、今おっしゃったようにですね中央のサクラにイルミネーションをつけたからそうなったのかという、そういうものについては我々もちょっと理解が届かないところもありますけれども、この後、木に対するそういう知識であるとか手入れの仕方であるとかそういうものもですね勉強していこうということで話をしておりますので、何もしていないわけではなくて一生懸命頑張っていくということで産業振興課も燃えておりますので、この後ですね、職員方の力を借りながら、いい公園になるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） どうもありがとうございます。

それでは全部聞かなきゃいけないような雰囲気ですが、まず100歳のお祝いについて聞きたいんですけども、まず100歳というのは一つの1世紀、節目ということは先ほど町長も言って、私もそのとおりだと思います。だから100歳というのはもう終わって、あと本当に年寄りなれば子供と同じような状況になってしまうんですね。だからゼロ歳だと、100歳超えた人はゼロ歳だということを私は考えているんです。そしたら今、ゼロ歳から6歳までのいろんな医療とか、いろんなそのあれが国からも出されてきているわけですよ、その補助的なものがね。何を無料化するとかってあるでしょう。だから、100歳もゼロ歳だという考えで、そして100歳なった人には10万円ではなくても多少もう少しやるような形をとってもらいたいと。やっぱりさっきも言ったけども、最低な金額なんですよ。私は昔、100万円に対して、もうこれ3年なれば多分だめになるんじゃないかなという質問しようとしたらば、今まだ100歳の人が何人かいるからその話はやめれよと言われてあったらば、3年後に、何年後かにもうその100万円のお金がなくなってきた現実がありますし、多分私の今言うことはほかの方でもだんだん見直してくると

思う。合併の時の差異は、これは、峰浜さんはなかった、けども八森はあったんだからということであつたけども、両方足してまずプラマイゼロという形で10万円だというような形に受けとめられますが、やっぱりもう少しこの100歳という重みを考えてもらいたいというように思いますので、何とかよろしくお願いします。あとは答弁いりません。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。時間は5分。

午後2時30分 休 憩

午後2時37分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほど参考資料として同僚の皆様方に配付させていただきました。もちろん当局にも添付してございますが、これは新しくつくるためのため池の整備事業ではございません。これは以前にある、現在既存のため池整備の各振興局での整備事業の種類でございます。参考までに私ども八峰町でどの程度このため池があるのかというふうなところを聞きましたら、約20カ所というふうなことで、こう考えてみれば多分峰浜地区さんの方がほとんどなのかなと、私が見ているところでは、こちらからの岩館方面へ向かって滝の間の跨線橋右手前を右折していたところに1カ所ため池がございますが、あれは個人のものというふうなことでカウントされているのか、そこまでは確認をしてございません。

それではまず、浜田・本館地区のため池の整備事業についてお伺いをしたいと思いません。

田植えも終わり、農家の方々も一息ついているところかと思えます。しかしながら、春になると毎年、農業用水の心配をされているようです。平成18年の豪雪は別にいたしましても、19年は暖冬、そして今年はまた雨が少なかったせいか田んぼも干上がり、水も染み込まず、代かきにも難儀をされたようです。用水が必要なときというのは、上に田んぼのある方も、下にある方も一緒なんだなと思っております。また、用水路の途中で鉄の棒でもって、くろに穴を開けて自分の田に水を引くという行為もあったようです。気持ちもわからないわけではございませんが、下々に田のある方は心中穏やかでない感

情的になっている方もあったようです。国策による猫の目行政とよく言われる、振り回されてきた農業です。これからまた先、どのような農業、農政改革があるのか今またいろいろと言われているところです。高齢化も進み、後継者もないという、毎年のことです。農家の方々が安心して米づくりに専念できる、せめて水不足、不安の解消だけとは、こう思うわけですが、また水田の持つ多面的な機能もまたあわせて考えることも大事かと思えます。そこで2点についてお伺いいたします。

まず1点目ですが、泊川から取水している本館浄水場から常に大量に放水されているとのことですが、これは定期的な砂などの除去をし、八森地区の上水道としてきれいな水を供給するために必要な作業工程だと理解しております。循環された水はまた排水されるわけですが、塩素の関係などで用水としての再利用はできませんが、そのくらい水は豊富だというふうなことかと思えますので、場所や用地の問題等もあろうかと思えますが、浜田地区に用水不安解消のため池整備等についてお伺いいたします。もちろん単年度というわけにはいきませんが、年次計画でもと、こう思うわけです。

次に、八森地区ですが、同じような不安があるようです。用水の確保は、留山が主のようですが、これとて自然を相手に水のほしいときに恵みの雨となってくれればいいんですが、なかなか不安の解消にはならないようです。そこで白瀑上流の砂防堰堤ですが、築造された目的は土砂の食い止めでございますが、ダムの下に6カ所程度雨水がたまったときのために排水される**開口**がございます。冬期間から雪解けあたりまで、いわゆる春一番の農作業に入るまで貯水池としての活用はできないものかどうかというふうなことでございます。この浜田地区とあわせた2点についてお伺いいたします。

なお、質問要旨に書いております本館地区の地域名を明記させていただいたのは、本館地区そのものが水不足というわけではございません。ただ、浜田の方々は本館地域の水利権者6名の方から、わかりやすくいえば水をわけてもらっているというふうな状況のようでございますので、本館の地区名も質問要旨には明記をさせていただいたところでございます。

次に、生保についてお伺いをいたします。

2005年度に生活保護世帯数が月間平均で100万世帯、現在では130万世帯を突破していて、ひとり暮らしの高齢者や所得の低い現役世代、今は働きたくとも職場が少なく、生保を受ける世帯は減るどころか今後もふえる傾向にあるのではとの報道もございます。国全体で保護費約2兆円を優に超え、さらには不正受給の件数もまた増加、約75億円近

くになっているとのことです。我が八峰町の生保の実態はどのようになっているのか伺いたいと思います。

まず町民の方が生保を受けざるを得なくなったとき、役場の窓口で申請をし、そして福祉事務所でいろいろな調査をし決定されるものだと思っております。この生保に対して町一般会計からの金額はどの程度扶助されているのか、また、受給された後の訪問調査等はどのようになされるのか、高齢者や障害者、母子家庭などなどは別にしても受給を受けさせるだけの入口だけじゃなく、当然働ける若い方には自立という出口も導いてやることも大変大事なことはないかと思いますが、そういった点についてどのように町としてはかかわっているのか伺いたいと思います。

以上、大きく2点です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 大山義昭議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、本館・浜田地区の農業用水の不安を貯水池整備で解消できないかというご質問にお答えいたします。

補助事業で新規に貯水池（ため池）を整備できるのは、県営のかんがい排水事業だけです。この事業の採択基準は、水田の受益面積が200ヘクタール以上であることに加え、近年はこのような施設をつくることによって自然環境の破壊がないことや事業の実施効果、費用対効果について国の採択基準がさらに厳しくなっています。

本館・浜田地区を中心とした泊川及び白瀑川流域の全水田面積は約135ヘクタールですが、転作等の関係から水稲作付面積は100ヘクタールに満たない状態であり、補助事業で貯水池を整備することは残念ながら不可能です。また、この事業を仮に実施する場合は、当然のことながら2分の1の補助で地元負担が伴いますので、用水の全受益農家の協力を得ながら事業を実施することになります。したがって、現実的には今年度から平成23年度まで実施予定の町単農業農村整備事業を活用し、既存の用水路を整備・補修し、用水を確保することが得策であると思います。

次に、白瀑川上流砂防堰堤を一時、八森地区の用水として利用できないかというご質問についてお答えいたします。

このことについては県に確認したところ、この砂防堰堤は山崩れや地すべりによる土石流を防止するための防災施設であり、一時的でも砂防堰堤に貯水して農業用水として

利用することはできないという、そういう回答をいただいておりますのでご理解を願いたいと思います。

次に、生保の関係でございますが、まず生活保護制度についてですが、申すまでもなく制度は生活保護法で規定され、同法では日本国憲法第25条の規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとなっております。

生活保護の対象となる方は、資産・能力などすべてを活用した上でも生活に困窮する者で、保護の内容は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。そして、保護の実施機関は都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長となっております。

能代山本地域では能代市福祉事務所と山本福祉事務所があり、当町の場合は山本福祉事務所が実施機関となって保護を決定し、実施するものであります。このため町の方で保護の決定や保護を実施することはありませんが、生活相談などを通じて生活保護の対象と思われる場合は保護の申請を受け付け、保護申請に伴う調査を行い、意見を付して山本福祉事務所へ送付しております。その後の調査などは山本福祉事務所で行われ、保護の可否を決定し、本人へ通知しているものです。

ご質問の1点目の生活保護対象者は、本年6月1日現在で60世帯83名の方が生活保護を受けております。昨年6月1日は54世帯69名でしたので、6世帯14名の増加となっております。新規に対象となった原因としては、傷病によるものや高齢者世帯、失業など景気の悪化によるものなどであります。

2点目の一般会計からの扶助についてですが、生活保護法において保護に要する費用については、保護の実施機関で国・県から支弁されることから町からの支出はされておりません。

3点目の受給後の訪問調査等につきましては、山本福祉事務所のケースワーカーで行っておりますが、必要に応じて町の職員も訪問などしております。訪問時には状況確認や生活指導、就労可能な方へはハローワークとの連携による就労促進や各種自立支援プログラムの作成などを行っております。

なお、生活保護の申請や自立についての考え方についてですが、保護の実施機関であります山本福祉事務所と連絡を密にしながら、保護の対象となられる方々へ対応してま

いりたいと考えております。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 2番議員、再質問はありませんか。2番大山義昭君。
- 2番（大山義昭君） まず最初に貯水池のことですけれども、本館・浜田水路のことも、なかなかそのため池を新たにつくるというのは受益面積なり、あるいは対象の方々も負担があるなどなど、たぶんこういうふうな答弁もあるのかなというふうにも思ってもおりましたけれども、また、ダム…砂防堰堤のことに関しても目的はさっき申し上げたように砂防、要は土砂を止めるとというふうなことは私もそのとおりに理解しておりますが、一つの例を挙げれば、今、公共下水道でも以前は公共の管渠と漁集は繋ぐことはならないというような縦割り行政の弊害というようなことが指摘されましたが、最近では公共も漁集も管渠は繋げられるというふうなことで、せめて町の方で本当に水不足の不安を解消してやらなきゃならんという答弁であれば、もうちょっとどういう方法があるのかというふうなことで私は大変期待をしておったところですが、まさにそういう何ていうの、これがダメならどういう手法があるのかという、考えるというふうな答弁がなかったのは、私は大変残念であります。まずその砂防堰堤の方に関してひとつ、そんなに私は、もちろん能書きに書いたことだけで県の対応というのは、たぶんそういう答えしかこないのかなと。しからばどういう手法なりそういう取水できる方法がないのかということをもひとつ期待したいというふうなことであったんですが、そこが一つと、あとその本館・浜田地区のことなんです、実際、本館の水利権者の6人の方、浜田地区の水を利用されている方々、大変ソフト面で…何ていうのかな、以前は先祖代々お互いに協力体制もありながら、水をいただきながら、上からくるものは下にくるというようなだけじゃなくして、地域性があるいろいろな協力体制もしてきたんでしょうけれども、何かその本館の方、浜田地域の方、春だけ使えばいい、あんまり水いっぺだどきはよごすとかというふうな、こういう感情もあるようですので、ひとつ町長もいろいろ地域懇談会というのを定期的にやられておるようですので、ひとつそういう場で、やっぱり本館の方々と浜田地区の方々とどういう方法があるのかということ、ひとつため池事業が無理であれば、用水の方のことで町としては取り組んでいくというふうなことでございますが、いずれ本館の水利権の方々も維持管理に大変難儀をしているようですので、ひとつ永久的なコンクリートの水路にしてあげるとかという方法はできないのかどうか、ぜひそこら辺、とりあえず砂防堰堤と本館・浜田地区の用水の確保のことについてもう

一回お願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 型どおりの答弁ということで申しわけなかったんですけども、先日、私には権限がありませんので、この件については県とですね何かいい方法がないのかどうか、そこら辺については機会を見てお話をしていきたいと思っています。

それから、現実、今、水路でもそういうものをやる場合は、やはり受益者負担が必ず伴います。特に浜田地区の場合は土地改良をやった後、改良組合ももう解散して全然組織がないので、非常に峰浜地区と違ってですね、峰浜地区の場合は土地改良とかちゃんと団体を残し、あるいは維持管理についてはずっとやってきたという経過がありますけれども、残念ながら八森地区の場合、特に浜田の場合はありません。そういう意味では、事業を起こす際は、やはり受益者のそういったまとまりというものが非常に大事になりますので、そういう意味での話し合いなり組織をつくっていくということが大事な課題だと思います。そういうものを、できればこの後ですね、農業振興課と話をしながらそういう方向を探っていきたいと思っています。

それから、本館との水利権との関係、感情的な問題もあるというふうなことについては、私もそこまでちょっと熟知はしておりませんので、今、明確な話はできないのですが、いずれ下の方の浜田の人がたですね、安心して水が使えるような状況にするためには、今、大山議員がおっしゃったように、しならば水路の改良であるとか、何か方法論がないのかですね、そこら辺についてももう少し詰めてみたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 確かに峰浜地区さんの農業の体制と八森地区のその組織的な運営というのは、確かに私も農業のプロではないのですが、何か温度差を感じるようがございますが、今、組織づくりは難しいでしょうけれども、本館・浜田地区に関しては、それぞれ感情的なことがないわけではございませんので、改めてその組織づくりを立ち上げるための町が一生懸命というよりも、その本館と浜田地域の方々の用水の不安の解消は何がいいのかというふうなことで仲立ちをしていただくようにしていただければいいのではないのかなと、こう思いますので、やっぱりその地域感情的なこと、個人個人の感情的なことが錯綜しておるようですので、ぜひとも町長の方から語る会なるものを開催していただき、その関係者を集めていただきながら、どうなってらったがという

ふうなことをぜひとも聞いていただきたいということを確認したところ、その方向ですので、これはこれでひとつ終わりたいと思います。

それから生保のことに関してですが、確かに私もこの一般質問をするのに大変憂慮したというか、躊躇したというのか、ある意味触れづらいようなところもあったことは正直でございます。多分私がこの一般質問の要旨を出して、町として山本福祉事務所と連携を密にしながらというふうなことを考えたんだろうと思いますが、本当に生保を受けている方々、先ほど障害や高齢者の方々は別にしてもと申し上げたのは、実際、私の側のお店なんですけれども、やっぱりその生保を受けている若い方が買い物に来て、30歳前半ですね、健康な方ですけれども、店の方にタクシーを呼んで帰りますというふうな、そういうことを言えるその生保を受けている方の心境というのは、私は正直言って聞いたときは大変困ったなというのが実感ですが、実際そこにはやはり買い物に来ているご婦人方が何人もいて、やっぱりそれが大変話題になったそうです。生保を受けている方が10分か15分ぐらい歩いていけばいいのにタクシーを呼んでくれという、今この夫婦共稼ぎ、あるいはひとり暮らしの若い方でも一生懸命身を削りながら頑張っているのに、やっぱり今の現状を考えればなるほどなと憤る思いもわかる、理解できますので、あえて一般質問という形で町のかかわり方を聞いたところで、先ほど町長が生活保護を受けるための7つの、その住宅扶助、いろんな扶助をおっしゃいましたけれども、当然私もその点はわかっておりますし、なかなか町からの一般財源というものが出ていないというふうな状況であれば、やっぱり触りづらい、かかわりづらいというふうなものがあるのが実際のこの生保かと思いますが、実際に現実的にはそういうお話があるということですので、この後、山本福祉事務所と連絡をしながらと、訪問調査も必要であればというふうなお話ですけれども、決して月に1回という意味じゃなく、やっぱり半年に1回や1年に1回、現況の調査というふうなことで担当の職員が行くのは決して無理なお話ではないと思いますので、そのことをひとつ申し上げておきたいし、そしてまたその老夫婦2人で生活保護を受けておった事例が一つあり、そして長男坊である方がしばらく何も遠方の方へ行っておきながら最近戻ってきて、あれ、あっこの家、生保受けでるはずだったども、あの若者せばどうなってらったべと、やっぱりね、地域住民としての感情的なものがすごい私には聞こえてくるんですが、なかなか町に直接…その何ていうの、第三者が言うというのもないだろうなというふうなことから町としてはどの程度かかわっていくのかというふうなことを先ほど聞いたところでございますの

で、ひとつ山本事務所、福祉事務所と連携を密にとはいうけれども、なかなか直接的には当局では入っていないのかなと思いますので、できればその現況の訪問調査というふうな形でもやっていければ、この一生懸命生保を受けないで頑張っている方々は、あ意味少しでも心が落ち着くのかなと。よく私が言うところの、能代市でもそうでしょうけれども、やっぱり生保を受けるための、私は裏技と称していますけども、結構そういう手法を使いながら、受けるということは、審査はいろいろ難しいでしょうが、通ってしまえばなかなか野放しになっちゃうというふうな点で先ほどの79億円近い不正な受給もあるというふうなことを指摘しますので、突き詰めてみればこれは間違いなく税金であるということだけはひとつ認識していただければ、取り組む姿勢もおのずと答えが出てくるのかなと思っておりますので、ひとつ生保に関してもう一度町長の考え方をお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 非常に微妙な内容もありまして答えづらい面もちょっとあるんですけども、いずれ認定は申請書類に基づいて福祉事務所の方で判定しているわけですので、それに対してうちの方でとやかく言えるような状態ではないと思いますけれども、ただ、その後の状況調査とかについては、一応福祉事務所とのいわゆる連携で、いろいろまた町の職員もですね一緒にやっているケースもございますので、さっき言ったように、やっぱり生活保護といっても税金の一部を使っているわけがございますから、少なくともやっぱりその誤解を生むようなことのないようにはしてほしいものだというふうに思っています。そういう意味で適正な形で受給が行われるように、我々としても何かできることがあれば福祉事務所と連携をしながらやっていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 2番議員、ほかに質問ありませんか。

○2番（大山義昭君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで2番議員の一般質問を終了します。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 通告に従いまして、一般質問いたします。

1点目は、スクールバスの活用についてです。

町では21年度交付金事業としてスクールバスの購入を予定しています。現在の運行状況を見ますと、秋北バスとの委託契約に基づいての利用のため、朝・帰りの運行時間以外は学校で待機しているようです。町で購入後もこのような、むだな使い方をするので

しょうか。

次の2点目の質問でも触れますが、新庁舎完成後の公共交通の対応、高齢者、交通不便者への対応等、幅広い活用を考えているのか伺いたいと思います。

2点目です。公共交通のあり方について。

今年度の予算において地域公共交通会議報償費として18万4,000円が計上されています。20年度に地域公共交通のアンケート調査を1回実施され、視察研修も行われたようです。その後、どのような取り組み、協議がなされているのか、予算化されているにもかかわらず議会への説明、報告も全くない状況で、遅々として進んでいないのではないかと。9月には新庁舎も完成し、新たな八峰町としてスタートを切ります。庁舎の移動に伴い、当然、公共交通手段の利便性は今以上に町民の方々に必要とされていくことでしょう。私自身、平成17年6月、18年6月、そして昨年6月と再三にわたり乗合タクシーなどを利用した交通弱者、交通不便者に、どう対応し、どのような対策を講じていけるのかということ質問してまいりました。しかし、先ほども申し上げたとおり、無報告ではこの問題に対する当局の真摯な姿勢が全く感じられません。それどころか、これまでの対応については憤りさえ覚えております。新庁舎での業務開始まで後3カ月余りです。デマンド型乗合タクシーは一例であって、何が何でも乗合タクシーでなければならないと言っているのではありません。高齢者と交通弱者のために何らかの形で行政として対応しなければと言っているのです。それが実現することによって、例えば役場に住民票をとりに行くついでに買い物をしていくとか、病院の帰りに役場に寄って用事を済ませてくるとか、充実した日常生活を送ることができるのではないのでしょうか。町民の皆さんに対して、どういう形でその声を受けとめ、対応、サービスの提供をするつもりでいるのか町長の考えを伺いたいと思います。

以上2点について、納得のいく答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門協議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共交通のあり方についてのご質問にお答えいたします。

地域公共交通会議の報償費についてですが、この会議は国・県・町、バス事業者、地域住民などの代表者12人で構成され、会長が副町長となっております。このうち公的機関の委員を除いた7人分について会議出席報償費として予算措置をしております。

次に、公共交通会議の役割について申し上げたいと思います。

この会議は、市町村段階に設置するもので、この上に地域振興局ごとに設置するブロック協議会があります。さらにその上に秋田県の地域協議会があるという組織体制となっております。それぞれ協議・決定できる事項が定められておりますが、市町村段階の地域公共交通会議においては、一つは乗合バス路線の休止・廃止に関する事、二つ目は廃止路線の代替輸送サービスに関する事、三つ目は運行経路の変更など軽微な変更に関する事、四つ目はバス路線などに係る生活交通の確保に関する事が協議事項となっております。

本年度第1回目の会議は6月12日に開催し、運行経路の変更について協議したところです。会議では9月24日から新庁舎へバスを乗り入れするため秋北バスが運行する岩館線と秋北タクシーに運行委託している大久保岱線の運行経路の変更について協議し、決定したところです。この後、能代市との協議を経て、バス事業者などが必要な手続きを行い、9月24日から新庁舎への乗り入れが開始することになります。

また、21年度予算には公共交通システム調査謝礼も計上しております。これは先ほど申し上げました地域公共交通会議とは別の予算で、町の交通システムのあり方について指導していただく事業に使われる予算です。現在、町内の公共交通はJRとバス路線の岩館線、大久保岱線の3つがあります。過疎地域に限らず利用者の減少や経営の悪化で、あちこちでバス事業者が撤退し、廃止路線がふえています。異論はあると思いますが、この点、JRとバス路線の2つの交通手段があるのは、それなりに条件的に恵まれているのではないかと、これをいかに維持していくかというのが大事だと思っております。

一方、埴・大信田地区のような公共交通の空白地域もあります。加えて来年度から秋田県の補助制度の改正が予定されています。

このような諸々のことを踏まえて町内の生活交通はどうあるべきか、専門家を招き町内の事情を調査・視察していただき、指導をあおぐ予定としております。その中では巡回バスやデマンド型システムにも検討が及ぶものと思っております。いろいろな角度から検討を重ね、八峰町に合った交通体系を探りたいと考えております。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 門脇直樹議員のスクールバスの活用についてのご質問にお答えいたします。

平成20年度の繰越予算として地域活性化・生活対策臨時交付金事業において、統合小学校用のスクールバス購入を予定し、大型バス1台、中型バス2台、そして小型バス1台の計4台を予算計上しております。

しかしながら、6月12日の議会全員協議会でも報告しましたとおり、旧観海小学校区につきましては集団登校に切り替えることにより、バスの購入台数に変化が生じることになりますが、今後、八峰町全体のスクールバスの運行のあり方について早期に検討していくこととしておりますから、近いうちに検討委員会を立ち上げ、早期に結論を出していきたいと考えております。

ご質問のスクールバスの購入後の利活用につきましては、子供たちの登下校の送迎はもちろんのこと、町内各小中学校での野外体験活動、総合学習活動、そして各部活動等では現在、町のバスを頻繁に利用し、児童生徒の総合能力の向上に努めている状況にあることを考えますと、スクールバス購入後は学校行事に利用するのが最良の策ではないかと考えております。ただし、土曜・日曜・祝祭日など学校が休みの場合のスクールバスは待機状態も出るものと思われれます。しかし、他の用途へ利用する際には多くの課題もあると考えております。例えばスクールバスとして購入した車両を他の用途に使用した際には地方交付税に算入されるのか、また、車両管理や運行管理をどのような形態にすればよいのか等との課題がありますが、スクールバスの運行につきましては車両や運行管理の資格を要する者を臨時雇用して、児童の安全を最優先に、を基本に運行していく方向で検討してまいりたいと考えております。

このように懸念される課題のそれぞれを解決しながら、最も良い方法でその運行を考え、有効に活用できる方策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 7番議員、再質問はありますか。7番門脇直樹君。
- 7番（門脇直樹君） 昨年の6月の定例会においても一般質問で町長にこのお話を聞いたところ、町長は答弁で「新システムの構築については庁舎建設に伴う交通手段の確保、スクールバスの運行等を含め、効率的で利用しやすい生活交通の実現に向けて取り組む」と答弁しています。どこ取り組んでるんですか。さっきも言ったように、地域公共交通会議、予算化したにもかかわらず何も実態が見えません。もちろん報告もありません。議会に対して途中経過の報告の一つもないじゃありませんか。そして先日の全員協で先ほど教育長も言いましたが、早期に検討委員会を立ち上げてという話をしています

が、町長の昨年の答弁と全然話違うんじゃないですか。町長、副町長、教育長、三役の意思の疎通が全くとれていないということではないですか。答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まずスクールバスの扱いについては、今回、今年度は委託でというふうなことになっています。それが途中で購入をしながら運行をするというふうな方向に変わっていますので、これが今回、最初の計画でいくと八森地区の台数は当初の予定からいくとそのような台数なんですけれども、一応今後の全町的なそのスクールバスのあり方について、やっぱり広げて考えないと台数の確定はなかなかできないと思います。ただし、このスクールバスが今度購入した際は、町のバスがその分空く可能性が出てきます。というのは、今まで町のバスが学校行事にも使われてありましたので、その分がスクールバスでやると空く要素がありますので、この使い方については今購入という時点で新たな問題ですから、これから検討を加えていくということであります。

それから、いろんな新庁舎に向けたシステムの構築、これはいろいろ検討しています。その中の一つが先ほど申し上げた地域公共交通会議で、バス路線の問題が一つ問題になります。というのは、ほかの方でいろんな形で補助金が打ち切られたりバス路線廃止とかありますけれども、少なくともこのバス路線がちゃんと確保されているわけですので、これを活用していく方向で、どういう方法がいいのかということでも今この会議で話されているんですけども、庁舎に立ち寄る方向で協議が大体進んでいますので、これを前提にしながら、それから先ほど申し上げたスクールバスと町有バスの関係の問題などもやっぱり整理をしないといけないというふうに思っています。そういう中で、これまで門脇議員から提案されたデマンドの問題であるとかいろいろありますので、最終的にそこら辺をかみ合わせながら町としてのシステムの構築を図っていきたいということですから、あとは前にいろいろ庁舎へのその交通手段であるとか、あるいは全体的な交通に対する町民のアンケートも取りましたけれども、口頭ではこれ、企画財政の方から議会の方にも説明してあります。したがって、それらのアンケートなどもですね見合わせながら整理をして、秋までの、役場庁舎の開始に向けた体制は取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、ほかに質問ありませんか。はい、7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 町長、それでは納得いく答弁ではありません。先ほども言ったように、町長は昨年の答弁で「庁舎建設に伴う交通手段の確保、スクールバスの運行等を

含め、効率的で利用しやすい生活交通の実現に向けて取り組む」と答弁しているんですよ、町長。今9月には庁舎が完成するんですよ。それを今になって検討委員会を立ち上げるとか、これから取り組むとか、そういう答弁でどうやって実現できるんですか。もし町長が今この場で新庁舎完成までには実現しますというなら納得します。答弁お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） だから庁舎開始に合わせてバス路線については変更するような手だてをしました。あと、スクールバスに合わせた町有バスの運行についても、これは去年にバス購入というのは決まっていたわけじゃなくて、委託ですから、この辺の利用についてはなかなか自由にできないということもわかりましたので、今度購入した際については町有バスの関係も出てきましたので、これを含めた新たなやっぱり今の状況を踏まえた形で体制をつくっていくということですから、何も放っておいたわけじゃなくて、そういう体制を着々と今進めておりますので、秋の庁舎開始に向けて我々としてはそういうものを整理しながら一つの体制を築いていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 町長がね、自分の答弁に対して真摯に取り組む姿勢があるならばね、今になってそういう話はないんじゃないですか。今まで途中経過の一つも議会に対して報告ありましたか。何か提案がありましたか。その場しのぎの答弁じゃないですか。お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 例えば公共交通会議の中身も、最近決まったばかりですので、これは確かにまだ報告はしていません。それから、バス等の購入等については、既に議会の方にも話しておりますし、それから交通会議のとしたアンケート等についても、中身については口頭ではありますけれども報告をしています。そういった途中での断片的な話ではあったと思いますけれども、それなりの報告はしてきていると思いますので、今、最終的な全体をまとめた形でのまとめをですね、この秋までかかってやっていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 「効率的で利用しやすい生活交通の実現に向けて取り組む」と答弁してるんですよ。今までの答弁で取り組んでいる姿勢が見えますか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） できる限りでは頑張ってきたつもりです。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） いや、取り組んでるのは路線バスのルート変更だけじゃないですか、実現しているのは。まだ実現してないですけど。だからそれ以外に、9月までに効率的で利用しやすい生活交通の実現を、ここで確約できるのか答弁してください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） だから今言う、何回も言うように、路線バスについては一定の方向見えてきましたので、これはひとつ確立できると思います。

その他の扱いについては、例えばアンケートをとった結果ですね、庁舎への足については95%、自家用車または家族のくるという、そういうアンケートも出ています。それと、あとは全体的な足の関係からいくと、先ほど申し上げたスクールバスの件が固まってくれば、それだけ町有バスの余裕が出ると思いますので、そういった活用も含めながらいろいろ秋までかかって検討していきたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） だから残りの5%が交通弱者、高齢者、交通不便者じゃないですか。その人たちに対するサービスをどうするかと聞いているんですよ、町長。だから、今になってね、これから検討するとか、それでは去年の答弁と違うんじゃないかと聞いているんです、町長。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いろんなケースが想定されますけども、だから今、内部で検討をしている中身の一つとしては、そういった例えば路線バスで来たよと。来た人が、行きは何時間も待たなきゃならないという状況であれば、むしろ役場から自宅の方の地域までですね送っていくことも一つの手段だということで、これは総務課の方で今検討されています。そういったいろんな要素がございますので、それらを含めながら今詰めている最中がございますので、頑張っこの後ですね、そういった諸々のことをクリアしながら一つの方角を出していきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 行財政改革でね、これから職員を減らしていくと町長いつか言ってましたよね。そういう体制の中でね、路線バスが遅いから役場職員を使って送ってい

く、そういうことできるんですか。その職員の穴埋めを誰がやるんですか、町長。そういう答弁がその場のしのごだと言ってるんですよ、町長。そうならないためにも早期な取り組みが必要だから町長も昨年そうやって答弁しているんじゃないですか。その早期の取り組み、報告が一つもないと言ってるんですよ、町長。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） そういう行革の関係で職員を使うと、でもそれが常時ですね、ぐるぐるバス回ってる方が効率的なのか、それともそういう部分的に対応した方が得策なのか、そういう検討もやっぱりしてみる必要あると思います。これは職員の減らすという問題もあるかもしれませんが、一方ではやっぱりサービスをどう確保していくかという問題もありますので、そういった総合的な立場で検討をしていかなきゃならないと思っています。まとまった報告は不十分であったと指摘されれば、この後ですね、ひとつまとめながら皆さんの方にも状況報告はしていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 柴田議員の質問の中でも委員会の話が出て、どうなってるのか、実態はどうなっているのかという質問に、いや実は1回も開催していないと、委員会としての実態がなされていないと、できていないと、そういう答弁がありましたね。同じじゃないですか、町長。口では取り組むと言っても結果を出さなければ取り組まないのと同じじゃないですか、町長。新庁舎完成までに前向きな取り組みをよろしく願います。

1点目のスクールバスについて、交付金での購入するため、利用目的が限定されるということであるならば、交付金を使わないでね、町の財源で購入して、それこそ学童はもちろんのこと、町民に対して幅広い対応ができるような利活用は考えられませんか。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） お答えいたします。

交付金とか補助金を使ってスクールバスを購入した場合に、現在のところ約580万円ほど1台につき交付税の算入があるわけでありますが、ただ、今、全国的に見た場合に、それをコミュニティーバスとの併用もしている自治体もあります。そういう場合にその交付金が交付されるものかどうか、そういうこともよく調査して検討していきたいと考えております。もしそういうことも可能であれば、やはり今の交付金を使って購入した方が得でもありますので、その辺はもうちょっと時間をいただいて検討したいと思って

います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今、教育長の答弁の中で、臨時交付金で買ったバスについても交付金の対象になるということで購入しましたので、この点は訂正をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、よろしいですか。

○7番（門脇直樹君） 終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。5分間の休憩でお願いいたします。

午後3時35分 休 憩

午後3時41分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 今日の一般質問の最後となりました。通告に従いまして質問いたします。

まず、今こそ生活支援の思いきった施策をするべきということで質問をいたしますが、戦後最悪の世界的不況と言われる中で、我が国は雇用・経済対策を次々と打ち出してきました。相次ぐ補正に対応するため、何を事業化すればいいのか、予算ありきで後から事業がついてくるといわんばかりの状況であります。

しかしながら、それを受けて計画を前倒しで事業化するなど、町としては願ってもない補正でもあります。この後も臨時交付金事業が予定されることから、どこに今の日本にこのような財力があるのか、いずれこの先の国民負担を考えると、不安を抱くのは大多数の国民ではないでしょうか。様々な事業が計画される中で、果たして町民すべてが恩恵に浴しているかと言えば、甚だ疑問な面もあります。

ところで、国の定額給付金事業も4月16日に申し込みが開始され、ほとんどが手続き、支給が終えたと報告なされました。定額給付金の国会での論戦においては、まさに選挙目当て、ばらまきだと言われ混乱もしたわけではありますが、受けとった住民にとりましては、くれるものはもらうと言いながら何かと喜ばれたようであります。

そこで一つ、町独自の給付金事業を考えられないかということです。さらに町税の減

税ということも考えたとき、もちろん今年度限りではありますが、生活支援としての密着した政策と言えるのではないのでしょうか。合併後3年、小規模合併効果もあり、財政も今現在、将来を見据えた計画を立てております。その町民に近隣市町村にない住民と直結した事業、政策を期待いたしたく尋ねるものであります。

次に、空き家対策についてであります。今日の最初の質問者であります佐藤議員の質問と資料が共通したせいか一緒になってしまいました。私からは19年度に調査、アンケートがなされておりますが、その後の実態、今後の対策をまずはお尋ねしておきます。さらに、この空き家対策につきまして一定額の空き家改造費用、そういうものを支給して定住促進を図れないかということでもあります。現在、5件の情報をホームページ上で流しておりますが、現在の生活水準を考えたときに、どうしても下水道整備、流し等の水回りは改善されなくては理解されがたいと思います。一定額の改造資金の中で利用者が自分の思うように改善する、そして最低でも5年、10年という居住年数を設け、そして低家賃でもって利用してもらおう。まだまだ条件整備はあると思いますが、これこそ住みよい町から住んでみたい八峰に一役買うと思うわけですが、町長の考えを尋ねるものであります。

以上、よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地 薫議員のご質問にお答えいたします。

最初に、町独自の給付金の支給についてのお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり今回の臨時交付金については、公共事業のばらまきであるとか財政補てんのための消費税率の引き上げにつながり、後々国民にツケを残すだけだといったような批判があることは確かであります。定額給付金についても、当初は生活支援ということで麻生首相のさもしい発言があったり、その後、消費を刺激する経済対策へと方針変更されるなど、政府のブレに批判が集中したものの財布のひもを緩まずきっかけになって地域経済の底上げに貢献していることは確かであります。

今回打ち出した14兆円の経済刺激効果が徐々に浸透し、株価が久しぶりに1万円を超えるなど景気の底割れ感が見え始めてきたとの報道もなされております。

先の議会全員協議会でお示しした臨時交付金事業においても公共事業に当たるものが多く見られますが、公共事業の実施が雇用につながり、雇用が生活を支えるという構図

を考えた場合、まずはこの事業をしっかりと実施することが大事であろうと考えております。

町独自の給付金の支給とのご提案であります。その規模が小さければ効果が少ないと思えますし、仮に今回の国の定額給付金並とすれば約1億4,000万円を有することになります。これを臨時交付金事業でできないわけではないと考えますが、町内の産業活性化や数多くの町民要望に応えた事業の方が、効果が大きいのではと考えます。また、一般財源を活用とすれば、将来展望を踏まえた財政状況からして、とるべきではないのではと考えております。

町としては、給付金ではありませんが、今回の臨時交付金と活用して、前回と同様、同規模のプレミアム付き商品券発行事業を計画しております。地元商店や事業者への経済効果も高く、生活者にとってもプレミアムのメリットが大きいことから、この事業に対する強い要望があります。公共事業の経済効果とは違った効果が期待できるものであり、さらには生活支援の一つとしてもとらえ、実施予定でありますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、町税の減税についてであります。減税の場合は対象となる方は所得割が課税された人に限定されることとなりますので、所得のある方には効果がありますが、所得割が課税されない所得の少ない方には効果がないということになります。そのため、先回、国は所得減税でなく給付金方式を採用することとなりました。

また、減税をするためには税率を現在よりも低くすることが必要となります。ご承知のように地方税には標準課税が定められています。これは地方自治体が課税する場合に、通常よるべき税率で総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率であります。現在、八峰町はすべて標準税率を用いておりますが、税率を下げた場合は交付税算入額に影響するなど自主財源の少ない当町においては財政的に困難がありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、空き家の実態と今後の対策についてお答えいたします。

空き家を活用して八峰町への移住、定住を図ることを目的に、平成19年に消防署の空き家資料をもとに160戸の現地調査を実施しております。この調査をもとに賃貸借に問題がないと思われる121戸に意向調査した結果、6戸について空き家情報への登録を了解していただいたところです。平成20年に入り、この6戸の情報をホームページに掲載し募集を行ったところ、1戸に借り手が見つきましたが、この方は町内在住の方となって

います。現時点では町外からの定住に結びついている事例はまだありません。

空き家情報に関する問い合わせについては企画財政課が担当しておりますが、昨年中の問い合わせ件数は町内4件、町外5件の計9件にとどまっております。また、賃貸借や売買の仲介行為については、秋田県宅地建物取引業協会能代支部にお願いしております。

同じ年に定住促進に理解を深め、その手法を検討するため、八峰町定住対策懇談会を立ち上げ、懇談会を2回開催しております。2回目の懇談会では、東京で田舎暮らしを推進している、ふるさと回帰支援センターから講師を招き、定住の推進について勉強会を開催したところです。第二のふるさととなる定住先は、簡単に決断できるものではない、交流活動を通して徐々に進めるべきとのアドバイスをいただいたところでもあります。さらに、19年の調査で空き家情報への登録に協力しただけなかった115件について、八峰町への定住、二地域居住を考えている方に空き家を貸さない理由についてアンケート調査を行い、50人から回答をいただきました。その中で多かったのが「帰省したときや自分がUターンしたときに使用するため」「仏壇や祭壇を残したままであり、他人に使用させるつもりがない」「他人が住むのに抵抗がある」などで、空き家の貸し出しに否定的な考えが全体の6割となっています。次に多いのが「人の住める状況でない」「家財道具の処分が必要となる」「人に貸すと今後いろいろ面倒になる」など経済的負担が伴うことへの心配や、貸した後のトラブルに不安を感じている方が3割となっています。中には売ってもよいとする方もありますが、その条件として空き家と土地をまとめて全部購入してほしいというもので、必要最小限の建物や賃貸借を希望する二地域居住や定住希望者のニーズにかなり合致しにくいものとなっています。最終的には、現在同意をいただいている方を含めて7戸についてホームページに掲載し、情報提供をまいります。

今後の対策についてであります。先ほど申し上げましたように情報提供できる空き家物件も限られています。定住希望者が意思決定するまでには、それなりの時間が必要となりますので、ホームページを利用した空き家情報の発信や、ふるさと会などで宣伝を引き続き実施するとともに、時間がかかるとは思いますが定住希望者との交流を通した中で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本年度から秋田県が実施する事業で「秋田暮らしお試し事業」というものがあります。この事業は、田舎暮らしやふるさと回帰を望んでいる県外在住者を対象に、県内で自炊

生活を実際に体験してもらうことにより、秋田暮らしへの不安、疑問を払拭してもらい、県内定住を促進しようとするものです。各市町村にある空き家や体験交流施設などに1週間以上滞在し、自炊生活することが条件となっています。当町でもこの事業に参画し、夕映えの館と漁り火の館を対象施設として7月から申し込みを開始し、8月から受け入れを実施したいと考えていますので、よろしくご理解願います。

次に、一定額の空き家改造費用を支給して町外からの定住促進を図れないかのご質問にお答えします。

定額希望者が第二のふるさとや終の棲家となるかもしれない定住先を決定するに当たっては、今後の人生設計に照らし合わせて自分の住みたいところであるか、魅力を感じるところであるかが第一のポイントになると思います。それとともに定住に対する受け入れ支援があるかどうか、若い人たちにとっては雇用の場があるかなどが大きなポイントになると思います。

問い合わせのあった中で何件か現地案内をしておりますが、実際のところ管理状態が悪かったり、老朽化が激しく住める状態にない空き家が多いため二の足を踏み、断る方がほとんどです。当町の空き家状況を見た場合、自信を持ってお勧めできる物件が少ないことから、定住を決定した場合は改装費の一部を補助するとか何らかの支援を検討する必要があるのではと感じております。全国の成功例や近隣市町村の事例を参考にしながら検討をしてみたいと思います。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 8番議員、再質問はありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 最初の生活支援の施策ということでの給付金の質問でありますけれども、今どうして私がこのような質問をしたかということ、この議会の冒頭で国保税の税率改正の案が算定違いということで取り下げられました。その件が協議会の内容を、新聞報道をされたときに、まさにそれぞれの議員も経験されたと思うんですが、やはりそれを見た住民というのは国保税のアップということに非常に憤りを感じまして、今年度、それでいいのかというね、今のこの時期にという思いで私も指摘をされました。そういうことから、この議案がもし上程されるのであれば、私としてもこれは反対しよう、こう思ってあったわけですが、くしくもそういう見込み違いということでありましたので、計算違いということでありましたので事なきを得たわけではありますが、そういうやはりピリピリとしたそういうその感覚というのを住民は今持っているわけですね。

それは雇用であれ、何であれ非常に社会不安というのを持っている中でですね、今、八峰で何かできないものかなと私が率直な感想としてこれなんでありまして。年度前でしたか、どっかの町村で二番煎じと言われるかもしれませんが、やったような話題もありました。独自にね。ありましたけれども、今この100年に一度と言われるこの金融危機から始まりですね、まさにこの危機状態の中でですね、国が次々と対策を打ち出してきた。これはそれに乗っかるのは当然でありまして、やることはいいんでありますが、しかしながらその背景をですね、やはりこう見てみますと、どうもひとつ住民のそれぞれの一人一人が実感的な感じを受けているのかなという思い、非常にいたしております。その個々の事業者、あるいはその関係、勤務先等々を絡めたことから見れば全部つながりあることなんでありまして、率直に素直なこの手当てといえますかね、そういうことができないのかなと、こう思った次第であります。八峰町がこのように環境的に非常にすばらしいこの町だということですね自負はいたしておるわけでありまして、しかし、今この他町村と違った様々なこの何かそのいろんな事業というものを立ち上げていくことがですね、私は内外にこの今までと違ったやはり直接的なその評価というものを受けるんでないのかな、そういう思いもありますのでこういう形に質問させてもらったわけがありますけれども、この件に対する私の考え方としてですね、まずこれひとつ町長どう思われますか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ今の経済状況の中で町民もいろんな不安なり、そういうものはですね、あるというのは率直に否定をしません。それからまた、こういう中でも町として将来に向かって何かの突破口にしていきたいという、そういう菊地議員の思いも、それは私もわからないわけではないと思います。

ただ、今これから先のことを考えますと、確かに今いろんな事業でですね金が下りてきていますけれども、これが継続されるものとは思われません。いずれはこの分の状況については、どっかで絞られる可能性が十分あると理解しなきゃならないと思います。そういう将来展望を踏まえた場合には、やはり今までやってこなかった事業、あるいはまた先送りしてきている、そういうものにもこの際やっぱり手をつけながら、そうすることによって後の負担については多少軽減されていくということもですね頭の中に入れてながら今回の事業は取り組んでいかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えています。

いずれ八峰町は基盤となっているのは農林漁業、そしてまた観光という産業が中心になっていると思いますので、こういったものを基盤にしながらのものをですね、やっぱり強化をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 今回の交付金事業というものを私は全く否定しないということだけは町長、理解してほしいと思います。この旧八森、旧峰浜、小規模合併を提案してですね、それが住民の理解を得て、そして今この八峰町誕生3年になりました。財政的な面から、今、町長が先ほど話出ましたので、確かに財調の状況を見れば他町村、近隣から見ればですね、私は非常に財政的に組みやすい状況に当局あるのかなと、こう思います。その合併の加算含めたそういうものがなくなったときの不安というのももちろんあるでしょう。しかし、その財調とてもですね、住民の理解あってからこそまたこのように事業を進めながらこの八峰があるわけでありまして、この3年間、住民の理解、協力というものは非常に大きいものがあると思うんです。そこにですね、例えばですよ、この財調の1億円というものを使いながらそれを手当てした場合に、ある意味で還元という言葉かどうかわかりませんが、そういうとらえ方を給付するというのもですね、私は何ら将来不安を思えば何もできませんけれども、それは町長の判断ですが、ある意味でこれは町長の政策的判断だと思うんですよ。これは職員にですね、その提案させてもだれも出してきません。議員でなければ出しませんよ。町長どうですか、この点、いま一度お願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 政策提案、そしてまた菊地さんなりの方針の提案だというふうに受けとめております。確かに政策については一般的なものでなくて、やっぱり大胆な発想もこれは必要だと思いますから、そういう意味では評価をしますけれども、ただやっぱり現実的な問題もあわせながら考えていかなきゃなりません。確かに今、将来、考えた場合、そればかり考えては何もできないじゃないかということになりますけれども、ただ確実に今、合併4年目に入りました。10年後からは段階的に交付税が減らされて、15年目には算定替えもなくなるという状況が待ち構えているわけです。それからまた、そうなりますと当然2、3割は減らされる状況、さらには今の国のですね状況からいって、果たして今のままの交付税でいくのかという、そういう状況もあわせて考えなければなりませんけれども、いずれ大胆な提案というふうに受けとめて取り入れる余地があ

ればですね、後ほどまたいろいろ内部でも議論してみたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 給付金の話はこの…、町長、来年選挙ですからね、今これやればばらまきと言われませんか。来年大丈夫ですよ、これ今やれば。

これはこの辺にしましてですね、実はこの空き家に関してですが、私ホームページ上で5件の照会だと思ったんですけど7件あるんですか今、7件。今度7件。あのページをですね、どこの町村もほとんどがこれなされていると思うんですが、その空き家の写真を紹介しながら、その空き家の間取りを含めた状況を書いています、あの紹介でだれも行ってみたいとは思わないと思いますよ。ただ紹介ですもの。そこに魅力あるものを何かつけないとですね、だれも見向きしません。そういう思いからですね、まずひとつその辺を、私要望しておきます。これはもうちょっと見直ししてですね。それから、その中に八峰の空き家が一つも照会ないんですが、これはたまたまですか。失礼、旧八森地区の空き家は一つも載っていません。なかったのかな。該当するものがなかった。そうですか。わかりました。その辺をですね、もう一度見直ししてですね、このページ上をもう少し具体的に、魅力あるものを、魅力あるものを決定しないとこれ載せられませんので、早急にその辺をですね協議していただきたいと私から要望して終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで8番菊地議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は明日午前10時より行いますので、ご参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後 4時06分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

平成21年6月19日（金曜日）

議事日程第3号

平成21年6月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第83号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会補正予算（第1号）
- 第3 推薦第1号 農業委員の推薦について
- 第4 陳情第3号 JR不採用問題の早期解決を求める陳情書
- 第5 陳情第4号 「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳情
- 第6 陳情第5号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める陳情書
- 第7 陳情第6号 秋田社会保険病院を公的に存続・拡充を求める陳情書
- 第8 陳情第7号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第9 発議第2号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 第10 請願第1号 農地法の「改正」に反対する請願
- 第11 請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願
- 第12 発議第3号 ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書の提出について
- 第13 請願第3号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願
- 第14 発議第4号 政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書の提出について
- 第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第16 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子

7番 門脇直樹 8番 菊地 薫 9番 福司 憲友
10番 鈴木一彦 11番 柴田正高 12番 芦崎 達美
13番 木藤 實 14番 見上政子 15番 須藤 正人
16番 阿部 栄悦

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木 正 憲
教 育 長	千葉良一	総 務 課 長	嶋 津 宣 美
企画財政課長	米 森 昭 一	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	伊 勢 均	税 務 課 長	小 林 孝 一
生涯学習課長	齊 藤 英市郎	産業振興課長	須 藤 德 雄
農業振興課長	松 森 尚 文	建 設 課 長	武 田 武
幼児保育課長	加賀谷 敏 一	農業委員会事務局長	小 林 慶 範
学校教育課長	辻 正 英	学校給食センター所長	木 村 学
峰浜町民サービス課長	金 平 嘉 孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡 田 辰 雄	書 記	吉 元 和歌子
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

本日の会議は、昨日、議会運営委員会で決定され、皆様のお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第2、議案第83号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 皆さん、どうもおはようございます。

議案説明の前に、この場をお借りして一言おわび申し上げます。

このたび国保事務の執行に当たりまして当方のミスということで、議員の皆様、それから関係者の皆様、それから町民の皆様に大変ご迷惑をおかけしました。おわび申し上げます。

それでは、議案第83号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,235万6,000円とするものです。

今回の補正予算編成に当たりましては、歳入歳出全般について見直し、また、地域経済が大変苦しいという状況を踏まえ、国民健康保険事業基金を活用しながら被保険者の皆様の負担の軽減を図っていくこととしました。

それで試算した結果、2回目の試算です。1回目は大変失礼しました。試算した結果、歳入面では前年度繰越金や現時点での国庫負担金等の交付見込額を精査し、そして基金を全額取り崩して財源としました。また、歳出面では予備費、通常1,000万円ほど計上してるんですけども、それを500万円という形で最小限にしまして運用していくと、そういう考えの中で試算したところ、保険税率を現行のままとした次第でございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。5ページの方をお願いします。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税です。1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額が3億1,143万2,000円、補正額がマイナスの1億2,694万4,000円、補正後が1億8,408万8,000円です。節1節医療給付費分現年課税分が1億801万4,000円の減。それから2の後期高齢者支援金分現年課税分が501万9,000円の減。それから3節の介護納付金分の現年課税分が1,391万1,000円の減。2目の被保険者国民健康保険税ですけども、補正前が2,823万3,000円、807万7,000円の減で、補正後が2,015万6,000円ということなんです。1節の医療給付費分現年課税分が590万円の減。それから2節の後期高齢者支援金分現年課税分が81万8,000円の増。それから3節介護納付金分現年課税分が299万5,000円の減です。

それで、非常に税額に対して、当初予算に対して減額幅が大きいことについてひとつ

おわび申し上げたいと思います。

予算編成では通常、医療給付費等の額、いわゆる歳出面を決めまして、それから歳入財源といいますか、そういうものを充てていきます。それで当初予算編成は12月から1月中に行われたわけですけれども、その時点では国庫支出金の交付決定額等がないもの、あるいは翌年度の繰越見込みが不明ということで、それから国庫支出金等を多めに見てですね歳入欠陥が生じることのないように考え、このような編成となってしまいました。ただ、当方で考えていた以上に誤差が生じてしまったことはご覧のとおりであります。非常に反省しております。私も不慣れでしたけれども、来年度以降は十分精査して予算編成に当たりたいと思いますので、ご理解願います。

次のページをお願いします。

3款国庫支出金1項国庫負担金です。1目療養給付費負担金1節の現年度分として、説明の療養給付費負担金が699万4,000円の減。それから介護納付金負担分が151万2,000円の減。療養給付費負担が118万2,000円の増ということです。

3款国庫支出金2項国庫補助金、介護従事者処遇改善臨時交付金、これは新規に87万4,000円を計上しました。これについては介護報酬アップに伴う、いわゆる保険者の納める介護納付金ですね緩和措置として臨時に交付されたものです。

それから4款療養給付費交付金1項の療養給付費交付金1目療養給付費交付金です。現年度分として、医療費が251万6,000円の減。それから現年度分、後期高齢者支援金分が1,300万5,000円の増でございます。

それから5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金……………
……………続けさせていただきます。の現年度分1,519万1,000円の増という内容です。

それでは、8ページの方をお願いします。

9款繰入金2項基金繰入金1目の基金繰入金です。ここに889万円ということで国民健康保険事業基金繰入金、ほぼ全額を取り崩したものです。歳入財源として充てたものです。ちなみに基金残高は76円でございます。

それから10款繰越金1項繰越金です。1目の療養給付費交付金繰越金、補正額で766万5,000円ということで、退職者医療交付金繰越金766万5,000円の補正ですけれども、今回のうちの方でミスがあったのはこの部分でございます。精算の段階では、ここを2,000万円ということで、このお金は20年度に過払いとなった分について21年度で支払基金の方に返すお金なんですけれども、この部分を2,000万円ということでうちの方で当

初積算した関係で間違いがあったものです。2目その他繰越金、補正額が7,692万1,000円。これは前年度の繰越金です。繰越金の内容を申し上げますと、大体9,471万4,000円が20年度から21年度に繰り越す予定でございます。それから1目の療養給付費の繰越金分766万6,000円を引いた8,704万8,000円が、いわゆる繰越財源と考えております。それで、そのうち今回予算化したのが補正後8,192万1,000円ということで、今後の国保の補正財源、繰越財源は512万7,000円が残っているという内容でございます。

それから11款諸収入4項雑入7目の雑入です。これは1,583万円ということで、平成19年度分老人保健医療費拠出金の還付金でございます。これは19年度に支払いした拠出金に対して精算になったもので還付されるものでございます。

それから10ページをお願いします。

歳出の関係ですけれども、ここで2款1項療養給付費の1目一般被保険者療養給付費から4目の退職被保険者等療養費については、財源内訳の補正ということですが、それから2款保険給付費2項高額療養費ですけれども、これも1目の一般被保険者高額療養費、それから2目についても補正財源の補正でございます。

それから12ページをお願いします。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援分。なお、歳出については現時点で確定通知、それらに基づいて補正しながら計上したものです。後期高齢者支援分の19負担金補助及び交付金ということで564万9,000円、補正させていただいております。

それから4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金の1前期高齢者納付金19節の負担金補助及び交付金18万5,000円の補正です。

それから5款老人保健拠出金1項の老人保健拠出金2目の老人保健事務費の拠出金、これも19節で10万2,000円の減とさせていただきました。

それから6款介護納付金1項介護納付金です。これについても19節の負担金補助及び交付金で444万6,000円の減としております。

それから14ページをお願いします。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3の償還金、補正額が766万7,000円ということで、歳入でも触れましたが、この部分、この金額について支払基金の方に還付するお金でございます。

それから11款の予備費1目の予備費ですけれども、これについては当初2,000万円ほ

ど計上してあったんですけれども、予備費の残額を500万円にすると、最小限にするということで1,543万8,000円を減じたものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） あまり数的に詳しくないのでちょっと単純な質問なんですけれども、先ほど8ページの繰越金のところで大きな誤りがあったという766万5,000円ですか、この時点で大きな誤りがあったということなんでしょうか。それで北羽の記事を見ますと、後期高齢者のところで計算違いがあって、それで1,200万円ほどの差が生じたというふうな私なりにちょっとそういうふうに思っているんですけれども、もう少しその辺ちょっとわかりやすく、この提出されたものとおりでなくても少し詳しくお話しただけだと思いますことと、それから、これがミスとして担当課が1人でこれを扱ってられるのか、大変忙しい方なのではないかと思うんですけれども、その辺の仕事量とか1人で扱っていることの大変さから生じたことなのか、どうしてそういうふうなことが生じたのか、その辺についてもお話し願います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 8ページですね療養給付費交付金のことです。

先ほども言いましたけども、当初、担当の方で試算しました。それで新聞の方に後期高齢云々という確かに表現がありましたけれども、平成20年度から後期高齢が始まります。それから退職医療の年齢が74から65に下がってきていると。そういういろいろなからみの中でこの退職療養費給付金の試算があるわけです。私の方ですで試算した結果、当初2,170万円ほどになるのではないかと。というのは、それは前年度の試算表に基づいてそれを出されたものでした。議案作成、皆さんのお手元に差し上げた後です。支払基金の方にやる段になって、向こうの方で提示されたワークシートというんですか。計算表、それで入力しようとしたところ入力がされなかったということでした。それでどうしてなのかなということで対比しました。専門的な用語になるかと思いましたが、新しく退職被保険者に関わる調整対象基準等の合計額という、この欄が一つ新しく加わってました。この欄を担当が、はっきり言えば私の方で見落した関係で、前年度試算表に基づくと2,000万円であったんですけれども、この1項を加えることによって実質には766万円ほどのお金で済んであったということで、差し引き約1,200万円のお金が

自由に使える繰越金の方に回っていくと、そういうミスでございました。

それから1人で取り扱いをして仕事量、あるいは原因等のお話しです。

これはですね確かに1人で、予算編成の方については1人の担当が行っております。ただ、その仕事量云々は、このような少ない職員の中でどこの課もやっていることなので、一概に私の方の課だけが仕事が多寡だと、そういうような表現とはできませんので。

それから原因等に関しては単純にミスといえば単純なミス。制度が変わった時のそれを十分精査しなかったといえばそうなんですけれども、結論的には担当、私の方のミスということでご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 昨日も一般質問で菊地議員から同じような質問があったわけですが、私の方からもひとつお伺いをしたいと思います。

この厳しい社会情勢の中で今回の国保税のミスがなければ、この引き上げ案が上程されていたというふうに思います。私も上程されれば反対のつもりでございました。この厳しい経済情勢、そして雇用の悪化ということを考えて時に、やはりもうひとひねり町の方でもこの厳しい時代だからこそ考えてもよかったのではないかなというふうに思います。

町長の政治的な基本姿勢は「公正・公平」であります。確かに公正・公平、ルールどおりにやるというのは政治に携わる者としては大変大切なことかもしれません。しかしながら、それではこういう厳しい社会情勢の中では町民に血の通わない政治、冷たい政治に映ってしまうのではないかとというふうに危惧をいたしております。こういう厳しい時代、そして我々八峰町では庁舎をはじめたくさんの箱物が今現在進行しております。何億、何千万、そういう箱物のお金はどんどん使っていく。しかし、こういうことになると引き上げを考えてしまう。町民は、新しい庁舎だっけ何もいらね。我々の社会保障を軽減してければ、それでやったと。あちこちさいっぺ新しいもの建たってるねがと。何してこういうどごさじえんこ使ってけねったが、というのが町民の率直な叫びであります。そういうことに対して、これからもこういうケースが出てくるかと思いますが、やはり町長はもう少しそういうソフト面でも考えていかなければならないのではないかとというふうに思います。町長のこれからの考え方、姿勢というものをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

私としても今の現下の経済情勢、そういうものを踏まえながらできるだけ負担を軽減していくということの考え方については異議を挟むものではありません。

ただやっぱり基本的な保険制度のあり方の問題でもこれは関連してくるわけでございまして、国保制度そのものが今全体的にかなりいろんな面で問題を出してきているというふうな状況がございます。先ころ、松岡議員からも制度の一本化の問題で全然進展してないんじゃないかという指摘もありましたけども、現在そのとおりでございまして、やっぱり制度の中で、これは我が町だけでなくいろんな全国の市町村の中で保険制度、特に国民健康保険制度のあり方については問題が出されています。やはり基本的にはこれ保険制度でありますから、この保険の中で賄っていくというのが基本線でございます。これをですね、もし崩すとなれば、この後ですね制度そのもののあり方そのものが今度は逆に問われてくる面もありますので、私としてはやっぱりこういう現下の情勢ではありますけども、できるだけ努力をしながらやっぱり制度そのものは維持をしていくということでない、いろんな保険者がおりますので他の保険者の場合も同じような扱いになるかというそういう問題もまた提起される危険性もございます。そういう面では非常に心情的にはわかりますけれども、後々のやっぱり制度の維持を考えた場合はぎりぎりまで努力をしながら、そしてなおかつこの制度そのものは維持していくという、そういうことが今必要ではないかなと思っています。確かに一部報道等で一般財源を投入するという話もありますけれども、こうなった場合は今度は、いつの場合もですね、これが求められてくるとすれば一般財源そのものにまた影響してくる可能性も十分あります。そういう意味では、まずぎりぎりまでですね保険制度について努力するということが前提でなければならないと思いますので、そういう面で最小の段階でもぎりぎりまでまずやって努力はしたつもりでございまして、そういう制度との始まりの前では大変苦しい選択ではございますけども、まずそういう立場で今回も考えたところでございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 町長と私の考え方の違いでありますから、これはどうにもなりません。しかしながら、確かに町長は制度、ルールどおりと言います。それでも、もうひとひねりすればやはり町民に対する公正・公平に愛情をまぶした時に、やはり何かこういう厳しい時代に町民を救える、そういう政策が出てくるのではないかと、私はそういうふうに期待して今申し上げたわけでありまして。しかしながら制度がある、一般会計からの繰り

入れは難しいと、こういうことでもう町長はそこでストップしてしまっている、それが私にとってはちょっと残念だなというふうに思っています。これは考え方の違いですからどうにもならないことであります。これで終わります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほどの再々質問ちょっとやりそびれましたので、うっかりミス、ケアレスミス、これは誰でも起こることです。ただやっぱりこの数字、国保とかこういう町民に負担がかかる部分について、このケアレスミスがどうして生じるのか。福祉課にいろんな申請とかどうなっているのかっていう相談に行った場合、やはりこの人の負担というのは非常に重く感じます。この人がいないと答えができない。今いないので、この人に相談してから待ってください。こういう例がたびたびあります。本当に1人でいろんなものを担当して、管理職としてそばで見ている大丈夫なのかどうなのか、何か補佐する面とか必要なのではないかと、そういうふうな考えはないですか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 事務量的お話の件で、確かに福祉保健課の私の方では介護、それから後期高齢とかですね、いろいろな国保、それから障害福祉の方とか、あるいは生保関係のお手伝いというんですか、いろいろな幅が広い分野であります。今のところ職員は基本的に大きく係として福祉係と年金のですね係というのが大きく分かれて、その中ではお互いに来客者のためには何ていいますか、できるだけ対応できるようにというような取り組みはしております。ただ、どうしても専門的なお話になってくると、基本的に担当、一担当一業務というんですかね、一つの中心となる職員がいるもんですから、その人がいないとなかなか答えられないというそういう場面はあります。当然、人事異動それらの関係でも人も動いていくわけで、そこに行ってもすぐに万能的にやれるというわけでもございません。その点についてはですね課内でもまだ連絡調整しながらですね、こういうお話があったということをお話しながら、できるだけ迷惑かけないようにしていきたいと思っております。

あと事務量的関係についてはいろいろ、じゃあ前任者はどうであったのかと、そのような問題もあろうかと思っております。この事務量的については、基本的には今の担当が例えば国保なら国保、国保は2人体制で基本的にやっていますけれども、そういう面ですら事務量的あるいは負担増というんですかね、について私の意見を求められてもですね、確かに担当は必死にやっているということをご理解願いたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

鈴木一彦君。

○10番（鈴木一彦君） 次の議事日程については私個人も関する案件ですので、退席をしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 鈴木議員の退席を許可いたします。

（10番 鈴木一彦君 退席）

○議長（阿部栄悦君）

日程第3、推薦第1号、農業委員の推薦についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

推薦第1号

農業委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、下記の者を農業委員として推薦する。

平成21年6月19日提出

提出者 八峰町議会議員 今井一政

賛成者 同上 門脇直樹

〃 〃 石塚正一

〃 〃 福司憲友

記

推薦者名簿

1、住 所 八峰町八森字浜田78番地 2
氏 名 佐々木清美
生年月日 昭和9年7月27日生

2人目でございます。

住 所 八峰町峰浜目名湯岩子138番地
氏 名 鈴木一彦
生年月日 昭和28年3月3日生

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 議会推薦の農業委員は、ただいま朗読のとおり、佐々木清美さん、鈴木一彦君の2名を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、佐々木清美さん、鈴木一彦君の2名に決定いたしました。

鈴木議員の出席を許可いたします。

（10番 鈴木一彦君 出席）

○議長（阿部栄悦君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

.....
午前10時44分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、陳情第3号、JR不採用問題の早期解決を求める陳情書を議題とします。
内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第5、陳情第4号、「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求める陳

情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第4号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより陳情第4号について討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 全面的な賛成討論を行います。

物価に見合う年金の引き上げということですが、低年金者、八峰町でも後期高齢者の保険料の徴収が普通徴収が100人以上おります。また、無年金者の中には若い時、一生懸命出稼ぎに行き働いてきて、それで働き先で保険がなかったという高齢者の話もたくさん聞きます。こういう人たちのためにも、ぜひとも年金の最低年金8万円、これを底上げしていくべきだということで、私は賛成いたします。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。お諮りします。本陳情について趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立多数です。したがって、陳情第4号は趣旨採択とすることに決定しました。

日程第6、陳情第5号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第7、陳情第6号、秋田社会保険病院を公的に存続・拡充を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第6号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員です。したがって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

日程第8、陳情第7号、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第7号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

日程第9、発議第2号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第2号

平成21年6月19日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第7号、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるものであります。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第10、請願第1号、農地法の「改正」に反対する請願を議題とします。

お諮りします。請願第1号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番柴田正高君。

○11番(柴田正高君) 私は今回のこの請願に対する反対の立場から討論いたしたいと思います。

この中に書かれている農産物の輸入自由化や市場原理によって家族経営農業の継続が困難になったという面は私も認めます。しかし、いまや我が国の耕作放棄地が埼玉県の面積に匹敵するぐらいとなっております。これは日本の今農業従事者の平均年齢は70歳近くに達しております。今後10年後を考えると、本当にこのままでいいのかという思いを持っております。

農地は作物を生産するという機能のほかに、景観維持や大雨の時の貯水能力などいろんな多面的機能を持っております。すなわち日本の農地を維持することは国土を維持するということになろうと思います。

今どンドンどンドン農業従事者が減っている現状を見ますと、企業の参入もやむを得ないものと思いますので、今回の請願には反対いたします。

○議長(阿部栄悦君) ほかに討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 賛成討論をします。

一昨日、これは国会で通りまして、通ったんですけれども、自民党、公明党、民主党の賛成で通ったんですけれども、これをまたこのまま引き続き議会の中に提出させていただいたことに大変感謝いたしますけれども、ただやっぱり家族農業の経営ができなくなったということには価格補償、市場原理等でミニマムアクセス米が入ってきたことで、農業がもうこれ以上続けていられない、こういうことをやってきたのはやはり農政の結果ではないかと思えます。それに対してやはり今、大企業がこれに参入してきましていろんなところで実践してますけれども、間に合わないともう即撤退ということで、北海道とか大規模な農業、ケチャップとか大豆とかいろんなことをやった結果、これはもう価格が間に合わない、こういう予測がされるともうすぐ撤退をして、また荒れ地の野に

なってしまう、こういうふうなことでは非常に困ります。そういう意味でも、この農地法が大企業のために、企業経営のために農業が図られるということではなくて、やはり従来からある家族経営、これを保証していけるような農政にしていかななくてはならないと思いますので、私はこの請願に賛成いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。お諮りします。請願第1号を趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、請願第1号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第11、請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願を議題とします。

お諮りします。請願第2号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立で行います。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員であります。したがって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

日程第12、発議第3号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第3号

平成21年6月19日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する請願」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第13、請願第3号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願を議題とします。

お諮りします。請願第3号は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は委員会の付託を

省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。この採決は起立で行います。請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員。したがって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

日程第14、発議第4号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第4号

平成21年6月19日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	同 上	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「請願第3号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長(阿部栄悦君) 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成21年6月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時09分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人